

官報

号
国会会議録

令和七年四月二十四日

○第二百十七回
会 衆議院会議録 第二十三号

令和七年四月二十四日(木曜日)

議事日程 第二十一号

令和七年四月二十四日

午後一時開議

第一 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案(内閣提出)

第二 防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

第六 海洋法に関する国際連合条約に基づき、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件

第七 職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約(第百五十五号)の締結について承認を求めるの件

第八 千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

一 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

日程第一 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案(内閣提出)

日程第二 防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

日程第六 海洋法に関する国際連合条約に基づき、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件

日程第七 職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約(第百五十五号)の締結について承認を求めるの件

日程第八 千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

衆議院規則の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

衆議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出)

公益通報者保護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(額賀福志郎君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(額賀福志郎君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

小野寺五典君及び島田洋一君から、四月二十七日から五月四日まで八日間、西村康稔君から、四月二十七日から五月六日まで十日間、請暇の申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも許可することに決まりました。

日程第一 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案(内閣提出)

○議長(額賀福志郎君) 日程第一、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案を議題といたします。

委員長(額賀福志郎君)の報告を求めます。内閣委員長大岡敏孝君。

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○大岡敏孝君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

〔大岡敏孝君登壇〕

○大岡敏孝君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

令和七年四月二十四日 衆議院会議録第二十三号

議員請暇の件 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案

本案は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策について、基本理念並びに人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する基本的な計画の策定その他の施策の基本となる事項を定めるとともに、人工知能戦略本部を設置するものです。

本案は、去る四月八日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会においては、翌九日城内国務大臣から趣旨の説明を聴取した後、十一日から質疑に入りました。十六日には参考人から意見を聴取し、十八日質疑を終局いたしました。

質疑終局後、本案に対し、立憲民主党・無所属及び有志の会の共同提案による修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、原案及び修正案を一括して討論を行い、順次採決しましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(額賀福志郎君) 日程第二、防衛省設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。安全保障委員長遠藤敬君。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔遠藤敬君登壇〕

○遠藤敬君 ただいま議題となりました法律案につきまして、安全保障委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛隊の組織の改編、自衛官等の人材確保のための制度の整備、物品役務相互提供協定に係る規定の整備等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る四日、本会議における趣旨説明、質疑の後、本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、十日中谷防衛大臣から趣旨の説明を聴取しました。十一日、十七日及び十八日、質疑を行い、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(額賀福志郎君) 日程第三、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長宮崎政久君。

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔宮崎政久君登壇〕

○宮崎政久君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、中小企業の取引の適正化を図るため、下請事業者その他の用語を中小受託事業者等に改めるとともに、従業員数の大小による規制対象となる事業者の範囲の拡大、製造等の目的物の引渡しに必要な運送委託を規制対象取引へ追加すること、協議を適切に行わない代金決定の禁止、手形による代金支払いの禁止等を行うほか、振興事業計画における支援対象への運送委託に係る事業者の追加等を行うものであります。

本案は、去る四月十一日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託されました。同日伊東国務大臣から趣旨の説明を聴取し、十六日及び十八日に質疑を行いました。

質疑終局後、自由民主党・無所属の会、立憲民主党・無所属、日本維新の会、国民民主党・無所属クラブ、公明党及び有志の会の六党派共同提案により、この法律の施行期日を「公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日」から「令和八年一月一日」に改める修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、採決を行った結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

日程第四 特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(額賀福志郎君) 日程第四、特別会計に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長井林辰憲君。

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔井林辰憲君登壇〕

○井林辰憲君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、財政投融資特別会計の投資勘定について、政策的重要性が高く成長が見込まれる分野等に対し、安定性を確保しつつ機動的に投資資金を供給するため、所要の改正を行うものであります。

本案は、去る四月十四日当委員会に付託され、翌十五日加藤財務大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。

十八日、立憲民主党・無所属より修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、本案及び修正案を一括して質疑を行い、同日質疑を終局いたしました。

二十二日、本案及び修正案について討論を行い、採決を行った結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（額賀福志郎君） 採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（額賀福志郎君） 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

○議長（額賀福志郎君） 日程第五、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長井上貴博君。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔井上貴博君登壇〕

○井上貴博君 ただいま議題となりました承認を求めるの件につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、北朝鮮船舶の全ての船舶、北朝鮮に寄港した第三国籍船舶、国際連合安全保障理事会の決定等に基づき制裁措置の対象とされた船舶及び北朝鮮に寄港した日本籍船舶の入港禁止措置が四月十三日に期限を迎えるため、四月八日の閣議において、入港禁止措置を二年間延長することを決定したこと、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、入港禁止の実施につき国会の承認を求めるものであります。

本件は、去る四月二十二日本委員会に付託され、二十三日、中野国土交通大臣から趣旨の説明

を聴取した後、直ちに採決いたしましたところ、賛成多数をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（額賀福志郎君） 採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（額賀福志郎君） 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

日程第六 海洋法に関する国際連合条約に基づき、海洋法に関する国際連合条約に基

づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件

日程第七 職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約（第百五十五号）の締結について承認を求めるの件

日程第八 千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

○議長（額賀福志郎君） 日程第六、海洋法に関する国際連合条約に基づき、海洋法に

属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件、日程第七、職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約（第百五十五号）の締結について承認を求めるの件、日程第八、千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当

直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件、右三件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長堀内詔子君。

海洋法に関する国際連合条約に基づき、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約（第百五十五号）の締結について承認を求めるの件及び同報告書

千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔堀内詔子君登壇〕

○堀内詔子君 ただいま議題となりました三件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、国連公海等生物多様性協定は、令和五年六月十九日に採択されたもので、公海及び深海海底における海洋遺伝資源の利用、海洋保護区の設定、環境影響評価の実施、海洋技術の移転等について定めるものであります。

次に、職業安全衛生条約は、昭和五十六年六月二十二日に採択されたもので、作業に関連した事故及び健康に対する危害の防止を目的とする措置について定めるものであります。

最後に、千九百九十五年の漁船員訓練、資格証明及び当直基準条約は、平成七年七月七日に採択され、令和六年五月二十三日にその附属書の改正が採択されたもので、漁船員の訓練及び資格証明並びに当直に関する国際的な基準について定めるものであります。

以上三件は、去る四月十七日外務委員会に付託され、翌十八日岩屋外務大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。二十三日に質疑を行い、質疑終了後、順次採決を行いました結果、三件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第六につき採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

次に、日程第七及び第八の両件を一括して採決いたします。

両件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。よって、両件とも委員長報告のとおり承認することに決まりました。

○鈴木隼人君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

議院運営委員長提出、国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案、衆議院規則の一部を改正する規則案及び衆議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程案の三案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(額賀福志郎君) 鈴木隼人君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

衆議院規則の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

衆議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出)

○議長(額賀福志郎君) 国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案、衆議院規則の一部を改正する規則案、衆議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員長浜田靖一君。

国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案

衆議院規則の一部を改正する規則案

衆議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程案

(本号末尾に掲載)

(浜田靖一君登壇)

○浜田靖一君 ただいま議題となりました各案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。まず、国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律附則第十条の規定に基づく検討を踏まえ、国会において重要経済安保情報の提供を受ける際の手続やその他国会における重要経済安保情報の保護措置を定めようとするものであります。

次に、衆議院規則の一部を改正する規則案は、衆議院における重要経済安保情報の閲覧手続を定めるとともに、議員が重要経済安保情報を漏らした場合の取扱いを明確化しようとするものであります。

次に、衆議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程案は、衆議院情報監視審査会における重要経済安保情報の保護措置等を定めようとするものであります。

なお、施行日は、いずれも、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の施行の日である令和七年五月十六日であります。

各案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 三案を一括して採決いたします。

三案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、三案とも可決いたしました。

○鈴木隼人君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、公益通報者保護法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(額賀福志郎君) 鈴木隼人君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

公益通報者保護法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(額賀福志郎君) 公益通報者保護法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。消費者問題に関する特別委員長浦野靖人君。

公益通報者保護法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(浦野靖人君登壇)

○浦野靖人君 ただいま議題となりました法律案につきまして、消費者問題に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近年の事業者の公益通報への対応状況及び公益通報者の保護をめぐる国内外の動向に鑑み、事業者が公益通報に適切に対応するための体制整備の徹底と実効性の向上、公益通報者の範囲拡大、公益通報を阻害する要因への対処及び公益通報を理由とする不利益な取扱いの抑止、救済の強化を講じようとするものであります。

本案は、去る四月十五日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、同日伊東国務大臣から趣旨の説明を聴取しました。十七日から質疑に入り、二十二日に参考人から意見を聴取しました。

二十三日には、本案に対して、立憲民主党・無所属から修正案が提出され、趣旨の説明を聴取し、原案及び修正案について一括して質疑を行いました。

本日、質疑を終局し、立憲民主党・無所属から提出されていた修正案について撤回を許可した後、自由民主党・無所属の会、立憲民主党・無所属、日本維新の会、国民民主党・無所属クラブ、公明党及び日本共産党の六党派共同提出により、検討規定について、検討の目的を施行後五年から施行後三年とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取しました。

次いで、採決いたしました結果、本案に対する修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。

本案の委員長報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(額賀福志郎君) この際、内閣提出、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。国土交通大臣中野洋昌君。

(国務大臣中野洋昌君登壇)

○国務大臣(中野洋昌君) 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

マンションは、その総数が七百万戸を超え、我が国における重要な居住形態の一つとなっている一方で、建物と区分所有者の二つの老いが進行し、外壁の剥落等の危険や集会決議の困難化などの課題が顕在化しております。

こうした状況を踏まえ、マンションの新築から再生までのライフサイクル全体を見通して、その管理や再生の円滑化等を図る必要があります。このような趣旨から、この度、この法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして、御説明申し上げます。

第一に、マンションの管理の円滑化等を図るため、分譲事業者による管理計画の作成を可能とするとともに、管理組合の管理者を兼ねるマンション管理業者に対して、自己取引等を行う際の区分所有者への事前説明を義務付けることとしております。また、修繕等に係る決議について、集会に出席した区分所有者の多数決によることとするとともに、管理不全の専有部分等について、裁判所

が選任する管理人に管理させることができる制度等を創設することとしております。

第二に、マンションの再生の円滑化等を図るため、建物、敷地の一括売却や、いわゆる一棟リノベーション等に係る決議について、区分所有者の多数決によることとするともに、これらの決議が成立した場合における組合の設立や権利変換計画の決定手続等について、必要な規定の整備を行うこととしております。また、隣接地の所有権等について、建替え後のマンションの区分所有権への権利変換を可能とする等の措置を講ずることとしております。

第三に、地方公共団体の取組の充実を図るため、外壁の剥落等の危険な状態にあるマンションに対して、地方公共団体による報告徴収や勧告等を可能とするともに、地方公共団体がマンションの管理の適正化の推進に取り組む一般社団法人等をマンション管理適正化支援法人として登録することができるとしてしております。

その他、これらに関連いたしましたので、所要の規定の整備を行うこととしております。以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(額賀福志郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。長友よしひろ君。

〔長友よしひろ君登壇〕
○長友よしひろ君 立憲民主党の長友よしひろで

す。

会派を代表しまして、議題となりました、マンションに関する五つの改正案を束ねた、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案について質問します。(拍手)

一九八一年以前に建てられた旧耐震基準のマンションや、老朽化が危惧される築四十年以上のマンションは百三十七万戸あります。そのようなマンションへの対策が喫緊の課題と認識し、政府はこれまでも、マンション管理適正化法やマンション建替え円滑化法などにより、マンション対策を講じてきました。

我々立憲民主党も、かねてより、築年数が経過したマンションの建て替えを促進する政策を更に拡充させることを公約とし、提案をしてきました。そして、今回の改正案は、我々の提案も踏まえ、これまでの不足部分が一部補われ、一定の前進が図られたものと評価をします。

しかしながら、この改正案でもいまだに足りない点、明確でない点、実効性に疑問が残る点があります。中でも、その基本的な事項への対応について、生活実態に見合った、国民目線に立つた、真摯で前向きな答弁を期待し、質問をします。

最初に、先月四日に報道されましたマンションの大規模修繕工事をめぐる談合事件について伺います。

報道によりますと、関東地方のマンション老朽化などに伴う大規模修繕工事をめぐり、施工会社およそ二十社が、受注する会社や価格を事前に話し合いで決める違法な調整を繰り返していた疑いがあるとして、公正取引委員会が一斉に立入検査を実施しました。

このような不当な取引制限と言える受注調整は、長年にわたり業界内で行われ、工事費が不当に高額になっているとの指摘があります。事実であれば、独占禁止法違反です。談合による修繕工事費増で損害を被るのはマンション住民であり、許し難い話です。我々立憲民主党は、談合事件に対し、厳しい態度で臨み、徹底した真相解明を求めます。

この事件は極めて重大です。そもそも、原因はどこにあったのでしょうか。既存法制で不十分だったのはどこなのでしょう。所管官庁である国土交通省に瑕疵はなかったのか、見解を伺います。

あわせて、居住者の不利益となるこの談合事件について、調査の徹底と結果の速やかな公表が必要で。また、再発防止のための具体的な取組を早急に示す必要があると思いますが、見解を伺います。

次に、この事件を踏まえて、本改正案での今後の修繕工事等の発注に関する課題について伺います。

管理業者が関連会社に修繕工事等を発注することとは、全てがそうとは言いませんが、管理組合の利益に反する可能性がないとは言いきれません。本改正案では、管理者を兼ねる管理業者が自ら修繕工事等の受発注者になる場合に限って、区分所有者への事前説明の義務化が盛り込まれています。それが問題で解決するのでしょうか。管理業者が管理者を兼ねていない通常のケースも含めて、事前説明や相見積りの一律義務化などは必要ないのでしょうか。また、管理業者に対して、関連会社などとの取引の更なる透明化の具体策を講じるべきではないでしょうか。見解をお示しください。

次に、マンションその他の区分所有建物の管理及び再生の円滑化等を図るための議決の緩和等の課題の認識について伺います。

本改正案では、耐震改修や省エネ改修など、マンション性能の向上などに資する改修工事などで、共有部分の修繕など区分所有権の処分を伴わない事項については、現行の区分所有者全員による多数決から、集会に出席した区分所有者の多数決で決められるようになります。あわせて、裁判所が認定をした所在が分からない区分所有者を決議の母数から除外する制度を創設することとしています。また、建物、敷地の一括売却、一棟リノベーションなどのマンション再生に関しても、多数決決議が可能となります。これらの措置により、決議の円滑化が図られることが期待され、前進と言えます。

一方で、一括売却、リノベーションなど、マンション再生に関する決議要件の緩和は、区分所有者の財産権に大きく影響するものであると考えますが、重要な内容の周知を、施行まで一年に満たない期間で徹底できるのでしょうか。周知方法を含め、法務大臣に見解を伺います。

次に、本改正案の目標、効果として示されているKPIについて伺います。

マンション管理の適正化や市場における適切な評価が期待され、令和四年度から始まった管理計画認定の取得割合が、いまだ全体の約三％しかありません。このことは、単に、任意の制度であることのみが要因ではなく、認定取得の基準が厳しいことや、利点の内容に課題があるのではないのでしょうか。約三％を施行後五年間で二〇％とする今回の指標は、実現可能なのでしょうか。基準の緩和、利点の拡充が必要なのではないのでしょうか。認定取得の割合が低い原因についてどのような

に認識しているのか。その解決に向けた手法と支援策をどのように考えるのか。国交大臣に伺います。

マンション再生等の件数は、この四十年間で四百七十二件であるのに対し、施行後五年で千件と設定されています。果たして、本改正案の内容で実現可能なのでしょうか。そもそも、マンション再生がなかなか進まない原因は、議決権の問題だけなのでしょうか。今後、大量にマンション再生が必要な時代を迎える中で、ボトルネックとなっている原因はどこにあるのか。更なる制度改正や支援策の強化が必要ではないでしょうか。見解を伺います。

次に、地方公共団体への支援の在り方について伺います。

地方公共団体がマンション管理の適正化や再生に関与することは、管理不全の防止や居住環境の維持に重要なことと考えますが、多くの地方公共団体では専門人材が不足しています。結果、十分な支援が行き届いていないのが現状ではないのでしょうか。

そもそも、実態把握や指導、勧告等には、多くの労力や予算が伴います。地方公共団体の業務増加に見合った体制強化、つまり、人材の確保や育成、財政措置などの支援体制を具体的にどのように強化していくのか。地方公共団体と民間団体との連携強化で、マンションの管理、再生がどのように進むのか。国交大臣と総務大臣、それぞれに見解を伺います。

最後に、マンション管理、再生において最大の課題の一つと言える損害賠償請求権に関して伺います。

マンション新築時の施工不良による共有部分の水漏れや耐震強度不足など、マンション分譲事業

者による共有部分に生じた瑕疵担保責任等に基づく損害賠償請求権は、言うまでもなく、実際にその住戸を保有、使用する現区分所有者が最も影響を受ける立場です。

これまで、新築時購入者から一部でも区分所有権の売却があった場合は、管理組合の管理者が共有部分に関する損害賠償請求を一括して行えませんでした。この部分を改正し、旧区分所有者も含めて管理者が一括請求することが可能になったことは、前進と受け止めています。

しかしながら、損害賠償請求権は、売却される前の新築時購入者、イコール旧区分所有者に帰属し続けている前提のままで。よって、旧区分所有者が別段の意思表示を行った場合は、管理者の代理対象から除外されることになってしまいます。つまり、マンションが売却され、かつ損害賠償請求権が譲渡されていない場合で、旧区分所有者が同意しなければ、賠償金は旧区分所有者が得られることとなり、修繕費など、支障を来す可能性が極めて高いことが容易に想定できます。

実際、現に欠陥マンションを購入し被害を被っている方々、法曹界や関係者の切実な実情を私たち立憲民主党は何度となく伺ってきました。被害者の方々などからは、総じて、解決に至らないとの見解です。

分譲マンションの管理運営に関するルールや指針を、国土交通省がマンション標準管理規約として規範を示しています。事前の法案説明では、この標準管理規約を改めて、損害賠償により得たものは修補に充てる条文を盛り込む、つまり、あくまでも欠陥部分等のための修繕にしか使えないとの変更で対応を考えていると聞きました。

しかしながら、あくまで規約です。規約の拘束力は、法的にどのようなのでしょうか。まし

てや、今後の新築マンションでは当てはめられたとしても、既存のマンションでは規約改定が必要となります。そのとき、旧区分所有者への周知、承諾の取扱いはどうになるのでしょうか。遡及できるのでしょうか。法務大臣に伺います。

また、被害者団体や法曹関係者からは、区分所有権の譲渡に伴い、共有部分の欠陥に係る損害賠償請求権が譲受人に当然承継される制度の新設が現実的との意見が多数寄せられています。法務大臣の見解を伺います。

そして、現にこの問題により住環境の保持の危機に迫られている方々への対応をどのように考えているのでしょうか。憲法で保障されている、国民の生存権である住環境を守る立場の国土交通大臣に見解を伺います。

繰り返しになりますが、我々は、本改正案について、現在生じている課題解決に向けて一定の前進が図られるものと期待し、評価をしています。しかしながら、今申し上げた点などについて、本改正案のままで、実務的な対応も不十分で、実効性が担保されないと判断した場合は、修正提案等も検討していることを申し上げ、質問といたします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣中野洋昌君登壇)

○国務大臣(中野洋昌君) 長友よしひろ議員にお答え申し上げます。

まず、マンションの大規模修繕工事をめぐる談合事案について、原因や既存法制の問題、国土交通省の瑕疵について、また、調査の徹底と結果の速やかな公表、再発防止のための取組についてお尋ねがございました。

発注者の信頼を裏切り、その利益を損なう談合はあってはならないことであり、国土交通省で

は、これまでも、談合事案について厳正に対処するとともに、建設業法に基づく監督処分の基準において、営業停止の処分期間を加重するなどの措置を講じてきたほか、業界団体に対して、コンプライアンスの徹底等を累次要請してきているところであります。

御指摘の事案につきましても、公正取引委員会による調査の進展、実態の解明を見守りつつ、その結果を踏まえ、厳正に対処するとともに、コンプライアンスの更なる徹底を図ってまいります。

管理業者が管理者を兼ねていない場合における事前説明等の義務化の必要性、及び管理業者と関連会社等との取引の透明化の具体策についてお尋ねがありました。

管理業者が管理者を兼ねる場合には、修繕工事等の実施に当たり、管理業者が発注者の立場で自社や関連会社と直接取引を行うことが可能となるため、区分所有者の利益に反する事態が生じる懸念が指摘されているところです。このため、本改正案においては、管理業者に対して、自社のみならず関連会社と行う取引についても、取引の相手方や金額、相見積りの内容等を区分所有者に事前に説明することを義務づけることとしています。

管理業者が管理者を兼ねていない場合には、管理業者が発注者の立場にはないため、区分所有者への事前説明等を義務づけることはしておりませんが、管理業者が公正を害する行為を行った場合等は監督処分の対象となっています。このほか、国土交通省では、大規模修繕工事の発注等に関する相談窓口の周知等を行ってきたところであり、引き続き、これらの措置を通じて、取引の適正性の確保に努めてまいります。

管理計画認定制度は、管理組合による適正な管理を促すものであり、金融支援や税制特例等により認定の取得を支援しているところであります。

本制度は、令和四年に創設されたものであり、現時点では取得割合の評価は難しいと考えていますが、取得件数は毎年着実に増加してきていることに加え、本改正案により、新築マンションが認定の対象に追加されるとともに、新設するマンション管理適正化支援法人による認定取得の働きかけや普及啓発も期待されることなどを踏まえ、施行後五年間で取得割合を二〇％まで増加させることをKPIとしています。

この目標が確実に達成されるよう、引き続き、関係者とも緊密に連携をし、適正な管理に向けた取組を着実に進めてまいります。

マンション再生のボトルネックと支援の強化、KPIの実現可能性についてお尋ねがありました。

マンションの再生等を進めるためには、合意形成の促進と保留床の確保等による負担軽減に取り組むことが重要です。

このため、本改正案において、建物、敷地の一括売却等を多数決議で行うことや、隣接地の権利を再生後マンションの区分所有権に変換することなどを可能とするとともに、一棟リノベーションの実施等に対する予算支援や、住宅金融支援機構による融資などの支援を総合的に実施をすることとしております。

これらの取組により、マンションの再生等の件数を、施行後五年間で累計千件まで増加させることをKPIとしていくところです。

この目標が確実に達成されるよう、引き続き、

関係者とも緊密に連携し、円滑な再生に向けた取組を着実に進めてまいります。

民間団体との連携強化を含めた地方公共団体への支援の強化についてお尋ねがありました。

本改正法案では、地方公共団体からの要望も踏まえ、危険なマンションに対する報告徴収、指導、勧告などを可能とする措置を講じることとしています。

地方公共団体においてこれらの措置が適切に運用されるよう、判断要素などをまとめたガイドラインの作成や、地方公共団体の職員向けの研修、説明会の開催などの取組を進めてまいります。

また、本改正法案では、民間団体の登録制度を創設することとしており、地方公共団体が、こうした法人の協力も得ながら、地域全体で管理組合の活動を支援する体制を構築してまいります。

さらに、予算の面からも、マンションの管理状況等の把握や専門家の派遣などに取り組む地方公共団体を支援してまいります。

今後も、地域のマンション政策を担う地方公共団体の意見を丁寧に向い、様々な面でその取組を積極的に支援してまいります。

共用部分の損害賠償請求権の行使についてお尋ねがありました。

国土交通省としても、区分所有法を所管する法務省と同様に、御指摘の方々が懸念されているケースについては、区分所有者の合意により、管理組合の管理規約において、共用部分に生じた賠償金の使途などをあらかじめ定めることにより対応を図ることが適当であると考えています。

引き続き、法務省と連携し、標準管理規約にこの内容を盛り込むとともに、関係団体等を通じて管理規約への反映を徹底する等により、マンションにおける良好な居住環境の確保に努めてまいります。(拍手)

〔国務大臣鈴木馨祐君登壇〕

○国務大臣 鈴木馨祐君 長友よしひろ議員にお答え申し上げます。

まず、改正法の周知についてお尋ねがありました。

本改正法案には、御指摘の建物、敷地の一括売却や一棟リノベーションのための新たな決議の創設など、区分所有者の権利利益に大きく影響する内容が含まれており、改正法の円滑な施行のためには、十分な周知、広報を行う必要性が極めて高いものと認識しています。

法務省といたしましては、マンション法を所管する国土交通省との緊密な連携の下、関係団体の協力も得ながら全国各地で説明会を開催するなどして、改正法の施行までの間に、その趣旨、内容が正しく理解されるよう、適切かつ十分な周知、広報にしっかりと努めてまいります。

次に、規約の拘束力、規約改定時の旧区分所有者への周知、承諾の取扱い及び遡及効の有無についてお尋ねがありました。

まず、規約の変更時点の区分所有者は、当該規約に拘束され、これに定められた義務を負います。

他方、規約の変更前に区分所有者でなくなった者には、遡って変更後の規約が適用されることなく、当該規約で定められた義務は負いません。

このような観点からは、規約の変更前に区分所有者でなくなった者に規約の変更を周知したり、承諾を得ることが必要となるわけではありません。

その上で、法務省といたしましては、国土交通省との緊密な連携を図りながら、規約のひな形として実務上広く普及している標準管理規約について、損害賠償金の使途の制限等の定めを含むものに速やかに改定し、その周知徹底を図るなどしてまいります。

最後に、共用部分の欠陥に係る損害賠償請求権に関する新たな規律についてお尋ねがありました。

区分所有権の譲渡に伴い、共用部分について生じた損害賠償請求権も譲受人に当然に承継される制度は、財産権の保障の観点から正当化が困難である上、個別の事案によっては不当な結論を招くおそれがあると考えられます。

また、この制度は、法制審議会においても調査審議がされた上で採用されず、全会一致で本改正案の内容が採用されたことと承知しております。

法務省といたしましては、各マンションの実情に応じて対応いただけるよう、国土交通省との緊密な連携を図りながら、標準管理規約について、損害賠償金の使途の制限等の定めを含むものに速やかに改定し、その周知徹底を図るなどしてまいります。（拍手）

〔国務大臣村上誠一郎君登壇〕

○国務大臣 村上誠一郎君 長友議員からの御質問にお答えいたします。

自治体の業務増加に見合った体制強化について御質問がありました。

自治体の定員につきましては、各自治体において、行政の合理化、効率化を図るとともに、行政課題に的確に対応できるよう、地域の実情を踏まえつつ、適正な定員管理に努めていただくことが重要と考えております。

一般行政部門の常勤職員数は近年増加傾向にあり、総務省としまして、自治体の職員数の実態などを勘案して、地方財政計画に必要な職員数を計上しているところであります。

以上であります。（拍手）

○議長 額賀福志郎君 これにて質疑は終了いたしました。

○議長 額賀福志郎君 本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十分散会

出席国務大臣

総務大臣	村上一郎君
財務大臣臨時代理	村上誠一郎君
法務大臣	鈴木馨祐君
外務大臣	岩屋毅君
国土交通大臣	中野洋昌君
防衛大臣	中谷元君
国務大臣	伊東良孝君
国務大臣	城内実君

出席副大臣

国土交通副大臣	高橋克法君
---------	-------

○議長の報告

（通知書受領）

一、去る十八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
電波法及び放送法の一部を改正する法律
児童福祉法等の一部を改正する法律

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律

一、昨二十三日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

（理事補欠選任）

一、去る十八日、財務金融委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 村上 智信君（理事斎藤アレックス君

欠）

一、昨二十三日、国土交通委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 梅谷 守君（理事森山浩行君昨二十

三日委員辞任につきその補欠

理事 白木 秀剛君（理事西岡秀子君昨二十

三日委員辞任につきその補欠

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

井野 俊郎君	小寺 裕雄君
塩川 鉄也君	辰巳孝太郎君
小寺 裕雄君	井野 俊郎君
辰巳孝太郎君	塩川 鉄也君

法務委員	辞任	棚橋 泰文君 若山 慎司君 有田 芳生君 森下 千里君 長坂 康正君 福田かおる君 岡田 華子君	補欠	長坂 康正君 森下 千里君 岡田 華子君 福田かおる君 棚橋 泰文君 若山 慎司君 有田 芳生君
外務委員	辞任	広瀬 建君 小熊 慎司君 竹内 千春君 和田有一朗君 西園 勝秀君 山本 大地君 齋藤 裕喜君 宗野 創君 林 佑美君 大森江里子君	補欠	山本 大地君 齋藤 裕喜君 宗野 創君 林 佑美君 大森江里子君 広瀬 建君 小熊 慎司君 竹内 千春君 和田有一朗君 西園 勝秀君
経済産業委員	辞任	向山 淳君 福田かおる君	補欠	福田かおる君 向山 淳君
安全保障委員	辞任	中曽根康隆君 重徳 和彦君 若山 慎司君 藤岡たかお君	補欠	若山 慎司君 藤岡たかお君 中曽根康隆君 重徳 和彦君
議院運営委員	辞任	上田 英俊君 加藤 竜祥君	補欠	加藤 竜祥君 上田 英俊君
一、去る二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	一、去る二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	田中 和徳君 江田 憲司君 山際大志郎君 宗野 創君 江田 憲司君	補欠	山際大志郎君 宗野 創君 田中 和徳君 江田 憲司君
財務金融委員	辞任	田中 和徳君 江田 憲司君 山際大志郎君 宗野 創君 江田 憲司君	補欠	山際大志郎君 宗野 創君 田中 和徳君 江田 憲司君
法務委員	辞任	棚橋 泰文君 若山 慎司君 小竹 凱君 平林 晃君 草間 剛君 中西 健治君 森ようすけ君 吉田 宣弘君	補欠	中西 健治君 草間 剛君 森ようすけ君 吉田 宣弘君 若山 慎司君 棚橋 泰文君 小竹 凱君 平林 晃君
外務委員	辞任	松島みどり君 茂木 敏充君 篠原 豪君 鈴木 隼人君 山崎 誠君 福田かおる君	補欠	福田かおる君 鈴木 隼人君 山崎 誠君 茂木 敏充君 篠原 豪君 松島みどり君
文部科学委員	辞任	木原 稔君 鈴木 貴子君 松野 博一君 山本 大地君 辻 英之君 金城 泰邦君 高木 啓君 高見 康裕君 福原 淳嗣君 五十嵐 清君 加藤 竜祥君 田畑 裕明君 深澤 陽一君 吉田 真次君 市来 伴子君 山崎 正恭君	補欠	高木 啓君 高見 康裕君 田畑 裕明君 福原 淳嗣君 鈴木 貴子君 松野 博一君 木原 稔君 深澤 陽一君 五十嵐 清君 吉田 真次君 加藤 竜祥君 山崎 正恭君 辻 英之君 金城 泰邦君
農林水産委員	辞任	大空 幸星君 山本 大地君 広瀬 建君 福田かおる君	補欠	広瀬 建君 福田かおる君 大空 幸星君 山本 大地君
経済産業委員	辞任	西村 康稔君 塩崎 彰久君	補欠	塩崎 彰久君 西村 康稔君
国土交通委員	辞任	小森 卓郎君 尾辻かな子君 森山 浩行君 西岡 秀子君 上田 英俊君 土田 慎君 岡田 悟君 梅谷 守君 白木 秀剛君	補欠	上田 英俊君 岡田 悟君 梅谷 守君 白木 秀剛君 土田 慎君 小森 卓郎君 尾辻かな子君 森山 浩行君 西岡 秀子君
国家基本政策委員	辞任	梅谷 守君 白木 秀剛君	補欠	西岡 秀子君 森山 浩行君
厚生労働委員	辞任	安藤たかお君 佐々木 紀君 長谷川淳二君 若山 慎司君 五十嵐 清君 高木 啓君 牧島かれん君	補欠	牧島かれん君 高木 啓君 若山 慎司君 五十嵐 清君 長谷川淳二君 佐々木 紀君 安藤たかお君
予算委員	辞任	齊藤 鉄夫君 赤羽 一嘉君	補欠	赤羽 一嘉君
(理事補欠選任)	一、去る二十二日、東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。	理事 林 佑美君(理事林佑美君去る十六日委員辞任につきその補欠)		

一、昨二十三日、特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

理事 西田 薫君（理事和田有一朗君昨二

十三日理事辞任につきその補欠）

消費者問題に関する特別委員会

理事 梅村 聡君（理事伊東信久君昨二十

三日委員辞任につきその補欠）

（特別委員辞任及び補欠選任）

一、去る二十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員

辞任

補欠

小森 卓郎君 五十嵐 清君

梅谷 守君 高橋 永君

福田 昭夫君 西川 将人君

中川 宏昌君 福重 隆浩君

五十嵐 清君 小森 卓郎君

高橋 永君 梅谷 守君

西川 将人君 福田 昭夫君

福重 隆浩君 中川 宏昌君

消費者問題に関する特別委員

辞任

加藤 鮎子君 国光あやの君

井坂 信彦君 櫻井 周君

石川 香織君 篠田奈保子君

国光あやの君 深澤 陽一君

篠田奈保子君 水沼 秀幸君

深澤 陽一君 加藤 鮎子君

櫻井 周君 井坂 信彦君

水沼 秀幸君 石川 香織君

一、昨二十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員

辞任

補欠

小泉進次郎君 大西 洋平君

西村 康稔君 松本 尚君

福田 達夫君 若山 慎司君

松本 尚君 高木 啓君

高木 啓君 塩崎 彰久君

大西 洋平君 小泉進次郎君

塩崎 彰久君 西村 康稔君

若山 慎司君 福田 達夫君

消費者問題に関する特別委員

辞任

補欠

永岡 桂子君 稲田 朋美君

野田 聖子君 尾崎 正直君

福原 淳嗣君 小森 卓郎君

おおつき紅葉君 下野 幸助君

山井 和則君 酒井なつみ君

伊東 信久君 阿部 弘樹君

角田 秀穂君 中川 宏昌君

稲田 朋美君 塩崎 彰久君

尾崎 正直君 福田かおる君

小森 卓郎君 高見 康裕君

塩崎 彰久君 永岡 桂子君

高見 康裕君 福原 淳嗣君

福田かおる君 野田 聖子君

酒井なつみ君 山井 和則君

下野 幸助君 おおつき紅葉君

阿部 弘樹君 伊東 信久君

中川 宏昌君 角田 秀穂君

（議案提出）

一、去る十八日、議員から提出した議案は次のとおりである。

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に

係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一

部を改正する法律案（稲富修二君外八名提出）

地方税法の一部を改正する法律案（吉川元君外

六名提出）

一、去る十八日、内閣から提出した議案は次の

とおりである。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五

条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止

の実施につき承認を求めるの件

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に

基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び

北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入

につき承認義務を課する等の措置を講じたこと

について承認を求めるの件

（議案付託）

一、去る十八日、委員会に付託された議案は次の

とおりである。

日本学術会議法案（内閣提出第二六号）

一、去る二十二日、委員会に付託された議案は次

のとおりである。

民事裁判情報の活用に関する法律案（内

閣提出第四二号） 法務委員会 付託

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改

正する法律案（内閣提出第五七号）（参議院送付）

厚生労働委員会 付託

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に

関する法律及び資源の有効な利用の促進に関す

る法律の一部を改正する法律案（内閣提出第二

八号） 経済産業委員会 付託

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五

条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止

の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承

認第二号） 国土交通委員会 付託

一、昨二十三日、委員会に付託された議案は次の

とおりである。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に

関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出

第五四号） 総務委員会 付託

（議案送付）

一、去る十八日、参議院に送付した内閣提出案は

次のとおりである。

行政手続における特定の個人を識別するための

番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法

の一部を改正する法律案

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴

訟法等の一部を改正する法律案

一、去る二十一日、予備審査のため次の本院議員

提出案を参議院に送付した。

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に

係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一

部を改正する法律案（稲富修二君外八名提出）

地方税法の一部を改正する法律案（吉川元君外

六名提出）

（議案通知書受領）

一、去る十八日、参議院から、本院の送付した次

の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領し

た。

電波法及び放送法の一部を改正する法律案

児童福祉法等の一部を改正する法律案

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関す

る法律の一部を改正する法律案

一、昨二十三日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

（質問書提出）
一、去る十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
特定生殖補助医療に関する法律案に関する質問主意書（阿部知子君提出）

こども家庭科学研究の「精子又は卵子の第三者提供による生殖補助医療の適正な実施に向けた研究」に関する質問主意書（阿部知子君提出）

一、去る二十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
太陽光発電設備の安全性に関する質問主意書（島田洋一君提出）

一、去る二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
米政策に関する質問主意書（緒方林太郎君提出）

一、昨二十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
がん検診の新技术に関する質問主意書（井坂信彦君提出）

山林火災の消火活動に海水を利用することに関する質問主意書（井坂信彦君提出）

子どもの自殺防止に関する質問主意書（井坂信彦君提出）
難民認定申請者の保護に関する質問主意書（上村英明君提出）

ビール製造免許及び発泡酒製造免許を有する小規模事業者の実態に係る国税庁の保有する情報の開示に関する質問主意書（五十嵐えり君提出）

日本の成人向け映像コンテンツによる外貨獲得の機会損失と海賊版対策に関する質問主意書（八幡愛君提出）

（答弁書受領）
一、去る十八日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員八幡愛君提出防災省の設立と民間の防災士制度の連携・共存に関する質問に対する答弁書

衆議院議員藤原規真君提出仮装身分捜査に関する質問に対する答弁書

令和七年四月七日提出
質問 第一三八号
防災省の設立と民間の防災士制度の連携・共存に関する質問主意書
提出者 八幡 愛

防災省の設立と民間の防災士制度の連携・共存に関する質問主意書
石破茂内閣は、防災省（仮称）の設立を政権公約として掲げ、国民の生命と財産を守る強靱な災害対応体制の構築を進めている。これは、近年頻発する自然災害への対応強化として、極めて重要な国家的課題であると認識している。

一方、民間資格である防災士は、二〇〇三年の制度開始以来、累計三十万人以上が認証登録され、地域防災力の向上に寄与してきたと考える。防災士は「自助」「共助」「協働」を基本理念とし、地域社会や職場、教育現場など多岐にわたる場面で防災啓発活動や訓練の実施、災害時の避難誘導や救助活動などを担っていると考ええる。

防災省の設立に際しては、既存の防災関連機関（内閣府防災担当、総務省消防庁など）との役割分担や組織間の調整、予算や人員の確保など、多くの課題が指摘されている。また、民間の防災士資格との関係性や共存の在り方についても、具体的な政府方針は未だ示されていないと考える。

一 防災士資格の制度的位置付けについて
政府は、防災士資格を公的制度の一部として位置付けることを検討しているか。検討している場合、その方法として「国家資格化」または「公的認証制度化」など、どのような制度設計を想定しているのか示されたい。

二 防災省と民間の防災士資格との連携・共存に関する制度設計について
1 防災省の設立に際し、防災士資格を公的制度の一部として位置付ける場合、現行の防災士資格との制度的接続や共存を図るための具体的な方策（防災士資格保有者に対する移行措置や役割の再定義、研修制度の統合など）は検討されているか。

2 防災士の育成・認定において、今後も認定特定非営利活動法人である日本防災士機構等の民間機関を活用する方針か。それとも、防災省が一次的に認定・研修を担う制度に移行する可能性があるのか。政府の見解を示されたい。

3 現行の防災士資格を有する国民を、防災省が公式に登録する制度の創設を検討する考えはあるか。

三 防災士資格取得に係る費用と予算措置について
現在、防災士資格を取得するには、講習・試験・救命講習などを含めて概ね五万円前後の受講料が必要とされている。今後、防災省の設置を契機として、より多くの市民が防災士資格を取得しやすくなるために、受講料の助成などの予算措置を講じる考えはあるか。

四 防災関連機関との調整について
防災省設立に伴い、既存の防災関連機関との役割分担や機能統合について、どのような調整を行う予定か。また、その際に民間の防災士の活動領域や権限にどのような影響が生じると考えているか。
右質問する。

内閣衆質二一七第一三八号
令和七年四月十八日
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員八幡愛君提出防災省の設立と民間の防災士制度の連携・共存に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内閣総理大臣 石破 茂

議長の報告

令和七年四月二十四日 衆議院会議録第二十三号

議長の報告

議長の報告

議長の報告

議長の報告

議長の報告

〔別紙〕

衆議院議員八幡愛君提出防災省の設立と民間の防災士制度の連携・共存に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「公的制度の一部として位置付ける」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねについて、政府としては、御指摘の「防災士資格」について法令等に定めて制度化することは、現時点では考えていない。

二及び三について

御指摘の「公的制度の一部として位置付ける」の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和八年度中の防災庁の設置に向けて、内閣官房において、「防災庁設置準備アドバイザ」会議を開催し、外部有識者から意見を聴取しているところである。同庁において強化すべき防災に関する施策の方向性等については、当該会議における様々な意見を踏まえて検討を進めていくこととしており、現時点でお尋ねについてお答えすることは困難である。

四について

防災庁の組織体制の在り方等については、内閣官房において開催している「防災庁設置準備アドバイザ」会議における様々な意見を踏まえて検討を進めていくこととしており、現時点でお尋ねについてお答えすることは困難である。

令和七年四月八日提出
質問第一三九号

仮装身分捜査に関する質問主意書

提出者 藤原 規眞

仮装身分捜査に関する質問主意書

いわゆる仮装身分捜査とは、捜査官が犯罪の実行者の募集に応じて犯人に接触する際、架空の運転免許証や住民票等（仮装身分表示文書等）を提示して行う捜査活動のことである。

警察庁は、本年一月二十三日、仮装身分捜査実施要領を策定し、全国の都道府県警察本部長に通知し、その実施要領において、対象となる犯罪を、インターネット等を通じて実行者の募集が行われていると認められる強盗、詐欺、窃盗、電子計算機使用詐欺等とし、「他の方法では犯人を検挙し、犯行を抑止することが困難と認められる場合に、相当と認められる限度において実施する」としている。

仮装身分捜査は、警視総監や道府県警察本部長の指揮の下、あらかじめその承認を受けた仮装身分捜査実施計画書に基づいて実施される。同計画書には「仮装身分捜査を実施することが必要かつ相当であると認める事由」、「実施所属及び従事体制」、「捜査を行う期間」等を記載するとされ、捜査の必要性と手段の相当性の担保に言及しており、警察庁によると、日本において仮装身分捜査が導入された場合に有効と考えられる点として、暴力団のように秘密保持が徹底され、又は活動を潜在化させているような犯罪組織の実態解明や、組織外部の人間では把握・獲得が困難な組織の核心に迫る犯罪情報や物的証拠の入手に資すること、暴力団員等の捜査対象者が捜査官やその家族に危害を加える危険を回避できることなどの効果を指摘している。

一方で、本年二月一日付の毎日新聞社説の記述にみられるように、仮装身分捜査の乱用を危惧する向きもある。これに対し、警察庁は「正當な業務による行為は、罰しない」とする刑法第三十五

条の規定を根拠に、正當な業務のために身分証を偽造することが、公文書偽造に当たると違法性が阻却され、違法にはならないとしている。

さらに、本年四月一日の衆議院法務委員会において、政府参考人は、仮装身分捜査の根拠を、刑事訴訟法第九十七条第一項（任意捜査）に基づくと述べた。しかし、同項ただし書では「強制の処分は、この法律に特別の定のある場合でなければ、これを行うことができない」と定めており、強制処分を行う場合はあらかじめ裁判官が発付する令状が必要となる。仮装身分捜査を、すべて任意捜査と捉えることには違和感を覚える。

しかし、これでは、捜査活動の一環であれば何をしてもいいという解釈がなされかねず、令状に基づかない捜査を警察内部のルールのみで運用されることに懸念が残ると考える。捜査の対象が、市民活動等の監視にも及び、運用時の適用範囲が拡大解釈されるリスクが想定されるからだ。何より、警察の廉潔性の問題を危惧する。警察官が人を騙すということを業務として行うことで、適法な捜査に対する国民の信頼が揺らぐ可能性が指摘される。仮装身分捜査を令状主義の例外と位置付けるならば、少なくとも裁判所によるスクリーニング、いわゆる司法によるコントロールが不可欠ではなからうかと考える。理由は、憲法第三十三条が逮捕について「権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状」を要求していること、さらに、同第三十五条第一項では「侵入、搜索及び押収」について「正當な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状」であつて、また同条第二項では「権限を有する司法官憲が発する各別の令状」を要求しており、それぞれ令状主義を宣言しているからである。

以上を踏まえて質問する。

一 仮装身分捜査は、いつから実施されているのか。

二 仮装身分捜査の実施計画書は、捜査を指揮する本部長等の事前承認が必要とされているが、現時点では、令状主義に基づく司法のコントロールすら想定されていないと考える。仮装身分捜査を令状主義の例外と位置付けるとしたら、裁判所のスクリーニング等、司法によるコントロールが最低限必要と考えるが、政府の見解を伺いたい。

三 仮装身分捜査の適法性の根拠を、刑事訴訟法第九十七条第一項にのみ求めることにつき得心し難いとする。理由は、捜査の緊急性、適法性、捜査手段として客観的に認められるか等の議論が醸成されていないからである。仮装身分捜査を行うに当たり、立法によって強制力行使の対象や範囲を明確に定めるべきと考えるが、熟議を重んじる政府としては、今後の立法化を念頭に置いているのか。

四 廉潔性の問題、すなわち警察官が人を騙すということを公的業務として行うことで、適法な捜査に対する国民の信頼が揺らぐ可能性を、政府は念頭に置いているのか。

五 仮装身分捜査に携わる捜査官は、捜査期間中、親兄弟や友人等との接触を断たれ、公私共に別人格の人間として生活しなければならぬ。このことは、選任された捜査官に、過度な心理的負担を負わせることは想像に難くないと考える。

1 どういう人物を捜査官として選任するのか。その基準を示されたい。

2 選任された捜査官が仮装身分捜査に従事する期間は、どの程度を想定しているのか。

3 選任された捜査官のメンタル等のケアは念頭に置いているか。

六 仮装身分捜査が行われると、いわゆる闇バイト等の犯罪勧誘が、過去の例のごとく、一般求人に紛れるなど巧妙化することが想定される。つまり、注意していても青少年が騙されやすくなる可能性が指摘されると考える。仮装身分捜査による犯罪勧誘の巧妙化につき、政府は想定しているか。想定しているならば、対策を示されたい。

内閣衆質二一七第一三九号

令和七年四月十八日

内閣総理大臣 石 破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員藤原規真君提出仮装身分捜査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員藤原規真君提出仮装身分捜査に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、捜査機関の活動内容に関わる事柄であり、これを明らかにすることにより、今後の捜査活動（捜査の端緒を得る活動を含む。以下同じ。）に支障をもたらすおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。いずれにせよ、警察庁においては、都道府県警察に対し、「仮装身分捜査実施要領の制定について（通達）」（令和七年一月二十三日付け警察庁丙刑企発第一号警察庁刑事局長通達。以下「通達」という。）を発出し、捜査員が犯罪の実行者の募集に応じ、当該募集に係る関係者と接触した際に、架空の本人確認書類等を使用する手法を用いた捜査活動（以下「仮装身分捜査」とい

う。）を実施するに当たっては、通達に基づき適正に実施するよう指示したところであり、都道府県警察において、必要な取組が進められていると承知している。

二及び三について

御指摘の「令状主義の例外」及び「裁判所のスクリーニング等、司法によるコントロール」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第百九十七条第一項ただし書にいう「強制の処分」については、昭和五十一年三月十六日最高裁判所第三小法廷決定において「個人の意思を制圧し、身体、住居、財産等に制約を加えて強制的に捜査目的を実現する行為など、特別の根拠規定がなければ許容することが相当でない手段を意味するもの」と示されているところ、通達に基づき実施する仮装身分捜査については、「個人の意思を制圧し、身体、住居、財産等に制約を加えて強制的に捜査目的を実現する」ものではないことから、「強制の処分」に当たるとは考えておらず、現行法下においても令状によらず実施することが可能な捜査活動であると解されることから、新たな立法措置は必要ないと考えている。

四について

御指摘の「廉潔性の問題」及び「警察官が人を騙すということ」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、警察に対する国民の信頼を揺るがすことはあってはならないと考えており、都道府県警察において、通達に基づき仮装身分捜査が適正に実施されることが重要であると考えている。

五の1及び2について

仮装身分捜査については、御指摘の「捜査期間中、親兄弟や友人等との接触を断たれ、公私

共に別人格の人間として生活しなければならぬ」といこととなるような手法を用いて実施することとは想定していないところであるが、いずれにせよ、仮装身分捜査に従事する捜査員の人選及びその従事する期間については、個別具体的な事情により判断されるため、一概にお答えすることは困難である。

五の3について

五の1及び2について述べたとおり、仮装身分捜査については、御指摘の「捜査期間中、親兄弟や友人等との接触を断たれ、公私共に別人格の人間として生活しなければならぬ」といこととなるような手法を用いて実施することは想定していないところであり、それを前提としたお尋ねについてお答えすることは困難である。

六について

御指摘の「過去の例の如く、一般求人に紛れるなど巧妙化すること」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、仮装身分捜査の実施と犯罪の実行者の募集内容の変化との間に必ずしも因果関係が認められるとは考えていない。

一、去る二十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員屋良朝博君提出良質な幼児教育実現のための制度の整備に関する質問に対する答弁書

衆議院議員屋良朝博君提出良質な幼児教育を提

供するための子ども・子育て支援制度等の改善に関する質問に対する答弁書

衆議院議員屋良朝博君提出幼稚園等の体制及び施設の整備支援に関する質問に対する答弁書

令和七年四月十一日提出
質問 第一四〇号

良質な幼児教育実現のための制度の整備に関する質問主意書

提出者 屋良 朝博

良質な幼児教育実現のための制度の整備に関する質問主意書

幼児教育は生涯の人格形成の基礎を培うものであり、その重要性に鑑みれば、全ての子どもが良質な幼児教育を受けられる環境を整えることは喫緊の課題である。とりわけ、幼児教育において私立幼稚園・認定こども園の果たしてきた役割は大きく、国としても私立幼稚園・認定こども園の振興予算を充実させ、良質な幼児教育実現のための制度を整備する必要があると考える。

以上を踏まえ、次の事項について質問する。

一 二〇二五年度予算における、私立幼稚園・認定こども園の振興、その教職員の処遇改善、その他幼児教育の質の向上につながる事業の例を挙げられたい。特に私立高等学校等経常費助成費等補助（幼稚園分）については、二〇二四年度に比べ補助内容の拡充・増額が図られた項目を列挙されたい。

二 家庭や地域の状況にかかわらず、全ての子どもが格差なく質の高い学びへ接続できるよう、幼児期及び幼保小接続期の教育の質を保障する施策を推進する必要がある。現在、文部科学省において推進している「幼保小の架け橋プログラム」では、十九のモデル地域を採択してカリキュラムの開発や実施等に取り組んでいるものと承知しているが、地域の幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、これを全国展開する必要があると考える。当該事業の現在の取組

状況を示された上で、今後の全国展開の見通しについて、政府の見解を示されたい。

三 人口減少が進む中でも、全ての地域において良質な幼児教育を受けられる環境を整える必要があると考える。

1 各々の地域内の幼児教育の質の保障を図るため、国として地方自治体に対し働きかけを行っているか、現在の取組状況を示されたい。

2 文部科学省が二〇二四年十月に公表した、今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会最終報告では、国の行うべきこととして、幼児教育センターや幼児教育アドバイザー等の果たす役割を踏まえ、法令等に位置付けることについて検討すること、また地方自治体等のリーダーシップの下で各幼児教育施設がつながるネットワークが構築されるよう、地方自治体への財政支援も含めて検討すべきであること等が指摘されている。これらの指摘は大変有用なものであると考えるが、今後の取組の方向性について、政府の見解を示されたい。

四 幼児教育の重要性に鑑み、国として、幼児教育の質の向上に向けた調査研究を実施し、エビデンスに基づく政策形成に一層取り組むとともに、幼児教育の重要性等について家庭や社会に対し普及啓発を行うべきと考える。これらの点についての現在の取組状況を示された上で、今後の取組の方向性について、政府の見解を示されたい。

五 教育費の負担軽減は、少子化対策として重要であるとともに、幼児教育の機会を子どもたちに対して保障する役割も担っている。しかるに、二〇一九年十月の幼児教育・保育の無償化

以降、私学助成を受ける幼稚園を利用する家庭に対する補助額は月額二万五千七百円に据え置かれていたところ、昨今の急激な物価上昇や人件費高騰により、当該補助額は良質な幼児教育を提供するための財政支援として十分な水準とは言いがたいと考える。補助額の上限を引き上げる必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

六 私立幼稚園・認定こども園に勤務する全ての教職員が、やりがいをもって子どもたちに接することができるようするために、教職員の処遇を充実させることは極めて重要である。園の設置形態、また私学助成と施設型給付の別にかかわらず、私立幼稚園・認定こども園に勤務する教職員の更なる処遇改善に取り組むべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

七 これまで、私立幼稚園・認定こども園は地域における幼児教育の拠点として、また全ての子育て家庭に開放された社会的な居場所として、幅広い子育て支援活動を行ってきたと承知している。引き続き私立幼稚園・認定こども園がそのような役割を果たし、二〇二六年度から全国の地方自治体において実施予定のこども誰でも通園制度における未就園児の受け皿として機能するためにも、国として十分な支援を行う必要があると考える。

1 人材確保及び環境整備のための財政的支援や、幼児教育機能を活かした質の高い預かりを提供するための教育内容に関する研究及び普及啓発等についての取組の現状を示されたい。

2 1については財政面と教育面の両面にわたる支援を行うべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

3 2の支援に際して、こども誰でも通園制度の利用方法(定期利用及び自由利用)や実施方法(一般型及び余裕活用型等)の別によってコストが異なることを考慮し、各々の方法に応じた補助金体系を策定する必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

八 私立幼稚園が認定こども園へ円滑に移行できるよう、市町村や都道府県による積極的な支援体制を整える必要があると考える。

1 国としての取組の現状を示されたい。

2 移行に係る手続等の業務負担を軽減するため、事務経費に係る支援が必要であると考えらるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第一四〇号
令和七年四月二十二日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員屋良朝博君提出良質な幼児教育実現のための制度の整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員屋良朝博君提出良質な幼児教育実現のための制度の整備に関する質問に対する答弁書

一について
令和七年度予算においては、例えば、「私立学校施設整備費補助金」による私立の幼稚園の新設等のための園舎の新築及び増築等に必要経費の一部の補助に要する経費を計上しており、また、「私立高等学校等経常費助成費補助金」について、幼稚園における継続的な賃上げへの支援に加え、新たに幼児教育の質の向上の

ための処遇改善への支援を行うとともに、令和六年度当初予算と比較して「幼稚園等特別支援教育経費」や「子育て支援推進経費」に係る予算を増額して計上しているところである。

二について

お尋ねについては、「幼保小の架け橋プログラム事業」において、モデル地域における五歳児から小学校一年生までの二年間の教育に係るカリキュラムの開発、実施、改善等を行ってきたところであり、令和七年度予算においては、「幼児教育推進体制等を活用した幼保小の架け橋プログラム促進事業」の実施に必要な経費を計上し、これらの取組の全国展開を図っているところである。

三の1について

お尋ねについては、幼児教育の質の向上を図るため、例えば、「教育支援体制整備事業費交付金」により、地方自治体における、幼児教育に関する調査研究や研修、情報提供等の施策を総合的に実施するための拠点である「幼児教育センター」の設置や、幼稚園、保育所、認定こども園等に対して教育内容、指導方法等に関する助言を行う「幼児教育アドバイザー」の配置等に必要経費を補助するとともに、各種会議等の機会を通じて、地方自治体に対して、これらの設置や配置の必要性等について周知を図っているところである。

三の2について

政府としては、幼児教育の質の向上を図るため、地方自治体の取組を支援する「幼児教育推進体制等を活用した幼保小の架け橋プログラム促進事業」や、幼稚園等が直面する課題について調査研究する「幼児教育の学び強化事業」等、様々な施策を講じているところであり、御指摘

の「今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会最終報告」における指摘も踏まえ、引き続き、必要な施策を検討してまいりたい。

四について

文部科学省においては、幼児教育が子供の発達及び小学校以降の学習や生活に与える影響を明らかにするため、「幼児教育に関する大規模縦断調査事業」を行っているところであり、当該調査の結果も踏まえ、必要な施策を検討してまいりたい。また、同省においては、幼児教育の重要性等についてのポスターや動画等を作成し、同省のホームページ等において周知しているところであり、引き続き、このような普及啓発に係る取組を進めてまいりたい。

五について

お尋ねについては、厳しい財政状況の下、他の子ども・子育て関連施策等との均衡等を勘案すると、課題が多く慎重な検討が必要と考えている。

六について

認定こども園及び私立の幼稚園のうち特定教育・保育施設(子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。以下同じ。)である幼稚園に勤務する教諭等の給与については、令和七年三月十四日の衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会において、政府参考人が「保育士、幼稚園教諭等の処遇改善、これは人材確保の観点からも非常に重要であると考えております。令和六年度補正予算では十・七パーセントの大幅な改善を実施し、令和七年度予算案、当初の予算案でも財源を確保した上でこれを反映している」と

ところでございます。(中略)今後も改善状況を注視しながら、こども未来戦略に基づいて民間給与動向を踏まえた更なる処遇改善を進めてまいりたいと考えております。」と答弁しているところである。また、私立の幼稚園のうち特定教育・保育施設ではない幼稚園に勤務する教諭等の給与については、「私立高等学校等経常費助成費補助金」による継続的な賃上げへの支援に加え、新たに幼児教育の質の向上のための処遇改善に対する支援を行うこととしており、令和七年度予算においてもこれらに要する経費を計上しているところである。

七について

お尋ねの「人材確保及び環境整備」、「幼児教育機能を活かした質の高い預かり」、「財政面と教育面の両面にわたる支援」及び「補助金体系」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、文部科学省においては、「私立学校施設整備費補助金」において、幼児の預かりを行う事業等の実施に伴う園舎の改築等に要する経費への補助等の支援を行うとともに、令和六年度に実施した「幼児教育の学び強化事業」における「子育ての支援や家庭等との連携強化に関する調査研究」において作成したリーフレットの配布等を通じて幼稚園における零歳から二歳までの乳幼児の受入れに関する実践例等の普及啓発を図る予定であり、こうした取組により、今後とも支援の充実に努めてまいりたい。また、御指摘の「こども誰でも通園制度」については、こども家庭庁成育局長が参集を求めて開催していた「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」が令和六年十二月二十六日に公表した取りまとめにおいて、「令和八年度か

らの給付化に伴い、こども誰でも通園制度の一时间当たりの費用について、公定価格として設定する必要がある、その在り方について検討する必要がある。」とされていることも踏まえ、必要な対応を検討してまいりたい。

八について

私立の幼稚園の認定こども園等への移行に関する支援については、例えば、「教育支援体制整備事業費交付金」により、当該移行の際の事務職員等の雇用等に係る経費の一部を補助しているところである。

令和七年四月十一日提出
質問 第一四一号

良質な幼児教育を提供するための子ども・子育て支援制度等の改善に関する質問主意書

提出者 屋良 朝博

良質な幼児教育を提供するための子ども・子育て支援制度等の改善に関する質問主意書

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるところ、幼稚園及び認定こども園(以下「幼稚園等」という。)が良質な幼児教育を提供できるよう、子ども・子育て支援制度等を改善し、幼稚園等の安定的な運営に係る支援を強力に推進していく必要があると考える。

以上を踏まえ、次の事項について質問する。

一 二〇二四年の出生数は、厚生労働省の人口動態統計速報によると、過去最少の七十二万九百八十八人となっている。少子化の進行によって幼稚園等に入園する児童数の減少が予想される。園児の数に応じて施設型給付を受ける幼稚園等の収入についても減少していくことが予想される。良質な幼児教育を提供する上で、

安定的な運営は不可欠であるため、園児の数が減少していくことを踏まえて、公定価格の基本分単価を引き上げる必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

二 幼稚園等において良質な幼児教育を提供できる体制を整えるためには、幼児教育の質の向上に係る公定価格上の加算措置について、更なる拡充が必要であると考ええる。

1 第三者評価受審加算の単価を引き上げることで、第三者評価の実施を推進していくべきであると考ええるが、政府の見解を示されたい。

2 職員の平均経験年数に応じて加算率が設定される処遇改善等加算Ⅰについては、平均経験年数十一年未満までは加算率が段階的に上昇する一方、十一年以上については、加算率は上昇せず、一律で十二パーセントとなっている。平均経験年数十一年以上についても段階的に加算率を上昇させる改善が必要であると考ええるが、政府の見解を示されたい。

3 処遇改善等加算については、制度が複雑で分かりにくく、事務作業も煩雑で、多大な事務負担となっていることから、幼児教育の質の向上が担保される形で一本化されることが望ましいと考える。処遇改善等加算Ⅰ・Ⅲの一本化について、現在の検討状況を示されたい。

三 幼稚園教諭の普通免許状は、専修免許状(修士の学位を有する者)、一種免許状(学士の学位を有する者)及び二種免許状(短期大学士等の学位を有する者)という三種の免許状があるところ、幼稚園教諭免許状の種類に応じた人件費の加算や、免許状の進捗に伴う処遇改善措置が必要だと考えるが、政府の見解を示されたい。

四 二〇二四年度から四歳以上児配置改善加算が
公定価格において措置されている。

1 当該加算とチーム保育加配加算の併給はで
きないとしている理由について示されたい。
2 幼稚園等における幼児教育及び保育の質の
向上を更に推進するという観点から、この取
扱いをやめ、併給を認めるべきだと考える
が、政府の見解を示されたい。

五 施設型給付を受ける幼稚園等で働く教諭の給
与に大きな差をもたらす地域区分の存在は、都
市部近郊や人口減少地域において幼児教育に必
要な人材を確保するに当たって、大きな障害と
なっていると考える。こども家庭庁は、二〇二
四年人事院勧告に基づく地域区分の見直しにつ
いて、二〇二五年四月からの見直しは実施せ
ず、引き続き見直し方法について丁寧に議論を
進めていくとしているが、現在の議論の状況に
ついて示されたい。

六 地域のニーズに応じた保育・幼児教育の提供
体制を確保する観点から、認定こども園におい
て、子ども・子育て支援法、平成二十四年法律
第六十五号第十九条第二号に該当する子ども
として認定を受けた子ども(以下「二号認定子ど
も」という。)及び同法第十九条第三号に該当す
る子どもとして認定を受けた子ども(以下「三号
認定子ども」という。)で市町村外に居住する者
の受入れ基準を緩和し、広域入所を積極的に推
進すべきと考える。政府は、当該市町村に対し
て、市町村外に居住していることを理由とする
不利益な取扱いを見直すように求めるなど、広
域入所の要件緩和を積極的に働きかけるべきだ
と考えるが、政府の見解を示されたい。

七 子ども・子育て支援法第十九条第一号に該当
する子どもとして認定を受けた子ども(以下「一
号認定子ども」という。)に加え、二号認定子ど

も又は三号認定子どもも通園している認定こど
も園においては、当該二号認定子どもも又は三号
認定子どもも通園バスを利用することができ
るとする一方で、公定価格の通園送迎加算は、一
号認定子どもにしか加算されない。

1 二号認定子どもも三号認定子どもも通園バ
スの利用者であることに変わりはないにもか
かわらず、通園送迎加算を一号認定子どもに
限っている理由を示されたい。

2 認定区分にかかわらず通園バスの利用を認
めている施設の方が、バスの利用者一人当た
りの加算額が少なくなるとするのは、平等性
の観点から問題だと考える。一号認定子ども
の通園送迎加算を受けている施設について
は、二号認定子ども及び三号認定子どもにつ
いても加算すべきであると考えるが、政府の
見解を示されたい。

八 幼稚園等における一時預かり事業について、
支援の拡充が必要であると考える。

1 満四歳以上児及び満三歳児の職員配置基準
の改正によってより多くの職員配置が必要と
なったことを踏まえ、一時預かり事業(幼稚
園型Ⅰ)に係る補助基準額を増額すべきと考
えるが、政府の見解を示されたい。

2 障害児等の特別な支援等を要する児童につ
いては、加算が適用されているものの不十分
であり、専任職員の追加配置を可能とするた
めに単価を増額すべきと考えるが、政府の見
解を示されたい。

3 二〇二六年度の本格実施に向けて検討が進
められていることも誰でも通園制度につい
て、利用可能時間を超過した場合に一時預か
り事業を利用する可能性も考えられること
ろ、一時預かり事業に係る子ども・子育て支

援交付金の単価を引き上げるべきと考える
が、政府の見解を示されたい。

九 市町村に対する給付請求等の場面で多くの書
類作成を強いられるなど、幼稚園等の事務負担
が重くなっている。手続のオンライン化等を通
じ、事務量の軽減を実現すべきと考えるが、I
CT化やDXの推進等について、幼稚園等の事
務負担軽減のために現在行っている具体的な取
組及び今後の見通しをそれぞれ示されたい。

十 幼稚園等を対象とする処遇改善等加算Ⅱに係
る研修について、研修実施主体の認定を行っ
ていない加算認定自治体が多く存在するとされ
ているところ、研修機会の提供体制の整備を促
進するため、幅広い範囲から積極的に認定するよ
う政府から加算認定自治体への働きかけを強化
すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

十一 幼児教育の質の向上のためには、ソフト面
に加えハード面を充実させることも重要であ
り、就学前教育・保育施設整備交付金の支給単
価をより一層引き上げる必要があると考える
が、政府の見解を示されたい。

十二 生涯にわたる人格形成の基礎を幼稚園等に
おいて築くことができるよう、より良質な幼児
教育を追求していかなければならないと考え
る。幼児教育が子どもの発達や小学校以降の学
習や生活に及ぼす影響等の調査・検証につい
て、どの程度の規模で、どのように行っている
のか、政府の現在の取組を示されたい。
右質問する。

内閣衆質二一七第一四一号

令和七年四月二十二日

衆議院議長 額賀福志郎殿
内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議員屋良朝博君提出良質な幼児教育を提
供するための子ども・子育て支援制度等の改善
に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員屋良朝博君提出良質な幼児教育
を提供するための子ども・子育て支援制度
等の改善に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、令和七年四月二日の衆議
院厚生労働委員会において、政府参考人が「公
定価格につきましては、利用児童数に基づいて
配置すべき職員数が決まることから、利用児童
数に応じて支払われる仕組みとなっております。
・・・保育所等の利用児童数に定員割れが
生じている場合などには、適切な利用定員に見
直していただくことが必要だと考えておりま
す。このため、市町村におきまして、事業者と
の意思疎通を図り、その意向を十分に考慮しつ
つ、その施設での最近の実利用人員の実績ある
いは今後の見込みなどを踏まえ、適切に利用定
員を設定していただく、見直していただく必要
があるというふうを考えております。その上
で、こども家庭庁といたしましては、令和七年
度の予算におきまして、定員六十人以下の保育
所等に係る定員区分を従来の十人単位から五人
単位に細分化したところであります。これによ
りまして、利用定員より利用子供数が少ない場
合に生じる給付費収入の減少分を軽減すること
としております。さらに、今年度から施行され
る見える化におきまして、経営情報の分析を行
いながら、今後も適切に公定価格の設定を行っ
てまいりたいと考えております。」と答弁してい
るとおりである。

二の1について

お尋ねについては、必要な財源の確保等と併せて、こども家庭審議会の意見も聴きながら、検討することとしている。

二の2について

お尋ねについては、令和五年十一月十四日の参議院内閣委員会において、政府参考人が「処遇改善等加算のⅠでございますけれども、これは長く働くことができる職場を構築するためという趣旨から、職員の平均経験年数に応じて二パーセントから十二パーセントまでの加算率を増加する仕組みでございます。・・・その十一年というところで一つ段差が切れているという状況は事実でございます。ただ同時に、処遇加算のⅡというものもございます。副主任の保育士や職務別の分野リーダーなどの技能、経験に応じた処遇改善加算等のⅡも実施をしておりますので、双方併せてキャリアを正當に評価をしていくというふうな仕組みになっているところでございます。」と答弁しているところ、新たな財源の確保等に関する課題もあると考えられることから、慎重な検討が必要であると考えている。

二の3について

お尋ねについては、特定教育・保育施設(子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。以下同じ。)である御指摘の「幼稚園及び認定こども園」に係るものも含め、令和七年四月八日の衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会において、政府参考人が「これまで処遇改善等加算がⅠからⅢの三種類あったところ、現場における事務手続の簡素化の観点から、今年度より、これを処遇改善等加算として一本化するとともに、関係者の御意見も踏まえまして、配分ルールの統一化、柔軟化、そして賃金改善の確認方法の見直しを実施することとしております。この加算の一本化につきましては、自治体や保育現場の実務に影響も大きいものと考えますので、これまで関係団体に対する説明会を開催するとともに、運用の疑義への回答や自治体への申請様式の案を三月にお示ししたところでありまして、事前の周知に取り組んでまいりました。また、今後におきましても、現場目線から明確化が必要と考えられる点につきましては、様々な問合せをいただいておりますので、順次FAQの形で発出するとともに、なるべく早期にオンライン説明会を開催をして、周知をしっかりと行っていきたいと考えております。」と答弁しているところ、こうした考え方にに基づき、必要な対応を行っているところである。

三について

お尋ねについては、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等」(平成二十七年内閣府告示第四十九号)第一条第二十一号において、「処遇改善等加算」について「施設等における職員の平均経験年数及び賃金改善の取組を踏まえた加算率により加算されるもの・・・並びに・・・施設等において技能及び経験を有する職員について追加的な賃金改善を行う場合に加算されるもの」と定めているところ、当該「技能及び経験」の評価に当たっては、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(令和七年四月十一日付けこ成保二九六・七文科初第二五〇号)こども家庭庁成育局長

及び文部科学省初等中等教育局長連名通知)において、「特定教育・保育施設(都道府県又は市町村が設置するものを除く。)及び特定地域型保育事業所(都道府県又は市町村が運営するものは、告示の別表に定める加算率・・・に対応するものに限る。)」を対象として、「研修を修了している」こと等を評価することとしており、また、新たな財源の確保等に関する課題もあると考えられることから、慎重な検討が必要であると考えている。なお、私立の幼稚園のうち特定教育・保育施設ではない幼稚園に対しては、令和七年度予算において、御指摘の「専修免許状」又は「一種免許状」に係る「免許状の上進に伴う処遇改善措置」を講じたところである。

四について

お尋ねの「理由」については、令和六年四月三日の衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会において、政府参考人が「今般、四、五歳児の職員配置の改善のために、三十対一から二十五対一の職員配置を実現するための四歳以上児配置改善加算を設けました。・・・チーム保育加配加算でございますけれども、小集団のグループ教育を実施する場合に教員を加配するものでございまして、職員の配置を手厚くすることにより職員一人当たりで見ると子供の数を少なくできるという趣旨、これは、今般創設しました四歳以上児配置改善加算と同じ軸にあるものと考えております。こうした中で、幼稚園や認定こども園は、定員規模に応じまして最大八人までの教員をチーム保育加配加算として加配がされており、また、これにより二十五対一以上の手厚い職員配置が実現可能というふうになっているところでございします。このため、今回、チーム保育加配加算を

適用されている施設につきましては、既に二十五対一以上の手厚い配置への支援を行っていることから、併用して取得するということはしておりません。」と答弁しているところである。

また、御指摘の「四歳以上児配置改善加算」と「チーム保育加配加算の「併給」に関しては、こども家庭庁が令和六年十二月二十日に公表した「保育政策の新たな方向性」持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ」(以下「保育政策の新たな方向性」という。)において、「四・五歳児、三歳児の職員配置の改善の促進」として、「加算の取得等により改善を促進するとともに、改善の状況を確認しながら、「従前の基準により運営することも妨げない」としている経過措置の取扱いを検討」と示しているところ、両者の関係の在り方について、当該「検討」を行う中で、検討を行ってまいりたい。

五について

お尋ねについては、特定教育・保育施設である御指摘の「幼稚園及び認定こども園」に係るものも含め、令和七年四月二日の衆議院厚生労働委員会において、政府参考人が「地域区分につきましても、公務員の地域手当における地域区分に準拠することを基本としながら、他の社会保障制度との整合性を踏まえてこれまで改正してきております。・・・令和六年の人事院勧告を踏まえた保育分野の地域区分の対応につきましては、仮に今回の人事院勧告をそのまま当てはめた場合には、都道府県単位に広域化することと県内の隣接する市町村との不均衡の解消が図られる一方で、一部では、例えば、県外の隣接する市町村との差が現行よりも拡大する、このようなこととなります。このような課題がこ

ざいますので、保育の地域区分につきましては、令和七年四月からの見直しは実施せず、引き続き、見直し方法について丁寧な議論を進めていくこととしたところでございます。この地域区分につきましては、これまで、全国知事会等に参画いただいている審議会で御意見を伺っているとともに、様々な場で個別の自治体から直接御意見や御要望をお伺いしているところでございます。引き続き、自治体を始めとする関係者の御意見を伺い、また、他の社会保障分野の動向なども注視しながら、丁寧に検討を進めてまいります。」と答弁しているところ、こうした検討の方向性に沿って、引き続き、必要な議論を行ってまいりたい。

六について

御指摘の「市町村外に居住していることを理由とする不利益な取扱い」及び「要件緩和」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「広域入所」については、「児童福祉法に基づく保育所等の利用調整の取扱いについて（通知）」（平成二十七年二月三日付け府政共生第九八号・雇児発〇二〇三第三号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）中の（四）広域利用の際の利用調整の取扱いについてにおいて、「保育認定を受けた子どもが居住する市町村と異なる市町村に存在する保育所又は認定子ども園（認定子ども園については、保育認定に係る利用に限る。）の利用を希望する場合については、保護者が居住する市町村（以下「居住地市町村」という。）と施設・事業が所在する市町村（以下「所在地市町村」という。）の間の調整が必要となる。この場合は、所在地市町村において、他市町村に居住する住民の利用に関する優先度の取扱いに基づき、調整を行った上で、居住地市

町村が利用のあつせんを行うこととなる。その際に、所在地市町村においては、当該保護者の保育の必要度を踏まえつつ、各市町村間における住民の広域利用の実態・地域における待機児童の発生状況や保育所等の利用定員の状況等を勘案し、調整を行うこととする。その際、市町村間で予め調整のうえ、事業計画において広域利用を前提とした保育の提供体制の確保方策を位置づけた場合については、所在地市町村において、当該位置づけに特に配慮した調整を行うこととする。」としているところ、引き続き、これに基づき、市町村（特別区を含む。）による適切な対応を促してまいりたい。

七について

お尋ねの「理由」については、平成二十六年三月二十八日に開催された子ども・子育て会議（第十四回）、子ども・子育て会議基準検討部会（第十八回）合同会議の資料二「公定価格・利用者負担の主な論点について」において、御指摘の「通園送迎」に係る「私学助成での取扱いや実費徴収との関係」について「保育認定を受ける子どもとの通園送迎に係る費用については、幼稚園と比較してその実施状況は低く（幼稚園五十・八パーセント、保育所六・七パーセント）、従来より実費徴収としての整理が行われていることから、これまでと同様の整理」とすることが確認されたことによるものであり、また、「二号認定子ども及び三号認定子どもについても加算すべき」とのお尋ねについては、こうした経緯に鑑み、また、新たな財源の確保等に関する課題もあると考えられることから、慎重な検討が必要であると考えている。

八の1について
お尋ねについては、例えば、令和七年度予算において、「子ども・子育て支援交付金交付要

綱」（令和五年九月七日付け（令和七年四月三日最終改正）成事第四八一号）子ども家庭庁長官通知（別紙）に定める「幼稚園型Ⅰ」の「在籍園児分・・・（児童一人当たり日額）」について、前年度に比べ、「年間延べ利用児童数千人超の施設」における、「平日」及び「長期休業日（八時間未満）」について四十円引き上げ、また、「長期休業日（八時間以上）」について八十円引き上げたところであり、引き続き、必要な対応を図ってまいりたい。

八の2について

御指摘の「加算が適用されているものの十分」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「一時預かり事業実施要綱」（令和六年三月三十日付け文科初第二五九二号・成保第一九一〇号（令和七年三月三十一日最終改正）文部科学省初等中等教育局長及び子ども家庭庁成育局長連名通知別紙）において、「特別支援児童加算」として、「職員配置基準に基づく職員配置以上に加配が必要な障害児や、多胎育児家庭の育児疲れ等による心理的・身体的負担の軽減を図るために多胎児・・・を預かる施設に対し、・・・加算を適用することとしているところ、令和七年度予算において、当該加算の単価について、前年度に比べ三百円引き上げたところであり、引き続き、必要な対応を図ってまいりたい。

八の3について

お尋ねについては、各年度の予算編成過程において検討し、適切に対応してまいりたい。

九について
お尋ねについては、例えば、「幼児教育の質の向上のためのICT化支援について」（令和七年二月七日付け文部科学省初等中等教育局幼児教育課事務連絡別紙四）において、「保育DXの

推進等を踏まえ、幼稚園等における教員等の業務負担軽減に資するシステム導入や端末の購入等に必要経費に対する補助を行う」こととしており、文部科学省が令和五年度に実施した「幼児教育実態調査」によれば、「ICTの使用状況」として、「園の運営等に関する内部業務（指導要録の記入や指導計画の作成など）」に使用している「園」の数は、「幼稚園」については「幼稚園全体（八千七園）」のうち六千二百八十、「幼保連携型認定子ども園」については「幼保連携型認定子ども園全体（六千六百七十三園）」のうち五千六百四となっており、引き続き、当該調査結果等を踏まえながら、適切な支援を行ってまいりたい。

十について

お尋ねについては、例えば、直近では、文部科学省及び子ども家庭庁において、各都道府県に対して、「各都道府県における処遇改善等加算Ⅱに係る研修実施主体の認定状況に関する調査の実施について」（令和七年二月二十六日付け文部科学省初等中等教育局幼児教育課新制度・人材確保支援担当並びに子ども家庭庁成育局保育政策課公定価格担当室及び成育基盤企画課連名事務連絡）を发出し、御指摘の「処遇改善等加算Ⅱ」に係る研修の「実施者から研修実施主体としての認定の申請があつた場合には、改めて、積極的に認定」するよう促したところであり、引き続き、働きかけを行ってまいりたい。

十一について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「就学前教育・保育施設整備交付金」については、保育政策の新たな方向性において、「地域が抱える課題や保育の将来像を踏まえた、保育提供体制の確保のための「実施計画」（今後の保育ニーズの動向を踏まえた整備等の

計画)を国へ提出する自治体に対して必要な財政支援を行う」と示しているところ、令和七年度予算においては、当該自治体に対する、認定こども園等の整備に係る費用に対する補助の基準額について、当該費用の二分の一に相当する額から三分の二に相当する額に引き上げたところであり、引き続き、必要な支援を行ってまいりたい。

十二について

お尋ねについては、例えば、文部科学省において、「幼児教育に関する大規模縦断調査事業公募要領」(令和五年二月二十七日文部科学省初等中等教育局幼児教育課に基づき、「幼児教育に関する大規模縦断調査事業」について、国立大学法人東京大学に委託して実施しているところ、現在、同大学において、同公募要領に基づき、「日本全体における特色や傾向などを明らかにすることが可能となるよう」、「幼児教育に関する大規模な長期的縦断調査として、五歳児を対象に五年間の追跡調査を行い、幼児期の環境や体験、学びがその後の認知能力や非認知能力等と与える影響を分析」しているところである。

令和七年四月十一日提出
質問 第一四二一号

幼稚園等の体制及び施設の整備支援に関する
質問主意書

提出者 屋良 朝博

幼稚園等の体制及び施設の整備支援に関する
質問主意書

幼児教育は生涯の人格形成の基礎を培うものであり、全ての子どもに格差なく質の高い幼児教育を受ける機会を提供することが重要である。地域

の幼児教育の中核的存在として、幼稚園及び認定こども園(以下「幼稚園等」という。)の果たすべき役割は極めて大きく、その体制及び施設の整備については十全な支援がなされなければならないと考える。

以上を踏まえ、次の事項について質問する。

一 幼稚園等教諭の人材は、幼児期及び幼保小接続期の教育の質の向上の根幹をなす存在であるが、養成してもその多くが他業種へ就職する、平均勤続年数が少ない、離職者の再就職が少ないなど、人材の需要の高止まりに供給が追いついていない現状にあると承知している。

1 各地域の幼児教育人材の育成等を担う拠点として、大学等の果たすべき役割は重要であると考え。文部科学省において実施している大学等を通じたキャリア形成支援による幼児教育の「職」の魅力向上・発信事業の取組の現状と、当該事業が人材の供給に与えた影響について、政府の見解をそれぞれ示されたい。

2 幼稚園等の人材確保において、人材紹介・派遣会社の果たす役割も大きいと考える。一方で、そのような会社の利用には手数料を要し、その支払いが幼稚園等の経営を圧迫している事例があるという指摘もなされているところである。

ア かかる現状を政府は把握しているか。
イ 幼稚園等における人材確保を支援するため、国として何らかの取組を行っているか。行っているのであれば取組の現状を示されたい。

3 幼稚園等教諭につき、先述のように「平均勤続年数が少ない」ことが指摘されているところ、人材の定着に向けた支援も重要である

と考える。

ア 幼稚園等教諭の離職理由について、国として調査を行った実績はあるか、実績があれば、離職理由の代表例を示されたい。
イ 人材の定着に向けた支援の取組の現状を示されたい。

二 一般財団法人である全日本私立幼稚園幼児教育研究機構が開発した「公開保育を活用した幼児教育の質向上システム(ECEQ)」について、二〇一九年度の文部科学省委託調査において調査分析がなされている。当該調査を踏まえ、ECEQを活用した幼児教育の推進体制の整備を行うべきと考えるが、政府としてECEQにつきどのような評価をしているのか、見解を示されたい。

三 中央教育審議会初等中等教育分科会(第百四十七回、二〇二五年一月二十八日)において、幼稚園設置基準の見直しが議題となった。幼稚園における学級編制の基準を、原則三十五人以下から原則三十人以下に引き下げるとするもので、当該措置には教育環境の改善等の観点から大いに賛同するものである。一方、学級編制基準を引き下げた場合、教諭の人材確保や園舎の増築・改築などの対応が必要になると考えるが、このような園への対応・支援として、どのような方策を検討しているか。

四 文部科学省の二〇二五年度予算においては「幼児教育の学び強化事業」として「教育課題に関する調査研究」を行うこととしている。

1 その研究の視点の例として「障害のある幼児や外国人幼児などに対する支援の在り方」が挙げられているが、当該研究の成果を実際の幼児教育の現場にどう生かすのか、今後の政策の方向性を示されたい。

2 単なる調査研究にとどまらず、障害のある幼児等の受入れについての補助単価の見直しなど、現場の負担軽減のため、より具体的かつ直接的な支援を行うべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

五 地震や大雨等の自然災害に際しては、子どもたちが強い恐怖や衝撃を受け、その後の成長や発達に大きな障害となることが懸念されるところであり、幼稚園等において現状把握や心のケアを行うことは重要であると考え。

1 政府において、そのような心のケアの担い手を養成する取組を行っているか。
2 幼稚園等の幼児教育の現場において心のケアの担い手の雇用を促進する取組を行っているか。

3 1及び2で行っているのであれば、政府の取組の現状をそれぞれ示されたい。

六 私立幼稚園施設整備費補助事業は、安全・安心な幼児教育環境整備支援のため極めて重要な役割を果たしており、今後とも充実を図っていく必要があると考える。一方で、二〇二四年度行政事業レビューシートによると、当該事業の二〇二三年度の執行率は二十五・八%にとどまり、「令和五年度決算において多額の不用額が生じている」ことが指摘されている。この要因と、執行率向上のための取組の現状について、政府の見解をそれぞれ示されたい。

七 教育支援体制整備事業費交付金事業は幼稚園等におけるICT環境整備の支援や遊具、運動用具、教具等の整備支援などを実施しているものと承知しているが、二〇二四年度行政事業レビューシートによると、当該事業の課題として「遊具、運動用具、教具等の整備支援の需要が非常に高く採択率が低くなっている現状」があ

るとされている。その一方、当該事業の二〇二三年度の執行率は五十七・二％にとどまり、「令和五年度決算において多額の不用額が生じている」ことが指摘されており、予算が確保されていないながら、必要な支援が現場に行き渡っていない現状が見て取れる。需要が非常に高い一方、多額の不用額が生じている原因について、政府の見解を示された上で、その解決のための取組の現状を示されたい。

八 文部科学省が推進する教育ICT環境の整備の取組であるGIGAスクール構想の下、小中学校においては「一人一台端末」の達成が実現され、教育現場は大きな変革を遂げている。一方、幼児教育の現場ではICT環境の整備等は未だ十分な水準であるとは言えず、文部科学省が公表した、二〇二三年度幼児教育実態調査によると、教員用のタブレット又はPCの配備状況は、公立幼稚園は「一人一台程度」となっているものの、私立幼稚園は「複数台を共有」が一番多い状況にある。

また、保護者との連絡は手書きの連絡ノート、使用教材の注文は手書きの注文書と振込用紙で行うなどの園が少なくないと聞く。

1 教職員等の業務負担軽減のためにも、幼稚園等におけるICT環境の整備は喫緊の課題であると考えるが、政府として行っている支援策を示されたい。

2 導入作業自体が教職員への負担となるのは本末転倒であり、導入の初期段階における作業や端末の使用方法についての研修等による支援が重要であると考えるが、政府の見解を示されたい。

内閣衆質二一七第一四二号
令和七年四月二十二日
内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員屋良朝博君提出幼稚園等の体制及び施設の整備支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員屋良朝博君提出幼稚園等の体制及び施設の整備支援に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの「大学等を通じたキャリア形成支援による幼児教育の「職」の魅力向上・発信事業」(以下「魅力向上事業」という。)の「取組の現状」については、大学等を幼稚園教諭等のキャリア形成の支援の拠点として、中学生及び高校生を対象とした出前授業の開催等を通じた現場の魅力の発信、大学生のキャリア形成の支援のためのシンポジウムの開催、現職の幼稚園教諭の職場定着や離職者の円滑な復職支援のための取組等を行っているところである。また、幼稚園教諭等の雇用の動向については、様々な要因が影響していると考えられることから、魅力向上事業が「人材の供給に与えた影響」については、一概にお答えすることは困難である。

一の2について

御指摘の「経営を圧迫」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、幼稚園等において、職業紹介事業者等を利用する例があることは承知しており、政府としては、幼稚園等における適正な職業紹介事業者等の利用を促すため、「職業安定法施行規則の一部を改正する省令」等の公布に伴う雇用仲介事業利用にあつたての留意事項等の周知協力依頼について」

(令和六年十一月二十六日付け厚生労働省職業安定局需給調整事業課長等事務連絡)において、幼稚園等に対して職業紹介事業者等を利用する際の注意点を周知しているところである。

一の3のAについて

お尋ねについては、例えば、文部科学省において令和元年度に東京都私立幼稚園連合会に委託して行った調査研究である「幼稚園の人材確保支援事業」によると、「教員の主な離職理由」として、「結婚・出産」、「ストレス」、「人間関係」等が挙げられている。

一の3のイについて

お尋ねの「人材の定着」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、文部科学省においては、例えば、令和五年度から魅力向上事業を実施しているところであり、若手の幼稚園教諭が悩みについて教員養成課程を有する大学等の教授に相談できる機会の提供、現職の幼稚園教諭が教諭としてのキャリアを確立するために必要な知識及び技能を体系的に身に付けられる機会の提供等、幼稚園教諭の職場定着を支援する取組を行っている。

二について

御指摘の「公開保育を活用した幼児教育の質向上システム(ECEQ)」については、個別の団体における取組であり、その評価について、政府として見解を述べることは差し控えたいが、令和元年度に当時の公益財団法人全日本私立幼稚園幼児教育研究機構が実施した御指摘の「文部科学省委託調査」においては、その有用性と課題が報告されている。

三について

御指摘の「幼稚園における学級編製の基準

を、原則三十五人以下から原則三十人以下に引き下げる」ことについては、文部科学省において、現在その具体的な内容について検討を進めているところであり、現時点において、お尋ねについてお答えすることは困難である。

四の1について

御指摘の「幼児教育の学び強化事業」については、令和七年度予算において、調査研究に必要な経費を計上しているが、現時点では当該調査研究の具体的な内容は決まっていないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

四の2について

お尋ねの「より具体的かつ直接的な支援」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「障害のある幼児等の受入れ」に対する支援については、政府において、その実施主体である都道府県等による補助の実績や効果等を踏まえ、必要に応じて適切に対応してまいりたい。

五について

お尋ねの「心のケアの担い手」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、幼稚園教諭等に対しては、教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)第二条第一項において、普通免許状の授与を受けるに当たつて修得が必要な科目に含めることが必要な事項として、「教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。」の理論及び方法を規定し、幼児の発達状況に即しつつ、個々の心理的特質や教育的課題を適切に捉え、支援するために必要な基礎知識を身に付けさせることとしている。

また、政府としては、「緊急スクールカウンセラー等活用事業交付金」において、被災した

幼児等の心のケア、教職員や保護者等への助言・援助等を行うため、公立の幼稚園等にスクールカウンセラー等を緊急的に配置するために必要な経費を補助するとともに、「私立高等学校等経常費助成費補助金」において、私立の幼稚園等におけるスクールカウンセラーの活用等に係る経費の一部を補助しているところである。

降については、補助の申請の状況を十分に考慮しながら、各年度の予算編成過程において検討し、適切に対応してまいりたい。

関する基本的な計画の策定その他の施策の基本となる事項を定めるとともに、人工知能戦略本部を設置することにより、科学技術・イノベーション基本法(平成七年法律第百三十号)及びデジタル社会形成基本法(令和三年法律第三十五号)その他の関係法律による施策と相まって、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

の国際競争力を向上させることを旨として、行うものとする。

お尋ねの「要因」については、例えば、工事費の高騰や資材の不足により、私立の幼稚園において補助の対象となる事業を実施することが困難となったこと等が考えられる。文部科学省においては、幼稚園における早期の事業着手を可能とするため、「私立学校施設整備費補助金」への申請の時期を見直す等の運用改善等の対策を行っているところであり、予算の執行に当たっては、効果的かつ効率的な執行となるよう、引き続き努めてまいりたい。

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案

第二条 この法律において、「人工知能関連技術」とは、人工的な方法により人間の認知、推論及び判断に係る知的な能力を代替する機能を実現するために必要な技術並びに入力された情報を当該技術を利用して処理し、その結果を出力する機能を実現するための情報処理システムに関する技術をいう。

4 人工知能関連技術の研究開発及び活用は、不正な目的又は不適切な方法で行われた場合には、犯罪への利用、個人情報漏えい、著作権の侵害その他の国民生活の平穏及び国民の権利利益が害される事態を助長するおそれがあることに鑑み、その適正な実施を図るため、人工知能関連技術の研究開発及び活用の過程の透明性の確保その他の必要な施策が講じられなければならない。

お尋ねの「原因」については、例えば、令和五年度予算において、御指摘の「遊具、運動用具、教具等」の整備のほかに、新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる衛生用品等の購入等についても、これらに対する支援に必要な経費を計上していたが、同年度に、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第六項に規定する五類感染症とされたことにより、補助の対象となる事業の実施数が減少したこと等が考えられる。令和七年度予算においては、新型コロナウイルス感染症対策のみを目的とした支援に必要な経費は計上していないが、令和八年度以降については、補助の申請の状況を十分に考慮しながら、各年度の予算編成過程において検討し、適切に対応してまいりたい。

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律

第三条 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進は、科学技術・イノベーション基本法第三条に定める科学技術・イノベーション創出の振興に関する方針及びデジタル社会形成基本法第二章に定める基本理念のほか、この条に定める基本理念に基づいて行うものとする。

5 人工知能関連技術の研究開発及び活用は、我が国及び国際社会の平和と発展に寄与するものとなるよう、国際的協調の下に推進することを旨とし、我が国が人工知能関連技術の研究開発及び活用に関する国際協力において主導的な役割を果たすよう努めるものとする。

七について

目次

2 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進は、人工知能関連技術が、その適正かつ効果的な活用によって行政事務及び民間の事業活動の著しい効率化及び高度化並びに新産業の創出をもたらしものとして経済社会の発展の基盤となる技術であるとともに、安全保障の観点からも重要な技術であることに鑑み、我が国において人工知能関連技術の研究開発を行う能力を保持するとともに、人工知能関連技術に関する産業

4 国は、行政事務の効率化及び高度化を図るため、国の行政機関における人工知能関連技術の積極的な活用を進めるものとする。

お尋ねの「原因」については、例えば、令和五年度予算において、御指摘の「遊具、運動用具、教具等」の整備のほかに、新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる衛生用品等の購入等についても、これらに対する支援に必要な経費を計上していたが、同年度に、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第六項に規定する五類感染症とされたことにより、補助の対象となる事業の実施数が減少したこと等が考えられる。令和七年度予算においては、新型コロナウイルス感染症対策のみを目的とした支援に必要な経費は計上していないが、令和八年度以降については、補助の申請の状況を十分に考慮しながら、各年度の予算編成過程において検討し、適切に対応してまいりたい。

第一章 総則(第一条―第十条)

2 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進は、人工知能関連技術が、その適正かつ効果的な活用によって行政事務及び民間の事業活動の著しい効率化及び高度化並びに新産業の創出をもたらしものとして経済社会の発展の基盤となる技術であるとともに、安全保障の観点からも重要な技術であることに鑑み、我が国において人工知能関連技術の研究開発を行う能力を保持するとともに、人工知能関連技術に関する産業

4 国は、行政事務の効率化及び高度化を図るため、国の行政機関における人工知能関連技術の積極的な活用を進めるものとする。

令和七年四月二十四日 衆議院会議録第二十三号

議長の報告 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案及び同報告書

議長の報告 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案及び同報告書

議長の報告 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案及び同報告書

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(研究開発機関の責務等)

第六条 大学、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第二条第九項に規定する研究開発法人その他の人工知能関連技術の研究開発を行う機関(以下「研究開発機関」という。)は、基本理念にのっとり、人工知能関連技術の研究開発及びその成果の普及並びに専門的かつ幅広い知識を有する人材の育成に積極的に努めるとともに、第四条の規定に基づき国が実施する施策及び前条の規定に基づき地方公共団体が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策で大学に係るものを策定し、及び実施するに当たっては、大学における研究活動の活性化を図るよう努めるとともに、研究者の自主性の尊重その他の大学における研究の特性に配慮しなければならない。

3 研究開発機関は、人工知能関連技術の研究開発を効果的に進めるに当たっては、人文科学及び自然科学に関する多様な分野の知見を総合的に活用することが必要であることに鑑み、学際的又は総合的な研究開発に努めるものとする。
(活用事業者の責務)

第七条 人工知能関連技術を活用した製品又はサービスの開発又は提供をしようとする者その他の人工知能関連技術を事業活動において活用

しようとする者(以下「活用事業者」という。)

は、基本理念にのっとり、自ら積極的な人工知能関連技術の活用により事業活動の効率化及び高度化並びに新産業の創出に努めるとともに、第四条の規定に基づき国が実施する施策及び第五条の規定に基づき地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第八条 国民は、基本理念にのっとり、人工知能関連技術に対する理解と関心を深めるとともに、第四条の規定に基づき国が実施する施策及び第五条の規定に基づき地方公共団体が実施する施策に協力するよう努めるものとする。
(連携の強化)

第九条 国は、国、地方公共団体、研究開発機関及び活用事業者が相互に連携を図りながら協力することにより人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進を図られることに鑑み、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。
(法制上の措置等)

第十条 国は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第二章 基本的施策

(研究開発の推進等)

第十一条 国は、人工知能関連技術の基礎研究から実用化のための研究開発に至るまでの一貫した研究開発の推進、研究開発機関における研究開発の成果の移転のための体制の整備、研究開発の成果に係る情報の提供その他の施策を講ずるものとする。
(施設及び設備等の整備及び共用の促進)

第十二条 国は、人工知能関連技術の研究開発及

び活用に当たって必要となる大規模な情報処理、情報通信、電磁的記録・電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の保管等に係る施設及び設備並びにデータセット(特定の目的をもつて収集した情報の集合物をいう。)その他の知的基盤(科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十条の四に規定する知的基盤をいう。以下この条において同じ。)を研究開発機関及び活用事業者が広く利用できるようにするため、これらの施設及び設備並びに知的基盤の整備及び共用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。
(適正性の確保)

第十三条 国は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正な実施を図るため、国際的な規範の趣旨に即した指針の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。
(人材の確保等)

第十四条 国は、地方公共団体、研究開発機関及び活用事業者と緊密な連携協力を図りながら、人工知能関連技術の基礎研究から国民生活及び経済活動における活用に至るまでの各段階において必要となる専門的かつ幅広い知識を有する多様な分野の人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。
(教育の振興等)

第十五条 国は、国民が広く人工知能関連技術に対する理解と関心を深めるよう、人工知能関連技術に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。
(調査研究等)

第十六条 国は、国内外の人工知能関連技術の研

究開発及び活用の動向に関する情報の収集、不正な目的又は不適切な方法による人工知能関連技術の研究開発又は活用に伴つて国民の権利利益の侵害が生じた事案の分析及びそれに基づく対策の検討その他の人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に資する調査及び研究を行い、その結果に基づいて、研究開発機関、活用事業者その他の者に対する指導、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
(国際協力)

第十七条 国は、人工知能関連技術の研究開発及び活用に関する国際協力を推進するとともに、国際的な規範の策定に積極的に参画するものとする。

第三章 人工知能基本計画

第十八条 政府は、基本理念にのっとり、前章に定める基本的施策を踏まえ、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する基本的な計画(以下「人工知能基本計画」という。)を定めるものとする。

2 人工知能基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策についての基本的な方針

二 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策を政府が総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
内閣総理大臣は、人工知能戦略本部の作成した人工知能基本計画の案について閣議の決定を求めるものとする。

4 内閣総理大臣は、前項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、人工知能基本計画を公表するものとする。 5 前二項の規定は、人工知能基本計画の変更に ついて準用する。 第四章 人工知能戦略本部 (設置) 第十九条 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、人工知能戦略本部(以下「本部」という。)を置く。 (所掌事務) 第二十条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 人工知能基本計画の案の作成及び実施の推進に關すること。 二 前号に掲げるもののほか、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に關すること。 (組織) 第二十一条 本部は、人工知能戦略本部長、人工知能戦略副本部長及び人工知能戦略本部長を もつて組織する。 (人工知能戦略本部長) 第二十二条 本部の長は、人工知能戦略本部長 (以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣を もつて充てる。 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員 を指揮監督する。 (人工知能戦略副本部長) 第二十三条 本部に、人工知能戦略副本部長(次 項及び次条第二項において「副本部長」という。)を 置き、内閣官房長官及び人工知能戦略担当大 臣(内閣総理大臣の命を受けて、人工知能関連	技術の研究開発及び活用の総合的かつ計画的な 推進に關し内閣総理大臣を助けることをその職 務とする國務大臣をいう。)をもつて充てる。 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。 (人工知能戦略本部長) 第二十四条 本部に、人工知能戦略本部長(次項 において「本部長」という。)を置く。 2 本部長は、本部長及び副本部長以外の全ての 國務大臣をもつて充てる。 (資料の提出その他の協力) 第二十五条 本部は、その所掌事務を遂行するた め必要があると認めるときは、関係行政機関、 地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通 則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に 規定する独立行政法人をいう。)及び地方独立行政 法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政 法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により 直接に設立された法人又は特別の法律により 特別の設立行為をもつて設立された法人であつ て、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号) 第四条第一項第八号の規定の適用を受けるもの をいう。)の代表者に対して、資料の提出、意見 の表明、説明その他必要な協力を求めることが できる。 2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に 必要があると認めるときは、前項に規定する者 以外の者に対しても、必要な協力を依頼するこ とができる。 (事務) 第二十六条 本部に關する事務は、内閣府におい て処理する。 (主任の大臣) 第二十七条 本部に係る事項については、内閣法	(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣 は、内閣総理大臣とする。 (政令への委任) 第二十八条 この法律に定めるもののほか、本部 に關し必要な事項は、政令で定める。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。た だし、第三章及び第四章並びに附則第三条及び 第四条の規定は、公布の日から起算して三月を 超えない範囲内において政令で定める日から施 行する。 (検討) 第二条 政府は、人工知能関連技術の研究開発及 び活用の推進に關する諸施策についての国際的 動向その他の社会経済情勢の変化を勘案しつ つ、この法律の施行の状況について検討を加 え、必要があると認めるときは、その結果に基 づいて所要の措置を講ずるものとする。 (内閣府設置法の一部改正) 第三条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九 号)の一部を次のように改正する。 第四条第一項第十七号の次に次の一号を加え る。 十七の二 人工知能関連技術(人工知能関連 技術の研究開発及び活用の推進に關する法 律(令和七年法律第 号)第二条に規定 するものをいう。第三項第七号の九におい て同じ。)の研究開発及び活用の総合的かつ 計画的な推進を図るための基本的な政策に 關する事項 第四条第三項中第七号の九を第七号の十と し、第七号の八の次に次の一号を加える。 七の九 人工知能関連技術の研究開発及び活	用に關する施策の推進に關すること。 第四条第三項第十五号中「第七号の九」を「第 七号の十」に改める。 第九条の二及び第十六条の二第二項中「第三 項第七号の九」を「第三項第七号の十」に改め る。 第四十条の四第一項中「第十六号まで」の下に 「及び第十七号の二」を、「第七号の三まで」の下 に「第七号の九」を加える。 附則第二条の二第一項及び第三項中「第三項 第七号の九」を「第三項第七号の十」に改める。 (調整規定) 第四条 附則第一条ただし書に規定する規定の施 行の日が災害対策基本法等の一部を改正する法 律(令和七年法律第 号)の施行の日前であ る場合には、同法第六条のうち内閣府設置法第 十六条の次に一条を加える改正規定中「第三項 第七号の九」とあるのは、「第三項第七号の十」 とし、前条のうち同法第十六条の二第二項の改 正規定は、適用しない。 理 由 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に 關する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、 もつて国民生活の向上及び国民経済の健全な発展 に寄与するため、人工知能関連技術の研究開発及 び活用の推進に關する施策について、基本理念並 びに人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進 に關する基本的な計画の策定その他の施策の基本 となる事項を定めるとともに、人工知能戦略本部 を設置する必要がある。これが、この法律案を提 出する理由である。
---	---	--	---

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

書

一 議案の目的及び要旨

本案は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与するため、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策について、基本理念並びに人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する基本的な計画の策定その他の施策の基本となる事項を定めるとともに、人工知能戦略本部を設置するもので、その主な内容は次のとおりである。

1 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進について、基本理念及び国の責務等を定めること。

2 基本的施策として、研究開発の推進、施設及び設備等の整備及び共用の促進、人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性の確保、人材の確保、教育の振興、情報収集及び調査研究等の実施、国際協力の推進等を規定すること。

3 政府は、基本理念にのっとり、基本的施策を踏まえ、人工知能基本計画を定めるものとする。

4 人工知能基本計画の推進体制として、内閣に人工知能戦略本部を設置することとし、内閣総理大臣を本部長とするなど組織、所掌事務等を規定すること。

5 この法律は、別段の定めがある場合を除き、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進

に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与するため、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策について、基本理念並びに人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する基本的な計画の策定その他の施策の基本となる事項を定めるとともに、人工知能戦略本部を設置する本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、立憲民主党・無所属及び有志の会の共同提案に係る修正案が提出されたが、否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和七年四月十八日

内閣委員長 大岡 敏孝

衆議院議長 額賀福志郎殿

(別紙)

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

一 AIの研究開発及び活用にあたっては、「人間中心のAI社会原則」に基づき、人間の尊厳を損なわないことを大前提とすること。また、AIを人間の倫理観、価値観及び目的に沿って動作させるAIアライメントの観点に基づいた研究開発を推進すること。

二 本法に基づくAI基本計画、指針の策定その他のAI政策の実施に当たっては、リスクの最小化のみならず、我が国におけるAIの導入促進

進による便益についても十分考慮すること。

三 生成AIを含むAI技術は、社会や経済に対して便益をもたらすとともに様々なリスクを有していることに鑑み、AIの利活用に際しての留意点やリスクの回避策等について、事業者や国民に対して十分に周知すること。また、リスクの把握を含めたAIの適切な利活用の方法について、学校教育や社会教育等の場を活用することにより、AIに関するリテラシー教育を積極的に推進すること。

四 AI技術を悪用したディープフェイクポルノ、とりわけ児童の画像等を使用したものへの対策については、各種法令の適用による厳正な取締り及び被害者の保護を行うとともに、サイト管理者等への違法な情報の削除依頼を強化すること。また、同対策の実効性を高めるための方策の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

五 我が国で利用される生成AIサービスの多くが外国産で占められている一方、日本語での出力に課題がある現状を踏まえ、日本語の大規模言語モデルをベースとした国産の生成AIサービスの実用化に向けた研究開発及びデータ整備の一層の推進に官民を挙げて取り組むこと。また、将来において競争力を高めるためにも、AIを国家戦略上の重要分野と位置付けるとともに、AIの基盤的技術やモデルの研究開発を積極的に支援すること。

六 AI関連産業のイノベーションと健全な競争を促進するため、必要に応じてスタートアップを含む新規参入者に係る障壁を撤廃し、公正で開かれた市場環境を整備すること。

七 AI技術の研究開発が総合的に行われる必要があることに鑑み、学際的見地からAI人材の

育成を強化し、特に次世代の競争力を高めること。また、AI技術の研究開発や人材の育成・確保に向けた官民の十分な投資を確保するため、財政上の措置その他必要な措置を講ずること。

八 AIの利活用が行政サービスの質の向上、業務の効率化及び社会課題の解決等に資することに鑑み、国、地方公共団体及び地域の民間事業者によるAIの積極的な利活用に向けた環境の整備に努めること。また、利活用に際しては、AIが有する様々なリスクを踏まえて、個人情報保護その他の国民の権利利益の保護を図りつつ、適正性の確保にも十分に留意すること。

九 活用事業者等に対する調査、指導及び助言等に当たっては、当該事業者等の営業秘密や知的財産権の保護に配慮しつつ、過度に重い負担や情報開示を求めないように留意すること。他方で、重大なリスクが生じるおそれのある事項に関し、指導や助言等に応じない活用事業者等に対する実効性ある措置の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

十 広島AIプロセス国際行動規範の「報告枠組み」に基づき報告書を提出する活用事業者等に対しては、既存の国内法制度に基づく報告義務に最大限活用することで、報告の重複を軽減する仕組みを導入することなどにより、国際的な整合性や効率性を確保すること。

十一 AI技術が加速度的に進展している現状を踏まえ、AIの利活用が国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資するものとなるよう、また、新たなリスクに適時に対応するためにも、本法その他の関連規定、AI基本計画及び指針について不断の見直しを行うこと。

十二 A I戦略本部の組織体制については、同本部がA I技術の研究開発及び活用に係る一体的な施策を推進する政府の司令塔機能を十分に発揮できるように、各省庁の縦割りを可能な限り排除するとともに、事務局に民間のA I人材の積極的な登用を図ること。

十三 A I戦略本部に対して専門的見地から助言を行えるようにするため、有識者から構成される会議体を早期に設置すること。また、有識者の人選については、A Iの倫理的、法的及び社会的課題について知見を有する者など多様な主体の参画を図ること。

十四 A Iのリスクへの対応について、常に最新の知見の情報収集に努め、必要な対応について不断の検討を行うこと。また、既存の法令やガイドライン等によつては対応が困難な新たなリスクが顕在化した場合においては、そのリスクの程度に応じて規制の度合いを変ええるリスクベースアプローチに基づいた規制的措置の導入も含め検討し、その結果に応じて必要な措置を講ずること。

十五 A Iの利用に伴う知的財産権、パブリシティ権等の権利侵害に対応するため、諸外国における検討状況等を踏まえ、必要に応じ関連法制の整備を含めた対応の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

令和七年二月十二日

内閣総理大臣 石破 茂

防衛省設置法等の一部を改正する法律
(防衛省設置法の一部改正)

第一条 防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第六条中「十四万九千七百六十七人」を「十四万九千四百三十人」に、「四万五千四百五十二人」を「四万五千四百六十二人」に、「四万七千七人」を「四万七千三百三十一人」に、「二千九百九十三人」を「二千四百二十三人」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「地方隊」の下に、「情報作戦集団」を加え、同条第二項中「及び護衛艦隊」を「及び水上艦隊」に改め、「掃海隊群」及び「ただし書を削り、同条第三項中「護衛艦隊は、護衛艦隊司令部及び護衛隊群を「水上艦隊は、水上艦隊司令部及び水上戦群、水陸両用戦機雷戦群、哨戒防備群」に改め、同条第六項中「掃海隊、基地隊その他の」及び「ただし書を削り、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 情報作戦集団は、情報作戦集団司令部、作戦情報群及びサイバー防護群から成る。

第十六条の二の見出しを「水上艦隊司令官」に改め、同条中「護衛艦隊の」を「水上艦隊の」に、「護衛艦隊司令官」を「水上艦隊司令官」に改める。

第十七条の三を第十七条の四とし、第十七条の二を第十七条の三とし、第十七条の次に次の一条を加える。

(情報作戦集団司令官)
第十七条の二 情報作戦集団の長は、情報作戦集団司令官とする。

2 情報作戦集団司令官は、防衛大臣の指揮監督を受け、情報作戦集団の隊務を統括する。

第十八条中「護衛艦隊」を「水上艦隊」に改め、「地方隊」の下に、「情報作戦集団」を加える。

第二十条第二項中、「航空戦術教導団」を削る。

第二十一条の二第二項中「地方隊」の下に「情報作戦集団」を加える。

第二十四条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 補給本部

第二十四条第二項中「及び補給統制本部を、海上自衛隊又は航空自衛隊の機関として補給本部を削る。

第二十六条第三項ただし書及び同条第四項を削り、同条第五項中「海上自衛隊又は航空自衛隊の補給処の」を削り、同項を同条第四項とし、同条の次に次の一条を加える。

(補給本部)
第二十六条の二 補給本部においては、前条第一項に規定する事務の実施の企画及び総合調整並びに補給処の管理を行うとともに、陸上自衛隊及び海上自衛隊の補給本部においては、同項に規定する調達事務のうち防衛大臣が定めるものを行う。

2 補給本部に、補給本部長を置き、自衛官をもつて充てる。

3 補給本部長は、防衛大臣の定めるところにより、部務を掌理する。ただし、防衛大臣は、必要があると認める場合には、陸上総隊司令官、自衛艦隊司令官又は航空総隊司令官に指揮監督させることができる。

第二十八条中、「補給統制本部長」を削る。

第二十九条第一項中「及び自衛官候補生」を削る。

第三十三条中、「自衛官候補生」を削り、「を除き」を「及び第九十九条の二第一項を除き」に改める。

第三十六条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前各項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第六項を第三項とし、第七項を第四項とし、第八項を第五項とする。

第四十五条の二第一項中「引き続き」を削る。

第五十八条第二項中、「自衛官候補生」を削る。

第七十二条の次に次の一条を加える。

(勤続報奨金)
第七十二条の二 防衛大臣又はその委任を受けた者は、予備自衛官第七十条第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつてゐる者を含む。がその任用期間のうち防衛省令で定める期間以上在職し、かつ、良好な成績で勤務したときは、防衛省令で定めるところにより、その者に対し、勤続報奨金を支給することができる。

第七十三条の三第一項中「第二号」の下に「及び次条第一項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

行うことができない間における当該事業の継続に伴う負担を考慮して政令で定める額に、当該各号に定める日の数乗じて得た額を、当該予備自衛官の事業の継続に資するための給付金として支給することができる。

一 前条第一項第一号に掲げる場合 自衛官としての勤務のために当該事業を行うことができなかった日(招集に応じて出頭した日から招集の解除の日までの間の日に限る。)

二 前条第一項第二号に掲げる場合 当該負傷又は疾病の療養のために当該事業を行うことができなかった日(招集の解除の日又は第七十一条第一項の招集期間の終了の日の翌日以後最初に当該事業を行うことができなかった日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間の日に限る。)

2 前項に定めるもののほか、同項の給付金の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

第七十五条の七を次のように改める。

第七十五条の七 削除

第七十五条の八中「第七十三条から」を「第七十二条の二から」に、「第七十三条の二中「第七十条第一項各号」とあるのは「第七十五条の四第一項各号」と、」を「第七十二条の二、第七十三条の二及び」に改め、「同項第二号の下に」及び「第七十三条の四第一項第二号」を加える。

第八十四条の五第一項第三号中「アメリカ合衆国、オーストラリア、英国、フランス、カナダ、インド又はドイツ」を「物品役務相互提供協定(自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間の物品又は役務の相互の提供に關する我が国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であつて、物品又は役務の相互の提供を実施する活

動及び提供する物品又は役務並びに当該提供を実施する場合における決済その他の手続について定めるものをいう。第百条の九において同じ。我が国以外の締約国(次項第四号、第百条の八及び第百条の九において「締約国」という。に改め、同条第二項第四号中「アメリカ合衆国、オーストラリア、英国、フランス、カナダ、インド又はドイツ」を「締約国」に改める。第百九十七条第一項及び第二項中「及び自衛官候補生」を削る。

第百九条の次に次の一条を加える。

(留学費用の償還)

第百九条の二 留学(防衛大学校に相当する外国の軍隊の教育機関の課程に在学してその課程を履修する研修(三年以内の研修を除く。))であつて、学生(防衛省設置法第十五条第一項の教育訓練を受けている者をいう。以下この項において同じ。)の同意を得て、国が実施するもののうち、その内容及び実施形態を考慮して政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)を命ぜられた学生は、次の各号に掲げるいずれかの期間内に離職した場合には、それぞれ当該各号に定める金額を国に償還しなければならない。

一 当該留学を開始した日から自衛官に任用される日までの期間 当該留学のために国が支出した留学費用(旅費その他の留学に必要な費用として政令で定めるものをいう。次号において同じ。)の総額に相当する金額

二 自衛官に任用される日の翌日から起算した在职期間が八年に達するまでの期間 当該留学のために国が支出した留学費用の総額に相当する金額に、同日から起算した自

衛官としての在職期間が通増する程度に占めて百分の百から一定の割合で通減するよう政令で定める率を乗じて得た金額

2 前項の離職した場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を含まないものとする。

一 死亡により離職したとき。

二 公務による災害のため心身に故障を生じ、第四十二条第二号の規定に該当して免職されたとき、又は同条第四号の規定に該当して免職されたとき。

三 前二号に掲げる場合に準ずる場合として政令で定める場合

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による償還に關し必要な事項は、政令で定める。

第百条の六第一項中「及び次条」を「から第百条の八まで」に改める。

第百条の八の見出し中「オーストラリア軍隊」を「締約国の軍隊」に改め、同条第一項中「オーストラリア軍隊(オーストラリアの軍隊をいう)」を「締約国の軍隊(合衆国軍隊を除く。に、「オーストラリア軍隊」を「締約国の軍隊」に改め、同項第一号から第八号までの規定中「オーストラリア軍隊」を「締約国の軍隊」に改め、同項第九号中「オーストラリア内にあるオーストラリア軍隊の施設」を「締約国の軍隊の施設(当該締約国にあるものに限る。に、「行うオーストラリア軍隊」を行う締約国の軍隊」に改め、同条第二項及び第三項中「オーストラリア軍隊」を「締約国の軍隊」に改め、同条第四項中「武器」の下に「(同項の締約国の軍隊がインドの軍隊である場合には、弾薬を含む。)」を加える。

第百条の九の見出し中「オーストラリア軍隊」を「締約国の軍隊」に改め、同条中「オーストラリア軍隊」を「締約国の軍隊」に、「日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に關する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定」を「当該締約国との間の物品役務相互提供協定」に改める。

第百条の十から第百条の十九までを削る。

第百九条第一項中「に」を「及び裝備移転(防衛省が調達する裝備品等の開発及び生産のための基盤の強化に關する法律(令和五年法律第五十四号)第二条第四項に規定する裝備移転をいう。の)の対象となる船舶として製造されるもの(水陸両用車両を含む。以下この項、第百十一条の二及び第百十一条の三において「裝備移転船舶」という。に改め、同項ただし書中「船舶」を「船舶及び裝備移転船舶」に改める。

第百十一条の次に次の二条を加える。

(裝備移転船舶についての技術上の基準)

第百十一条の二 防衛大臣は、裝備移転船舶について堪航性及び人命の安全を確保するため必要な技術上の基準を定めなければならない。

(検査)

第百十一条の三 裝備移転船舶は、前条の技術上の基準に適合するかどうかについて防衛省令で定めるところにより防衛大臣の検査を受け、かつ、これに合格したものでなければ、航行の用に供してはならない。

第三条 自衛隊法の一部を次のように改正する。
第百七条第一項中「航空法中」を「航空法に、並びにその航空機」を「及び裝備移転(防衛省が調達する裝備品等の開発及び生産のための基盤の強化に關する法律(令和五年法律第五十四号)第二条第四項に規定する裝備移転をいう。第百九条第一項において同じ。)の対象となる航空機

として製造されるもの(第七項において「装備移転航空機」という。)(以下この条及び附則第七項において「自衛隊の使用する航空機等」と総称する。並びにこれらに改め、同条第三項中「自衛隊の使用する航空機及びその航空機」を「自衛隊の使用する航空機等及びこれら」に改め、同条第五項中「自衛隊が使用する航空機」を「自衛隊の使用する航空機等」に、「その航空機」を「これら」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「自衛隊の使用する航空機」を「自衛隊の使用する航空機等」に、「自衛隊以外の者が使用する」を「自衛隊の使用する航空機等以外」の「に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。 7 装備移転航空機を製造する者は、第五項の規定により防衛大臣が定める基準(装備移転航空機に係るものに限る。)に適合することにより、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣の確認を受けなければならない。 第九条第一項中「(防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律(令和五年法律第五十四号)第二条第四項に規定する装備移転をいう。)」を削り、「第一百一条の二及び第一百一条の三を」及び次条から第一百一条の二まで」に改める。 第一百十条中「及びこれ」を「及び装備移転船舶並びにこれら」に、「隊員」を「者」に、「又はこれ」を「又はこれら」に改める。 第一百一条(見出しを含む。中「自衛隊の使用する船舶」の下に「及び装備移転船舶」を加える。 第一百一条の三の見出しを「(検査等)」に改め、同条に次の一項を加える。	2 装備移転船舶を航行しようとする者は、前条の配員の基準に従つて配員して航行することについて防衛省令で定めるところにより防衛大臣の確認を受けた後でなければ、これを航行してはならない。 第一百一条の三を第一百一条の二とする。 附則第七項中「自衛隊の使用する航空機並びにその航空機」を「自衛隊の使用する航空機等並びにこれら」に改める。 (防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正) 第四条 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。 第一条中「自衛官任用一時金」の下に、「指定場所生活調整金」を加える。 第十六条第一項に次の一号を加える。 十六 航空管制官 航空管制官手当 第十六条第三項中「百分の八十」を「百分の九十」に改める。 第十九条中「特殊作戦隊員手当」の下に、「航空管制官手当」を加える。 第二十四条の三第二項中「四千円」を「一万二千三百円」に改める。 第二十四条の四第二項中「一万六千円」を「一万八千五百円」に改める。 第二十六条の二の次に次の一条を加える。 (指定場所生活調整金の支給) 第二十六条の三 自衛隊法第三十六条第二項に規定する自衛官候補生から引き続いて同条第一項の自衛官に任用された者及び同条第五項に規定する陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者の指定を受けた者のうち防衛大臣の定めるもの(以下この項において「防衛大臣の定	める陸曹候補者等」という。)が、基準期間(自衛官候補生又は防衛大臣の定める陸曹候補者等の採用の日から六年を経過するまでの期間をその初日以後一年ごとに区分した期間をいう。)の全部を第十八条第一項に規定する集団的居住場所その他の防衛大臣が定める場所に居住する場合には、当該基準期間に係る指定場所生活調整金を支給する。 2 前項の指定場所生活調整金の額は、政令で定める。 3 第一項の指定場所生活調整金の支給に關し必要な事項は、政令で定める。 第二十七条第二項中「及び特殊作戦隊員手当」を、「特殊作戦隊員手当及び航空管制官手当」に、「及び営外手当」を、「航空管制官手当及び営外手当」に改める。 第五条 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。 第一条中、「自衛官任用一時金」を削る。 第四条第一項、第十八条の二第一項及び第二十二條第一項中、「自衛官候補生」を削る。 第二十四条の二を削る。 第二十四条の三の前の見出しを削り、同条を第二十四条の二とし、同条の前の見出しとして「(予備自衛官等の給与)」を付し、第二十四条の四を第二十四条の三とし、第二十四条の五を第二十四条の四とし、第二十四条の六を第二十四条の五とする。 第二十四条の七中「第二十四条の三」を「第二十四条の二」に改め、同条を第二十四条の六とする。 第二十六条の二を削る。 第二十六条の三第一項中「第三十六条第二項に規定する自衛官候補生から引き続いて同条第	一項」を「第三十六条第一項」に、「同条第五項」を「同条第二項」に改め、「(以下この項において「防衛大臣の定める陸曹候補者等」という。))」を削り、「自衛官候補生又は防衛大臣の定める陸曹候補者等」を「これらの自衛官」に改め、同条を第二十六条の二とする。 第二十八条第一項第一号を削り、同項第二号中「(前号の規定の適用を受けるものを除く。)」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第三十六条第七項」を「第三十六条第四項」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第三十六条第七項」を「第三十六条第四項」に改め、同号を同項第四号とし、同条第三項中「及び第二号」を削り、「同項第三号」を「同項第二号」に、「同項第四号」を「同項第三号」に、「同項第五号」を「同項第四号」に改め、同条第五項中「第三十六条第七項」を「第三十六条第四項」に、「同条第八項」を「同条第五項」に改め、同条第六項中「第三十六条第八項」を「第三十六条第五項」に改め、同条第八項中「第三十六条第七項」を「第三十六条第四項」に、「同条第八項」を「同条第五項」に改め、同条第九項第一号中「第三十六条第七項」を「第三十六条第四項」に改め、同項第二号中「第三十六条第八項」を「第三十六条第五項」に改める。 (国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正) 第六条 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。 第三十三条の見出し中「(合衆国軍隊等)」を「(締約国の軍隊)」に改め、同条第一項中「アメリカ合
---	---	---	--

衆国、オーストラリア、英国、フランス、カナダ、インド又はドイツの軍隊(以下この条において「合衆国軍隊等」という。)を「締約国(自衛隊法第八十四条の五第一項第三号に規定する締約国をいう。以下この条において同じ。)の軍隊」に、「合衆国軍隊等」を「締約国の軍隊」に改め、同条第二項中「合衆国軍隊等」を「締約国の軍隊」に改め、同条第四項中「武器」の下に「(同項の締約国の軍隊がインドの軍隊である場合には、弾薬を含む。)」を加え、同条第五項を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中自衛隊法第八十四条の五の改正規定、同法第百条の六第一項の改正規定、同法第百条の八(見出しを含む。)の改正規定、同法第百条の九(見出しを含む。)の改正規定及び同法第百条の十から第百条の十九までを削る改正規定並びに第六条の規定並びに附則第八条の規定 公布の日
- 二 第二条中自衛隊法第三十三条の改正規定(「、自衛官候補生」を削る部分を除く。)及び同法第九十九条の次に一条を加える改正規定並びに第四条の規定(第四号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第四条、第十一条及び第十二条(国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第二十四条第一項の改正規定を除く。)の規定 公布の日又は令和七年四月一日のいずれか遅い日

- 三 第二条中自衛隊法第四十五条の二第一項の改正規定 令和七年十月一日
- 四 第二条中自衛隊法第七十二条の次に一条を加える改正規定、同法第七十三条の三第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七十五条の七の改正規定及び同法第七十五条の八の改正規定並びに第四条中防衛省の職員の給与等に関する法律第二十四条の三第二項及び第二十四条の四第二項の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

- 五 第二条中自衛隊法第百九条第一項の改正規定及び同法第百十一条の次に二条を加える改正規定並びに附則第七条及び第九条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日
- 六 第三条の規定及び附則第十三条の規定 令和八年四月一日

- 七 第二条中自衛隊法第二十九条第一項の改正規定、同法第三十三条の改正規定(「、自衛官候補生」を削る部分に限る。)、同法第三十六条の改正規定、同法第五十八条第二項の改正規定並びに同法第九十七条第一項及び第二項の改正規定並びに第五十五条の規定並びに附則第五条、第六条、第十条及び第十二条(国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項の改正規定に限る。)の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

- (勤続報奨金の支給に関する経過措置)
- 第二条 前条第四号に掲げる規定の施行の日前に第二条の規定(同号に掲げる改正規定に限る。次条において同じ。)による改正前の自衛隊法第七十五条の七の規定により勤続報奨金を支給することができることとされていた即応予備自衛官(自衛隊法第七十五条の四第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつてゐる者を含む。)に係る当該勤続報奨金の支給については、なお従前の例による。

- (事業を営む予備自衛官又は即応予備自衛官に対する給付金の支給に関する経過措置)
- 第三条 第二条の規定による改正後の自衛隊法(以下この条において「第四号改正後自衛隊法」という。)第七十三条の四(第四号改正後自衛隊法第七十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後に自衛隊法第七十条第一項各号若しくは第七十五条の四第一項各号の規定による招集命令又は同法第七十一条第一項若しくは第七十五条の五第一項の規定による訓練招集命令を受けた第四号改正後自衛隊法第七十三条の三第一項(第四号改正後自衛隊法第七十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する予備自衛官又は即応予備自衛官について適用する。

- (指定場所生活調整金の支給に関する経過措置)
- 第四条 第四条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十六条の三の規定は、同条に規定する基準期間の末日が同号に掲げる規定の施行の日以後である者について適用する。
- (自衛官任用一時金の支給に関する経過措置)
- 第五条 附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日前に第五条の規定による改正前の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十六条の二第一項

の規定により自衛官任用一時金の支給を受けた者については、同条第三項の規定は、その任用期間が満了するまでの間、なおその効力を有する。

(退職手当の特例に関する経過措置)

- 第六条 附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日前に第五条の規定による改正前の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十八条第一項第一号に掲げる区分に該当した者に係る退職手当の支給については、なお従前の例による。
- (罰則に関する経過措置)

- 第七条 附則第一条第五号及び第六号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- (政令への委任)

- 第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
- (高圧ガス保安法の一部改正)

- 第九条 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。
- 第三条第一項第三号中「船舶及び」を「船舶内並びに」、「内に」を「及び装備移転(防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律(令和五年法律第五十四号)第二条第四項に規定する装備移転をいう。)の対象となる船舶として製造されるもの(水陸両用車両を含む。)内に」に改める。

- (国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)
- 第十条 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項の表第三条第一項の項中

三条第二項

律第六十五号)第三十一条
条第五項に規定する隊員の任
(以下「任命権者」という。)

五号)第三十一条

規定する隊員の任
者」という。に改め、同表第十二条第一項の項中「、自衛官候補生」を削り、同表前条第一項

の項を削り、同表前条第二項の項中「前条第二項を」前条第一項及び第二項に改める。

(国際機関等に派遣される防衛省の職員)の処遇
等に関する法律の一部改正)

第十一条 国際機関等に派遣される防衛省の職員
の処遇等に関する法律(平成七年法律第二百二十
二号)の一部を次のように改正する。

第十一条の見出し中「学資金」を「学資金等」に
改め、同条中「及び第九十九条第一項を」、第
九十九条第一項及び第九十九条の二第一項第二
号に改める。

(国と民間企業との間の人事交流に関する法律
の一部改正)

第十二条 国と民間企業との間の人事交流に関す
る法律の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「、自衛官候補生」を削
り、同条第四項中「及び第九十九条第一項」を
「、第九十九条第一項及び第九十九条の二第一
項第二号」に改める。

職員(第二十三条第
二項
、任命権者
、任命権者
、自衛隊法(昭和二十九年法
第一項の規定により同法第二
免について権限を有する者

、任命権者
、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十六
第一項の規定により同法第二
免について権限を有する者(以下「任命権

(重要電子計算機に対する不正な行為による被
害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の
整備等に関する法律の一部改正)

第十三条 重要電子計算機に対する不正な行為に
よる被害の防止に関する法律の施行に伴う関係
法律の整備等に関する法律(令和七年法律第
四号)の一部を次のように改正する。

第四条のうち自衛隊法中第九十五条の四を第
九十五条の五とし、第九十五条の三の次に一
を加える改正規定の次に次のように加える。
第百七条第一項中「令和五年法律第五十四
号」を削る。

理 由

自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官
定数の変更及び水上艦隊の新編その他の自衛隊の
組織の改編を行うとともに、自衛官の再任用に係

る要件の見直し、航空管制官手当の新設その他の
自衛官等の人材確保のための制度の整備、物品役
務相互提供協定に係る規定の整備、装備移転等
に伴う装備品等の製造等を適切に実施するための規
定の整備等の措置を講ずる必要がある。これが、
この法律案を提出する理由である。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るた
め、自衛官定数の変更及び水上艦隊の新編その
他の自衛隊の組織の改編を行うとともに、自衛
官の再任用に係る要件の見直し、航空管制官手
当の新設その他の自衛官等の人材確保のための
制度の整備、物品役務相互提供協定に係る規定
の整備、装備移転等に伴う装備品等の製造等を
適切に実施するための規定の整備等の措置を講
ずるものであり、その主な内容は次のとおりで
ある。

1 自衛隊の任務をより効果的に遂行し得る体
制を整備するため、防衛省設置法及び自衛隊
法の一部を改正し、自衛官の定数の変更や、
陸上自衛隊の補給統制本部の補給本部への改
編、海上自衛隊の水上艦隊等の新編、そして
航空自衛隊の航空総隊の改編を行うこと。

2 人的基盤の抜本的強化に向けた自衛官等の
処遇改善のため、自衛隊法及び防衛省の職員
の給与等に関する法律の一部を改正し、自衛
官の再任用に係る要件の見直し、航空管制官
手当の新設、各種手当の引上げ、指定場所生
活調整金や事業を営む予備自衛官に対する給
付金の新設等を行うこと。

3 同志国等との協力強化に関する事項とし
て、日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊
との間における物品又は役務の相互の提供に
関する日本国政府とイタリア共和国政府との
間の協定の署名を機に、自衛隊法及び国際連
合平和維持活動等に対する協力に関する法律
の一部を改正し、関連する規定を整備するほ
か、装備移転や研究開発のため、自衛隊法の
一部を改正し、航空法や船舶安全法等を適用
除外し、防衛大臣が、装備移転の対象として
製造される航空機や船舶の安全基準等を定め
ること等の規定を整備すること。

4 この法律は、令和八年三月三十一日までの
間において政令で定める日から施行するほ
か、必要な施行期日を定めること。また、こ
の法律の施行に伴い必要となる経過措置につ
いて定め、関係法律について所要の改正を行
うこと。

二 議案の可決理由

本案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るた
めの措置として妥当なものと認め、これを可決
すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を
付することに決した。

三 経費

本案施行に伴う経費のうち、人的基盤の抜本
的強化に関する部分については、令和七年度一
般会計予算に約百二十一億円が計上されてい
る。

右報告する。

令和七年四月十八日

衆議院議長 安全保障委員長 遠藤 敬
額賀福志郎殿

〔別紙〕

防衛省設置法等の一部を改正する法律案に
対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 今後、新たに物品役務相互提供協定が署名された際に、当該協定が自衛隊法第八十四条の五に規定する物品役務相互提供協定に含まれることが想定される場合には、防衛省は、遅滞なく本委員会に報告し、意見を求めること。

二 国会における審議の形骸化を防ぐため、複数の法改正を一本の法案として提出する形式は、内閣法制局の審査基準でも求められている「政策の統一性」、「条項の関連性」等が明らかに認められる場合に限ること。

三 本法による自衛官の処遇改善は、令和の時代に相応しい処遇確立の端緒に過ぎない。我が国防衛力の中核たる自衛官に見合った俸給表とするため抜本的に見直し、勤務環境を整え、勲章授与基準を拡充するなど、さらなる処遇改善に向け取り組むこと。

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

令和七年三月十一日

内閣総理大臣 石破 茂

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律

(下請代金支払遅延等防止法の一部改正)

第一条 下請代金支払遅延等防止法昭和三十一年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

製造委託等に係る中小受託事業者に対する
代金の支払の遅延等の防止に関する法

律

第一条中「下請代金の支払遅延等」を「製造委託等に関し、中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等」に、「親事業者」を「委託事業者」に、「下請事業者」を「中小受託事業者」に、「公正ならしめる」を「公正にする」に改める。

第二条第一項中「これら」を「専らこれら」に、「金型又は」を「金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具又は」に、「金型の」を「当該型若しくは工具の」に改め、同条第十項中「下請代金」を「製造委託等代金」に、「親事業者」を「委託事業者」に、「下請事業者」を「中小受託事業者」に改め、「役務提供委託」の下に「又は特定運送委託」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「又は出資」を「若しくは出資」に改め、「超える法人」の下に「又は常時使用する従業員の数が百人を超える法人」を加え、「又は提供」を「提供又は運送」に、「第七項第一号又は第二号」を「第八項第一号、第二号又は第五号」に、「前項第一号又は第二号」を「前項第一号、第二号又は第五号」に、「第七項第三号又は第四号」を「第八項第三号、第四号又は第六号」に、「前項第三号又は第四号」を「前項第三号、第四号又は第六号」に、「前項各号」を「同項各号」に、「親事業者」を「委託事業者」に、「下請事業者」を「中小受託事業者」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「下請事業者」を「中小受託事業者」に改め、同項各号中「親事業者」を「委託事業者」に改め、同項に次の二号を加える。

六 常時使用する従業員の数が百人以下の個人又は法人たる事業者であつて、前項第六号に規定する委託事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの

項とし、同条第五項中「及び役務提供委託」を「役務提供委託及び特定運送委託」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

五 常時使用する従業員の数が三百人を超える法人たる事業者(国及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く)であつて、常時使用する従業員の数が三百人以下の個人又は法人たる事業者に対し製造委託等をするもの(第一号又は第二号に該当する者がそれぞれ次項第一号又は第二号に該当する者に対し製造委託等をする場合を除く。)

第十條の前の見出しを削り、同条中「親事業者」を「委託事業者」に改め、同条第一号中「第三条第一項」を「第四条第一項」に、「よる書面を交付しなかつた」を「違反して明示すべき事項を明示しなかつた」に改め、同条第二号中「第五条」を「第七条」に、「よる」を「違反して」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

六 常時使用する従業員の数が百人を超える法人たる事業者(国及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く)であつて、常時使用する従業員の数が百人以下の個人又は法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をするもの(第三号又は第四号に該当する者がそれぞれ次項第三号又は第四号に該当する者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をする場合を除く。)

二 第四条第二項の規定に違反して書面を交付しなかつたとき。

第十條を第十四条とし、同条の前に見出しとして「罰則」を付する。

第九條第一項中「親事業者の下請事業者」を「委託事業者(委託事業者が合併により消滅した場合にあつては合併後存続し、又は合併により

五 常時使用する従業員の数が三百人以下の個人又は法人たる事業者であつて、前項第五号に規定する委託事業者から製造委託等を受けるもの

第二條中第七項を第八項とし、第六項を第七

設立された法人、委託事業者の分割により製造委託等に関する取引に係る事業の全部又は一部の承継があつた場合にあつては当該事業の全部

一条を加える。

(委託事業者又は中小受託事業者に関する情
報の提供等)

又は一部を承継した法人、委託事業者の当該取引に係る事業の全部又は一部の譲渡があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を譲り受けた事業者。以下この条及び次条において同じ。の中小受託事業者（中小受託事業者法人に限る。）が合併により消滅した場合にあつては合併後存続し、又は合併により設立された法人、中小受託事業者（法人に限る。）の分割により当該取引に係る事業の全部又は一部の承継があつ

第十三条 公正取引委員会、中小企業庁長官及び製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣は、この法律の施行に必要な限度で、委託事業者又は中小受託事業者に関する情報であつて、委託事業者の中小受託事業者に対する製造委託等に関する取引を公正にし、又は中小受託事業者の利益を保護するため特に必要であると認められるものを相互に提供することができる。

た場合にあつては当該事業の全部又は一部を承継した法人、中小受託事業者の当該取引に係る事業の全部又は一部の譲渡があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

2 公正取引委員会は、この法律の施行に必要な限度で、関係行政機関の長に対し、委託事業者又は中小受託事業者に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

第八条中「前条第一項から第三項まで」を「前条」に、「親事業者がその」を「違反委託事業者がその」に、「親事業者のその」を「当該」に改め、同条を第十一条とする。

第七条を削る。

の中小受託事業者に対する製造委託等に関する「取引」に改め、同条第二項中「下請事業者」を「中小受託事業者」に、「親事業者」を「委託事業者」に、「その取引」を、「その委託事業者の中小受託事業者に対する製造委託等に関する取引」に改め、同条第三項中「親事業者又は下請事業者の営む事業を所管する主務大臣」を「製造委託等

第六条中「親事業者が第四条第一項第一号、第二号若しくは第七号に掲げる行為をしているかどうか若しくは同項第三号から第六号までに掲げる行為をしたかどうか又は親事業者」を「委託事業者」に、「同条第二項各号の一に該当する」を「第五条の規定に違反する」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（勸告）

(勸告)

「第六条」を「第九条」に、「親事業者若しくは下請事業者」を「委託事業者若しくは中小受託事業者」に、「その取引」を、「その委託事業者の中小受託事業者に対する製造委託等に関する取引」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の

第十條 公正取引委員會は、第五條の規定に違反する行為があると認めるときは、当該行為をした委託事業者（委託事業者が合併により消滅した場合にあつては合併後存続し、又は合併により設立された法人、委託事業者の分

割により当該行為に係る事業の全部又は一部の承継があつた場合にあつては当該事業の全

部又は一部を承継した法人、委託事業者の当該行為に係る事業の全部又は一部の譲渡があ

つた場合にあつては当該事業の全部又は一部を譲り受けた事業者。次項及び次条において「違反委託事業者」という。）に対し、速やかにその中小受託事業者の給付を受領し、その製造委託等代金若しくはその減じた額若しくは第六条の規定による遅延利息を支払い、その給付に係る物を再び引き取り、その製造委託

等代金の額を引き上げ、若しくはその購入させた物を引き取るべきこと若しくはその不利益な取扱いをやめるべきこと又はその中小受託事業者の利益を保護するための措置をとるべきことその他の必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

公正取引委員会は、

2 公正取引委員会は、第五条の規定に違反する行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、違反委託事業者に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第五条中「親事業者」を「委託事業者」に、「下

諸事業者を「中小受託事業者」に改め、「役務提供委託」の下に「又は特定運送委託」を加え、「が提供を受けたこと」に、「下請代金」を製造委託（下請代金）に、「以下」を「第十四条第三号において」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(指導及び助言)

第八条 公正取引委員会、中小企業庁長官又は

製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣は、この法律の施行に關し必要があると認めるときは、委託事業者に対し、指導及び助言をすることができ。

第四條の二中「親事業者を委託事業者」に「下請代金」を「製造委託等代金」に、「下請事業者」を「中小受託事業者」に改め、「役務提供委託」に改め、「役務提供委託を受けた役務提供をした日」を削り、同条に次の一項を加える。

委託事業者は、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに製造委託等代金の額を減じたときは、中小受託事業者に対し、製造委託等代金の額を減じた日又は中小受託事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日のいずれか遅い日から当該減じた額の支払をする日までの期間について、その日数に應じ、当該減じた額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

第四条の二を第六条とする。

第四条の見出し中「親事業者」を「委託事業者」に改め、同条第一項中「親事業者は、下請事業者」を「委託事業者は、中小受託事業者」に、「の」を「役務提供委託」を「掲げる行為（役務提供）」に改め、「第四号」の下に「掲げる行為」を加え、「に掲げる行為を」と改め、同項第一号中「下請事業者」を「中小受託事業者」に、「責を責め」に改め、同項第二号中「下請代金」を「製造委託等代金」に改め、「この下に」「当該製造委託等代金の支払」に改め、手形を交付すること並びに金銭及び形以外の支払手段であつて当該製造委託等代

金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用することを含む。」を加え、同項第三号中「下請事業者の責」を「中小受託事業者の責め」に、「下請代金」を「製造委託等代金」に改め、同項第四号中「下請事業者」を「中小受託事業者」に、「責」を「責め」に改め、同項第五号中「下請事業者」を「中小受託事業者」に、「下請代金」を「製造委託等代金」に改め、同項第六号中「下請事業者」を「中小受託事業者」に改め、同項第七号中「親事業者が第一号若しくは第二号に掲げる行為をしている場合若しくは第三号から前号までに掲げる行為をした場合又は親事業者を「委託事業者」に、「次項各号の一に該当する」を「この条の規定に違反する」に、「下請事業者」を「中小受託事業者」に、「又は中小企業庁長官」を、「中小企業庁長官又はその製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣」に改め、同条第二項中「親事業者は、下請事業者」を「委託事業者は、中小受託事業者」に、「の各号（役務提供委託）を」に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託）に改め、「第一号」の下に「掲げる行為」を加え、「」に掲げる行為を「を」に、「下請事業者の利益」を「中小受託事業者の利益に改め、同項第一号中「以下」の下に「この号において」を加え、「下請事業者」を「中小受託事業者」に、「下請代金」を「製造委託等代金」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「下請事業者」を「中小受託事業者」に、「後」に「を」に、「の」場合は「を」又は特定運送委託の場合にあつては「に」、「がその委託を受けた」を「からその委託に係る」に、「した後に」を「受けた後に」に改め、同号を同項第三号とし、同項に次の一号を

加える。

四 中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること。

第四条を第五条とする。

第三条の見出しを「中小受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等」に改め、同条第一項中「親事業者は、下請事業者」を「委託事業者は、中小受託事業者」に、「下請事業者の」を「中小受託事業者の」に、「下請代金」を「製造委託等代金」に、「その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければ」を「その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法であつて公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により中小受託事業者に対し明示しなければ」に改め、同項ただし書中「その記載」を「その明示」に、「親事業者」を「委託事業者」に、「記載した書面を下請事業者に交付しなければ」を「書面又は電磁的方法により中小受託事業者に対し明示しなければ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 委託事業者は、前項の規定により同項に規定する事項を電磁的方法により明示した場合において、中小受託事業者から当該事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、公正取引委員会規則で定めるところにより、これを交付しなければならない。ただし、

し、中小受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合として公正取引委員会規則で定める場合は、この限りでない。

第三条を第四条とする。

第二条の二の見出し中「下請代金」を「製造委託等代金」に改め、同条第一項中「下請代金」を「製造委託等代金」に、「親事業者」を「委託事業者」に、「下請事業者」を「中小受託事業者」に、「前日」を「前日、それぞれ」に改め、同条を第三条とする。

（下請中小企業振興法の一部改正）

第二条 下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第一百四十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

受託中小企業振興法

第一条中「下請中小企業」を「製造委託等を受ける中小企業者」に、「下請企業振興協会」を「受託中小企業振興協会」に、「下請取引」を「受託取引」に、「下請関係」を「受託取引に係る関係」に、「下請中小企業の振興」を「受託中小企業の振興」に改める。

第二条第六項中「特定下請連携事業」を「特定連携事業」に、「特定下請事業者」を「特定中小受託事業者」に、「特定親事業者」を「特定委託事業者」に、「の下請取引」を「の受託取引」に、「特定下請取引への依存の状態」を「特定受託取引への依存の状態」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「特定下請事業者」を「特定中小受

託事業者」に、「下請事業者の」を「中小受託事業者の」に、「特定の親事業者」を「特定の委託事業者」に、「下請取引」を「受託取引」に、「特定下請取引への依存の状態」を「特定受託取引への依存の状態」に、「特定親事業者」を「特定委託事業者」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「下請事業者」を「中小受託事業者」に、「大きい個人」を「大きい法人若しくは個人」に、「第二項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 この法律において「受託取引」とは、委託事業者から中小受託事業者が製造委託等を受ける取引をいう。

第二条第三項を削り、同条第二項中「親事業者」を「委託事業者」に、「個人たる中小企業者に対し次の各号」を「中小企業者に対し第一項各号」に、「小さい中小企業者に対し次の各号」を「小さい中小企業者に対し同項各号」に改め、同項各号を削り、同項を同条第四項とし、同条第一項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

この法律において「製造委託等」とは、事業者が他の事業者に対し次の各号のいずれかに掲げる行為を委託することという。

一 その者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造又はその者が業として使用し若しくは消費する物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造二 その者が業として行う販売又は業として請け負う製造の目的物たる物品又はその半

製品、部品、附属品若しくは原材料の製造のための設備又はこれに類する器具の製造（前号に掲げるものを除く。）又は修理

するもので政令で定めるもの

第三条第一項中「下請中小企業」を「受託中小企業」に、「下請事業者及び親事業者」を「中小受

三項中「親事業者」を「委託事業者」に、「下請事業者等」を「中小受託事業者等」に改める。

第六条中「各号に」を「各号のいずれにも」に改

第九条中「特定下請連携事業計画」を「特定連携事業計画」に改め、同条第二号中「特定下請連携事業」を「特定連携事業」に、「特定親事業者」

三 その者が業として請け負う物品の修理の行為の全部若しくは一部又はその者がその使用する物品の修理を業として行う場合におけるその修理の行為の一部（前号に掲げるものを除く。）

託事業者及び委託事業者」に改め、同条第二項第一号中「下請事業者」を「中小受託事業者」に改め、同項第二号中「親事業者」を「委託事業者」に改め、同項第三号、第五号及び第六号中「下請事業者」を「中小受託事業者」に改め、同項第七

め、同条第一号中「親事業者及び下請事業者等」を「委託事業者及び中小受託事業者等」に改め、同条第三号中「下請事業者等」を「中小受託事業者等」に改め、同号口中「下請事業者」を「中小受託事業者」に改め、同号を同条第四号とし、同

「特定委託事業者」に、「の下請取引」を「の受託取引」に、「特定下請事業者」を「特定中小受託事業者」に、「特定下請取引への依存の状態」を「特定下請取引への依存の状態」に改め、同条第4号中「特定下請連携事業」を「特定連携事業」に

四 その者が業として行ふ提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部若しくは一部又はその者が業として使用する情報成果物の作成の行為の全部若しくは一部

号中「下請取引」を「受託取引」に改め、同項第八号中「下請取引」を「受託取引」に、「下請中小企業」を「受託中小企業」に改め、同条第三項中「下請取引」を「受託取引」に改める。

第四条の見出しを「〔指導等〕」に改め、同条中

三 当該委託事業者から二以上の段階にわたる製造委託等が行われる場合において、その関係中小受託事業者であつて当該委託事業者の中小受託事業者以外の者が当該振興条第二号の次に次の一号を加える。

第十條の見出し中「特定下請連携事業計画」を「特定連携事業計画」に改め、同条第一項中「特定下請事業者（以下「認定特定下請事業者」を「特定中小受託事業者」以下「認定特定中小受託事業

五 その者が業として行ふ提供の目的たる役務を構成する行為の全部又は一部

六 その者が業として行ふ販売、業として請け負ふ製造若しくは業として請け負ふ修理の目的物たる物品又は業として請け負ふ作

「下請中小企業」を「受託中小企業」に、「下請事業者」又は「親事業者」を「中小受託事業者」又は「委託事業者」に、「指導及び助言を行なう」を、「指導又は助言を行うとともに、適切な具体的措置をとるべきことを勧奨する」に改める。

事業に参加するときは、当該関係中小受託事業者の先次の全ての関係中小受託事業者が当該振興事業に参加するものであること。

に、特定下請連携事業計画を「特定連携事業計画」に改め、同条第二項中「認定特定下請事業者」を「認定特定中小受託事業者」に改め、同条第三項中「特定下請連携事業計画」を「特定連携事業計画」に、「特定下請連携事業が」を「特定

成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方(当該相手方が指定する者を含む。)に對する運送の行為の全部又は一部

第五条第一項中「親事業者及び」を「委託事業者及び」に、「下請事業者又はその」を「中小受託事業者」当該中小受託事業者から受託取引として製造委託等（二以上の段階にわたる製造委託等を含む。）を受けた者を含む。以下「関係中小

「託事業者」に、「下請事業者等」を「中小受託事業者等」に改める。

第八条の見出しを「特定連携事業計画」に改め、同条第一項中「特定下請事業者」を「特定中小受託事業者」に、「特定下請連携事業」を「特定

第十一條第一項中、「下請振興関連保証」を「連携事業が」に改める。

この法律において「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。

一 プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）

受託事業者」という。又はその「に」「親事業者の下請事業者」を「委託事業者の關係中小受託事業者」に、「下請事業者等」を「中小受託事業者等」に、「親事業者の発注分野」を「委託事業者の關係中小受託事業者であつて他の關係中小受託事業者」に、

「特定連携事業」に、「特定下請連携事業」を「特定連携事業」に、「特定下請連携事業計画」を「特定連携事業計画」に改め、同条第二項中「特定下請連携事業計画」を「特定連携事業計画」に、「次の各号」を「次に」に改め、同項第一号

中小企業振興法」を「受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）」に、「下請振興関連保証」を「振興事業関連保証」に改め、同表第条の第二項、第三条の第三項及び第三條第四第一項の項及び第三條の第二第三項及び第三

二 映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの

三 文字、図形若しくは記号若しくはこれらとの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの

託事業者に対し製造委託等を行うものを含む。）の発注分野」に、「下請事業者又は当該を「関係中小受託事業者又は当該に、「下請中小企業」の「を「受託中小企業」の「について下請中小企業振興事業計画」を「関する計画」に改め、同条

及び第二号中「特定下請連携事業」を「特定連携事業」に改め、同項第三号中「特定下請連携事業」を「特定連携事業」に、「特定下請事業者」を「特定中小受託事業者」に改め、同項第四号及び第五号中「特定下請連携事業」を「特定連携事業」

木の三第二項の項中「下請振興與連保証」を「振
興與事業關連保証」に改め、同条第二項中、「特定
下請連携事業關連保証」を、「特定連携事業關連
保証」に、「特定下請連携事業（以下認定特定連
携事業）」を「特定連携事業（以下認定特定連

四 前三号に掲げるもののほか、これらに類

第二項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第

に改める。

「**物事業**」に改め、同項の表第三条第一項の項中

「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」(昭和四十五年法律第百四十五号)に、「特定下請連携事業関連保証」を「特定連携事業関連保証

証」に改め、同表第三条の二第一項及び第三条の三第二項の項及び第三条の二第三項及び第三条の三第二項の項中「特定下請連携事業関連保

証」を「特定連携事業関連保証」に改め、同条第三項中「特定下請連携事業関連保証」を「特定連携事業関連保証」に、「下請中小企業振興法」を

〔受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）〕に、「認定特定下請連携事業」を「認定特定連携事業」に、「特定下請連携事業資金」を

「特定連携事業資金」に改め、同条第四項及び第五項中「請振興関連保証又は特定下請連携事業関連保証」を「振興事業関連保証又は特定連携事業関連保証」に改める。

第十二条第一項各号中「認定特定下請連携事業」を「認定特定連携事業」に改める。

第十三条中「特定下請連携事業」を「特定連携事業」に改める。

第十四条第一項中「親事業者又は下請事業者等」を「委託事業者又は中小受託事業者等」に改め、同条第二項中「特定下請連携事業」を「特定連携事業」に改める。

第十五条の見出しを「(受託中小企業取引機会創出事業者の認定)」に改め、同条第一項中「下請中小企業取引機会創出事業を」を「受託中小企業取引機会創出事業に改め、同条第三項第一号中「下請中小企業取引機会創出事業」を「受託中小企業取引機会創出事業」に改め、同条第三項第一号中「下請中小企業取引機会創出事業」を「受託中小企業取引機会創出事業」に、

の」に改め、同項第二号中「下請中小企業取引機会創出事業」を「受託中小企業取引機会創出事業」に改める。

第十七条及び第十九条中「下請中小企業取引機会創出事業」を「受託中小企業取引機会創出事業」に改める。

第二十條第一項中「下請中小企業取引機会創出事業関連保証」を、「受託中小企業取引機会創出事業関連保証」に、「下請中小企業取引機会

「認定受託中小企業取引機会創出事業」に改め、

同項の表第三條第一項の項中「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）」に、「下請中小企業取引機会創出事業関連保証」を「受託中小企業取引機会創

出事業関連保証」に改め、同表第三条の二第一項及び第三条の三第一項の項及び第三条の二第

三項及び第三条の三第二項の項中「下請中小企業取引機会創出事業関連保証」を「受託中小企業

取引機会創出事業関連保証」に改め、同条第二項中「下請中小企業取引機会創出事業関連保証」を「受託中小企業取引機会創出事業関連保証」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改め、

興法（昭和四十五年法律第四百十五号）に、「認定下請中小企業取引機会創出事業」を「認定受託中小企業取引機会創出事業」に、「下請中小企業取引機会創出事業資金」を「受託中小企業取引機会創出事業資金」に改め、同条第三項及び第四項中「下請中小企業取引機会創出事業関連保証」を「受託中小企業取引機会創出事業関連保証」に改める。

第二十一条第一項各号中「認定下請中小企業取引機会創出事業」を「認定受託中小企業取引機会創出事業」に改め、同条第三項及び第四項中「下請中小企業取引機会創出事業関連保証」を「受託中小企業取引機会創出事業関連保証」に改める。

「会創出事業」に改める。

第二十二条中「下請中小企業取引機会創出事業」を「受託中小企業取引機会創出事業」に改める。

第三十一条を第三十二条とする。

第三十条中「場合には」を「ときは」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十九條の前の見出しを削り、同条中「場合には」を「ときは」に改め、同条を第三十條とし、同條の前に見出しとして「罰則」を付し、第二十八條を第二十九條とする。

第二十七條第一項第一号中「又は助言を」「助言又は勧奨」に、「下請事業者又は親事業者」を「中小受託事業者又は委託事業者」に改め、同項第三号中「認定特定下請連携事業」を

「認定特定連携事業」に改め、同条第三項中「下請事業者及び親事業者」を「中受託事業者及び委託事業者」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十六条中「下請中小企業」を「受託中小企業」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十五条の見出し中「下請企業振興協会協力業務」を「受託中小企業振興協会協力業務」に改め、同条中「下請企業振興協会」を「受託中小

企業振興協会」に、「下請中小企業」を「受託中小企業」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十四条中「下請企業振興協会」を「受託中小企業振興協会」に、「認定特定下請事業者」を「認定特定中小受託事業者」に、「下請事業者」を「中小受託事業者」に、「下請取引」を「受託取引」に、「下請事業者」を「中小受託事業者」の」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十三条の前の見出しを削り、同条中「下請企業振興協会」を「受託中小企業振興協会」

に、「下請取引」を、「受託取引」に、「促進して下請中小企業」を「促進して受託中小企業」に改め、同条第一号及び第二号中「下請取引」を「受託取引」に改め、同条第三号中「下請中小企業」を「受託中小企業」に改め、同条を第二十四条とし、同条の前に見出しとして「（受託中小企業振興協会）」を付する。

第二十一条の次に次の一条を加える。
(国の責務等)

第二十三条 国は、中小受託事業者の経営基盤の強化及び適正な受託取引を可能とする環境の整備その他受託中小企業の振興を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の国の施策とあいまって、地域の実情に応じ、受託中小企業の振興を図るために必要な施策の普及その他必要な取組を推進するように努めるものとする。

3 国 地方公共団体、次条に規定する受託中小企業振興協会その他の関係者は、受託中小企業の振興を図るために必要な施策が効果的に実施されるよう、必要な情報交換を行うこととその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(下請代金支払遅延等防止法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅

延等の防止に関する法律(以下この条において「新支払遅延等防止法」という。)の規定は、この法律の施行前にした行為であつて新支払遅延等防止法第二条第八項に規定する委託事業者(同項第一号から第四号までに該当する者に限る。)による同条第一項に規定する製造委託(同項に規定する型(金型を除く。))又は同項に規定する工具の製造に係るものに限る。)及び同条第五項に規定する特定運送委託並びに同条第八項に規定する委託事業者(同項第五号及び第六号に該当する者に限る。)による同条第六項に規定する製造委託等に該当するものについては、適用しない。

画の変更の承認及び承認の取消し、当該振興事業計画に定められた同項に規定する振興事業に係る中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の特例並びに当該振興事業の実施状況についての報告の徴収については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

2 新支払遅延等防止法第四条、第五条、第六条第二項及び第十条の規定は、この法律の施行後にした新支払遅延等防止法第二条第六項に規定する製造委託等について適用し、この法律の施行前にした第一条の規定による改正前の下請代金支払遅延等防止法(次項において「旧支払遅延等防止法」という。)第二条第五項に規定する製造委託等については、なお従前の例による。

第六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後のそれぞれ法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 この法律の施行前に旧支払遅延等防止法第七条の規定によりされた勧告(この法律の施行後に前項の規定によりなお従前の例によりされた勧告を含む。)は、新支払遅延等防止法第十条の規定によりされた勧告とみなす。

(政治資金規正法の一部改正)

第七条 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第二十二条の七第二項中「下請代金」を「製造その他の行為の委託に係る代金」に改める。

(地方税法及び租税特別措置法の一部改正)

第八条 次に掲げる法律の規定中「下請中小企業振興法」を受託中小企業振興法に、「第二条第四項」を「第二条第五項」に、「下請事業者」を中小受託事業者に改める。

一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六

第三条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の下請中小企業振興法(以下この条において「旧下請中小企業振興法」という。)第五条第一項の承認(旧下請中小企業振興法第七条第一項の変更の承認を含む。)を受けている旧下請中小企業振興法第五条第一項に規定する振興事業計画に関する承認の効力、当該振興事業計

号)附則第九条第十三項

二 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第十条の五の四第一項及び第四十二条の十二の五第一項

(中小企業基本法の一部改正)

第九条 中小企業基本法(昭和三十八年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「下請代金」を「代金」に改める。

第二十九条第三項中「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める。

(貨物自動車運送事業法の一部改正)

第十条 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項ただし書中「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、「第三条第一項」を「第四条第一項」に、「書面の交付(同条第二項の規定により書面を交付したものとみなされた場合を含む。)」を「明示書面の交付による方法又は次項に規定する方法に相当する方法によるものに限る。」又は同条第二項の規定による書面の交付」に、「は、」を「は、当該明示をした事項又は」に改める。

(ものづくり基盤技術振興基本法の一部改正)

第十一条 ものづくり基盤技術振興基本法(平成十一年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「下請取引」を「取引」に改める。

(中小企業等経営強化法の一部改正)

第十二条 中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第四号イ(4)中「親事業者」を「委託事業者」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に、「第二条第二項」を「第二条第

四項」に改める。

第五十六条第二項第二号二、第五十八条第二項第三号八及び第六十六条第一項中「親事業者」を「委託事業者」に改める。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)

第十三条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第二十号中「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に、「第二十五条」を「第二十六条」に改める。

理 由

中小企業の取引の適正化を図るため、下請事業者その他の用語を中小受託事業者等と改めるとともに、従業員数の大小による規制対象となる事業者の範囲の拡大、製造等の目的物の運送委託の規制対象取引への追加、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金支払の禁止等を行うほか、振興事業計

画における支援対象への運送委託に係る事業者の追加等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 下請代金支払遅延等防止法の一部改正

(一) 題名を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に改めること。

(二) 「親事業者」を「委託事業者」、「下請事業者」を「中小受託事業者」に改めるとともに、委託事業者及び中小受託事業者について常時使用する従業員の数の大小による基準を追加すること。

(三) 規制の対象となる取引として、特定運送委託・製造の目的物等の運送の委託を製造委託等に追加すること。

(四) 委託事業者が中小受託事業者に対し製造委託等をした場合に禁止される行為として、代金の額に関する協議に応じず、又は当該協議において必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に代金の額を決定すること、代金の支払について手形を交付すること等を追加すること。

2 下請中小企業振興法の一部改正

(一) 題名を「受託中小企業振興法」に改めること。

(二) 委託事業者及び中小受託事業者について、法人同士にあつても常時使用する従業員の数の大小による基準を追加すること。

(三) 対象取引として、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送委託を追加すること。

(四) 振興事業計画の承認対象を委託事業者及びその一若しくは二以上の中小受託事業者(当該中小受託事業者から受託取引として製造委託等(二)以上の段階にわたる製造委

託等を含む)を受けた者を含む)等とする
こと。

3 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

本案は、事業者間の対等な関係を推進して中小企業の取引の適正化を図るための措置として妥当なものと認めるが、施行期日を「公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日」から「令和八年一月一日」に改める必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

令和七年四月十八日

経済産業委員長 宮崎 政久

衆議院議長 額賀福志郎殿

〔別紙〕

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案に対する修正

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案の次のように修正する。

附則第一条中「公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日」を「令和八年一月一日」に改める。

〔別紙〕

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について

十分配慮すべきである。

一 困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で考えていくとの中小企業憲章の理念を踏まえ、我が国の経済活力の源泉である中小企業が、その力を最大限発揮できるよう、労務費や原材料費、エネルギーコストの価格転嫁を更に推進するため、必要な措置を検討すること。

二 取引の適正化による価格転嫁から賃上げにつながる好循環が継続する社会の実現に、国民全体の理解の醸成が図られるよう、取組を進めること。

三 協議を適切に行わない代金額の決定等の禁止について、その違反に対して迅速かつ的確に対処するために必要な措置を講ずること。特に、該当する違反行為については、具体的な基準を示すこと。さらに、委託事業者と中小受託事業者の代金に係る協議が形骸化することのないよう、必要な措置についても併せて検討すること。

四 本法において、適用基準として従業員数の基準を追加したが、今後も適用対象の見直しを検討し、本法の効果を高めるよう努めること。

五 本法施行後に、新たな手段による適用逃れなどの事例が起これらめよう、中小事業者や中小企業団体などの情報共有や連携強化に更に努めること。また、適用逃れと見られる事例が発生した場合には、速やかに対策を講ずること。

六 本法に基づく検査等が実効的に行われ、あまねく全国において適正な取引の確保が図られるよう、公正取引委員会の体制の抜本的な強化を図ること。また、本法施行後三年を目途に、執行体制について、人員の増員や更なる関係省庁間の連携の強化を含めた必要な見直しに努めること。

こと。

七 本法をはじめとする価格転嫁等の取引適正化推進に関する諸施策や「下請」等の用語の見直しについて、委託事業者及び中小受託事業者に対する一層の広報等の充実に努め、周知徹底を図ること。

八 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針は、価格転嫁の促進に効果が認められているものの、その認知度は低い状況であることから、政府を挙げて周知徹底を図ること。

九 中小受託事業者まで適正な労務費を確保する等の観点から、本法の施行と並行して、各業界における理解の醸成に努めるとともに、現時点で二十一業種に限られている「下請適正取引等推進のためのガイドライン」の策定を幅広い業種に拡大するよう努めること。各省庁にあつては、所管する業界についてガイドラインの策定を進めること。あわせて、既に策定されているガイドラインにおいても、本法の趣旨が反映されているかどうかを点検し、適宜更新すること。

十 サプライチェーン全体で価格転嫁等の取引適正化を推進するため、本法の対象とならない取引における優越的地位の濫用行為に対しても、引き続き独占禁止法に基づき、厳正に対処すること。

十一 中小企業・小規模事業者が個々では解決できない課題に対応するため、全国中小企業団体中央会を通じた中小企業組合の設立指導や運営指導に取り組むこと。また、中小企業組合が主体となつて、事業者と交渉を行うことで価格交渉力を強化できる団体協約の活用について周知を図ること。

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

令和七年二月二十一日

内閣総理大臣 石破 茂

特別会計に関する法律の一部を改正する法律

特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第二項第一号中リをルとし、チをヌとし、トを子とし、チの次に次のように加える。

リ 借入金
第五十三条第二項第一号中へをトとし、ホの次に次のように加える。

へ 投資財源資金から生ずる収入
第五十三条第二項第二号中チをヌとし、ホからトまでをトからリまでとし、二をホとし、ホの次に次のように加える。

へ 借入金の償還金及び利子
第五十三条第二項第二号中ハを二とし、ロの次に次のように加える。

ハ 投資財源資金への繰入金
第五十五条中「同勘定における」を「株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第十五条第一項に規定する危機対応円滑化業務に係る同法第四条第一項の規定による株式会社日本政策金融公庫に対する出資及び株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の九の規定による株式会社日本政策投資銀行に対する」に改め、「貸付金、一時借入金の利子、外貨債の償還金及び利子並びに外貨債の発行及び償還に関する諸費」を削る。

令和七年四月二十四日 衆議院会議録第二十三号

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

第五十七条第二項を削り、同条第三項中「並びに前項に規定する一般会計からの繰入金」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とする。

第五十九条第一項中「一般会計」を「同勘定」に、「投資財源資金の運用による利益金」を「第三項の規定による組入金」に改め、同条第四項を削り、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項中「予算で定めるところにより、使用するものとする」を「出資の払込金及び貸付金に要する費用を支弁するため必要がある場合には、予算で定める金額を限り、投資勘定の歳入に繰り入れることができる」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 前項の投資勘定からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

3 投資勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、出資の払込金及び貸付金に充てるために必要な金額を、投資財源資金に組み入れるものとする。

4 投資勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上出資の払込金及び貸付金に要する費用に不足を生じた場合には、投資財源資金から補足するものとする。

2 投資勘定における借入金対象経費は、出資の払込金及び貸付金の財源に充てるために必要な経費とする。

第六十三条中「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正後の特別会計に関する法律の規定は、令和八年度の予算から適用し、令和七年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

理 由

財政投融资特別会計投資勘定の財務に関する自立性を高め、投資の財源を円滑に調達し、機動的に資金供給を行うため、一般会計から投資勘定への繰入対象経費を危機対応円滑化業務等に係る株式会社日本政策金融公庫等に対する出資の払込金に要する経費に限定するとともに、投資勘定において投資財源資金への繰入れ並びに出資の払込金及び貸付金の財源に充てるために必要な経費の借入れを可能とするための規定等の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、財政投融资特別会計投資勘定の財務の自立性を高め、資金繰りに柔軟性を持たせながら、政策的重要性が高く成長が見込まれる分野等に対し、安定性を確保しつつ、機動的に投資資金を供給するためのもので、その主な内容は次のとおりである。

1 投資財源資金に関する規定の整備
(一) 投資勘定からの投資財源資金への繰入れ

及び決算剰余金の組入れを可能とするのと。

(二) 投資勘定における決算上の不足について投資財源資金からの補足を可能とするほか投資勘定の経理に係る規定を整備すること。

2 借入金等に関する規定の整備

(一) 資金調達手段として、投資勘定における借入れを可能とすること。

(二) 借入れを可能とすることに併せ、一般会計からの繰入対象経費を限定すること。

3 施行期日

この法律は、令和八年四月一日から施行し、令和八年度の予算から適用すること。

二 議案の可決理由

本案は、財政投融资特別会計投資勘定の財務の自立性を高め、資金繰りに柔軟性を持たせながら、政策的重要性が高く成長が見込まれる分野等に対し、安定性を確保しつつ、機動的に投資資金を供給するためのもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、立憲民主党・無所属提案に係る修正案が提出されたが、否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和七年四月二十二日

財務金融委員長 井林 辰憲
衆議院議長 額賀福志郎殿

(別紙)

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 政府は引き続き、特別会計において経理される事務及び事業の効果的かつ効率的な実施、区分経理の必要性、特別会計の資産及び負債の適切な取扱い、特別会計の資産及び負債に関する情報公開について不断に検証し、その結果に基づき、適切な措置を講じること。

二 各特別会計の積立金又は資金については、現下の国の財政が極めて厳しい状況に置かれていることを踏まえ、各特別会計の必要な水準についてできる限り明らかにした上で、各特別会計の積立金又は資金の額が必要な水準を超えることとなるときは、その性格を踏まえ、超えることとなる部分を一般会計の歳入に繰り入れるため必要な措置を講じよう努めること。

三 財政投融資特別会計投資勘定は、産業の開発及び貿易の振興のための資金を出資及び貸付けによって供給するために設けられていることを踏まえ、その趣旨に合致しない資金の供給は厳に慎むこと。

四 財政投融資特別会計投資勘定の資金によって「官民ファンド」を組成する場合、当該ファンドによる投融資について積極的に情報開示を行うとともに、国の出資割合については当該ファンドの性質を勘案して必要最小限度に留めること。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めめるの件

右
国会に提出する。

令和七年四月十八日

内閣総理大臣 石破 茂

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めめるの件

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法（平成十六年法律第二百十五号。以下「法」という。）第三条第三項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（令和七年四月八日閣議決定）に基づき別紙のとおり行う入港禁止の実施につき、法第五条第一項の規定に基づいて国会の承認を求めめる。

一 入港禁止の理由

平成十八年十月九日、北朝鮮により核実験を実施した旨の発表がなされた。北朝鮮が同年七月五日に弾道ミサイルを発射したことに加え、核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威である。これは核兵器不拡散条約（NPT）体制に対する重大な挑戦であり、また、日朝平壤宣言及び六者会合の共同声明のみならず、国際連合安全保障理事会決議第千六百九十五号及び同年十月七日の国際連合安全保障理事会議長声明にも違反するものである。さらに、平成二十八年一月六日に北朝鮮が核実験を実施したこと及び同年二月七日に「人工衛星」と称する弾道ミサイルを発射したことで、平成二十八年三月二日（ニューヨーク時間）に国際連合安全保障理事会決議第千二百七十七号が採択されたこと並びに平成二十八年九月九日及び平成二十九年九月三日に北朝鮮が核実験を実施したこと等を踏まえ、また、我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、法

第三条第一項に基づき、三に掲げる特定船舶の

本邦の港への入港を禁止することとする。

二 特定の外国
北朝鮮

三 特定船舶

（一）北朝鮮籍のすべての船舶
（二）外国の国籍を有する船舶（北朝鮮籍のものを除く。）のうち、平成二十八年二月十九日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づき手続等によって確認されたもの
（三）国際連合安全保障理事会の決定又は国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号十二に従って設置された委員会による決定若しくは指定（以下「関連決定等」という。）に基づき、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号八（d）等の規定により課された凍結又はその他の関連する措置の対象とされた船舶（その後、当該措置の対象とならないこととされた船舶は除く。）であって、その国際海事機関船舶識別番号が関連決定等において明示されるもの（上記（一）又は（二）に該当する船舶を除く。）
（四）日本の国籍を有する船舶のうち、平成二十八年十二月九日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づき手続等によって確認されたもの（上記（三）に該当する船舶を除く。）

四 入港禁止の期間

（一）については、平成十八年十月十四日から令和九年四月十三日までの間。ただし、万景峰九二号（北朝鮮船舶、貨客船）については、平成十八年十月十三日から令和九年四月十三日までの間。

（二）については、平成二十八年二月二十日から令和九年四月十三日までの間。

（三）については、平成二十八年四月二日から令和九年四月十三日までの間。ただし、平成二十八年四月一日以降に（三）の対象となる船舶につ

いては、その国際海事機関船舶識別番号の告示の日の翌日から令和九年四月十三日までの間。
（四）については、平成二十八年十二月十日から令和九年四月十三日までの間。

五 法第二条第二項第二号の船舶を特定船舶とする場合にあっては、同号に規定する日

（二）については平成二十八年二月十九日。

（四）については平成二十八年十二月九日。

六 法第六条第一項の規定により特定船舶を出港させなければならない期日

平成二十八年十二月九日以降に（三）の対象となる船舶については、その国際海事機関船舶識別番号の告示の日の翌日。

七 その他入港禁止の実施に関し必要な事項

必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行及び我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行に支障を及ぼさないようにする。

また、（三）に関し、外務大臣は、関連決定等に基づき、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号八（d）等の規定により課された凍結若しくはその他の関連する措置の対象とされた船舶又は当該措置の対象とならないこととされた船舶の国際海事機関船舶識別番号を直ちに告示する。

理由

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第三条第三項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づき入港禁止の実施につき、同法第五条第一項の規定に基づいて国会の承認を求めめる必要があるからである。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法
第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の
入港禁止の実施につき承認を求めるの件
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本件は、平成十八年十月十四日から北朝鮮船籍の全ての船舶の入港を禁止することとする同年十月十三日の閣議決定、平成二十八年二月十九日以後に北朝鮮の港に寄港したことが確認された第三国籍船舶の入港を禁止することとする同年二月十九日の閣議決定、国際連合安全保障理事会の決定等に基づき制裁措置の対象とされた船舶の入港を禁止することとする同年四月一日の閣議決定及び同年十二月九日以後に北朝鮮の港に寄港したことが確認された日本籍船舶の入港を禁止することとする同年十二月九日の閣議決定等により変更された平成十八年七月五日の閣議決定について、その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、令和七年四月八日に入港禁止の期間を令和九年四月十三日まで二年延長する変更をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、入港禁止の実施につき国会の承認を求めるものである。

二 議案の可決理由

本件は、我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため、特定船舶の入港禁止を実施する措置として妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

令和七年四月二十三日

国土交通委員長 井上 貴博
衆議院議長 額賀福志郎殿

令和七年四月二十四日 衆議院会議録第二十三号

海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

令和七年三月十一日

内閣総理大臣 石破 茂

海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件

海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

この協定は、公海及び深海底における海洋遺伝資源の利用及びその利益配分、区域に基づく管理手段の設定、環境影響評価の実施、能力の開発及び海洋技術の移転等について定めたものである。我が国がこの協定を締結することは、公海及び深海底において、海洋の生物の多様性を保全し、及び持続可能な利用を確保する見地から有意義であると認められる。よって、この協定を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定

前文

この協定の締結国は、千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の関連規定(海洋環境を保護し、及び保全する義務を含む。)を想起し、条約に定める権利、義務及び利益の均衡を尊重する必要性を強調し、

特に、海洋生態系に及ぼす気候変動の影響(例えば、温暖化及び海洋の溶存酸素量の減少)、海洋の酸性化、プラスチックによる汚染を含む汚染及び持続可能でない利用に起因する海洋の生物の多様性の喪失及び生態系の劣化に一貫した、かつ、協力的な方法で対処する必要性を認識し、

いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に一律取り組むための条約に基づく包括的かつ世界的な制度の必要性を意識し、

人類全体の利益及びニーズ、特に開発途上国(沿岸国であるか内陸国であるかを問わない。)の特別の利益及びニーズを考慮した公正かつ衡平な国際経済秩序の実現に貢献することの重要性を認識し、

また、能力の開発並びに海洋技術の発展及び移転を通じた開発途上国である締結国に対する支援が、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用という目的を達成するための不可欠の要素であることを認識し、

先住民族の権利に関する国際連合宣言を想起し、

この協定のいかなる規定も、先住民の既存の権利(先住民族の権利に関する国際連合宣言に掲げる権利を含む。)又は適当な場合には地域社会の既存の権利を減じ、又は消滅させるものと解してはならないことを確認し、

いずれの国も、自国の管轄又は管理の下にある活動が実質的な海洋環境の汚染又は海洋環境に対する重大かつ有害な変化をもたらすおそれがあると信ずるに足りる合理的な理由がある場合には、当該活動が海洋環境に及ぼす潜在的な影響を実行可能な限り評価するという条約に定める義務を認識し、

事件又は活動から生ずる汚染が条約に従って主権的権利が行使される区域を越えて拡大しないことを確保するために全ての必要な措置をとるという条約に定める義務に留意し、

海洋環境を保護し、海洋環境に配慮し、及び海洋環境の責任ある利用を確保し、海洋生態系を本来のままの状態において維持し、並びにいずれの国の管轄にも属さない区域における生物の多様性の固有の価値を保全することにより、現在及び将来の世代のためにいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋を管理する者として行動することを希望し、

いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報の生成、取得の機会及び利用が、当該デジタル配列情報の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分とあいまって、研究及びイノベーション並びにこの協定の一般的な目的に貢献することを認め、

全ての国の主権、領土保全及び政治的独立を尊重し、

海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

条約又は他の関連する国際約束の非締約国の法的地位が条約法の規則により規律されることを想起し、

また、条約に規定するように、いづれの国も、海洋環境の保護及び保全に関する自国の国際的義務を履行する責任を有し、並びに国際法に基づいて責任を負うことがあることを想起し、

持続可能な開発を達成することを約束し、普遍的な参加を確保することを希求して、次のとおり協定した。

第一部 一般規定

第一条 用語

この協定の適用上、

1 「区域に基づく管理手段」とは、この協定に基づく保全及び持続可能な利用に係る特定の目的を達成するため、地理的に特定された区域において一又は二以上の分野又は活動を管理する手段〔海洋保護区を含む。〕をいう。

2 「いづれの国の管轄にも属さない区域」とは、公海及び深海海底をいう。

3 「バイオテクノロジー」とは、物又は方法を特定の用途のために作り出し、又は改変するため、生物システム、生物又はその派生物を利用する応用技術をいう。

4 海洋遺伝資源に関して「生息域内での採取」とは、いづれの国の管轄にも属さない区域における海洋遺伝資源の採取又は標本抽出をいう。

5 「条約」とは、千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約をいう。

6 「累積的な影響」とは、様々な活動（知られている過去及び現在の活動並びに合理的に予見可能な活動を含む。）又は長期的に繰り返される類似の活動から生ずる複合的かつ漸増的な影響並びに気候変動、海洋の酸性化及び関連する影響の結果をいう。

7 「環境影響評価」とは、意思決定の根拠を提供するために活動の潜在的な影響を特定し、及び評価する過程をいう。

8 「海洋遺伝資源」とは、遺伝的機能的な単位を有する海洋の植物、動物、微生物その他に由来する素材であって、現実の又は潜在的な価値を有するものをいう。

9 「海洋保護区」とは、生物の多様性の長期的な保全に係る特定の目的を達成するために指定され、及び管理される地理的に特定された海域であって、適当な場合には、保全に係る目的に適合する限りにおいて、持続可能な利用を認めることができるものをいう。

10 「海洋技術」とは、特に次のものを含む。

海洋科学並びに関連する海洋に係る活動及び役務に関する情報及びデータであって、利用しやすい様式で提供されるもの
手引、指針、基準、規格及び参考資料
標本抽出の方法及び設備

生息域内及び実験室における観測、分析及び実験のための観測施設及び設備
コンピュータ及びコンピュータ・ソフトウェア（モデル及びモデル化技術を含む。）
関連するバイオテクノロジー

海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する専門知識、知見、技能並びに技術的、科学的及び法制的なノウハウ及び分析方法

11 「締約国」とは、この協定に拘束されることに同意し、かつ、自己についてこの協定の効力が生じている国又は地域的な経済統合のための機関をいう。

12 「地域的な経済統合のための機関」とは、特定の地域の主権国家によって構成される機関で

あって、その構成国からこの協定が規律する事項に関し権限の委譲を受け、かつ、その内部手続に従いこの協定の署名、批准、承認若しくは受諾又はこの協定への加入について正当な委任を受けたものをいう。

13 「持続可能な利用」とは、生物の多様性の長期的な減少をもたらさない方法及び速度で生物の多様性の構成要素を利用し、もって、現在及び将来の世代のニーズ及び願望を満たすように生物の多様性の可能性を維持することをいう。

14 「海洋遺伝資源の利用」とは、海洋遺伝資源の遺伝的又は生化学的な構成に関する研究及び開発（3に定義するバイオテクノロジーを用いるものを含む。）を行うことをいう。

第二条 一般的な目的

この協定は、条約の関連規定の効果的な実施並びに一層の国際的な協力及び協調を通じて、いづれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用を現在において及び長期的に確保することを目的とする。

第三条 適用範囲

この協定は、いづれの国の管轄にも属さない区域について適用する。

第四条 除外

この協定は、軍艦、軍用航空機又は軍の支援船については、適用しない。第二部の規定を除くほか、この協定は、締約国が所有し、又は運航する他の船舶又は航空機で政府の非商業的役務にのみ使用しているものについては、適用しない。ただし、いづれの締約国も、自国が所有し、又は運航するこれらの船舶又は航空機の運航又は運航能力を阻害しないような適当な措置をとることににより、これらの船舶又は航空機が合理的かつ実行可能である限りこの協定に即して行動することを確保する。

保する。

第五条 この協定と条約、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域のな及び分野別の機関との関係

1 この協定については、条約の範囲内で、かつ、条約に適合するように解釈し、及び適用する。この協定のいかなる規定も、条約に基づく各国の権利、管轄権及び義務（排他的経済水域及び大陸棚（二百海里の内外を問わない。）に関するものを含む。）に影響を及ぼすものではない。

2 この協定については、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域のな及び分野別の機関の権限を損なうことなく、また、当該法的文書、当該法的枠組み及び当該機関との整合性及び協調を促進する態様で解釈し、及び適用する。

3 条約又は他の関連する国際約束の非締約国の法的地位は、これらの文書との関係においては、この協定によって影響を受けない。

第六条 主権、主権的権利又は管轄権への影響

この協定（締約国会議又はその補助機関の決定又は勧告及びそれらに基づいて実施される行為、措置又は活動を含む。）は、主権、主権的権利又は管轄権（これらに関連する紛争に関するものを含む。）に影響を及ぼすものではなく、及びこれらに対する主張を行い、又は否定するための根拠としてはならない。

第七条 一般的な原則及び取組方法
締約国は、この協定の目的を達成するため、次の原則及び取組方法を指針とする。

- (a) 汚染者負担の原則
- (b) 条約に規定する人類の共同の財産の原則
- (c) 海洋の科学的調査の自由その他の公海の自由
- (d) 衡平の原則及び利益の公正かつ衡平な配分
- (e) 適当な場合には、予防の原則又は予防的な取組方法
- (f) 生態系を重視する取組方法
- (g) 海洋の管理のための総合的な取組方法
- (h) 生態系の強靱性(気候変動の悪影響及び海洋の酸性化に対するものを含む。)を構築し、並びに生態系を本来のままの状態(気候に関する海洋の役割を支える炭素循環機能を含む。)において維持し、及びそのような状態に回復する取組方法
- (i) 入手可能な最良の科学及び科学的な情報の利用
- (j) 可能な場合には、先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識の利用
- (k) いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に取り組むための行動をとるに当たり、該当する場合には、先住民の権利又は適当なときは地域社会の権利に関するそれぞれの義務を尊重し、促進し、及び考慮すること。
- (l) 海洋環境の汚染を防止し、軽減し、又は規制するための措置をとるに当たり、損害又は危険を一の区域から他の区域へ直接又は間接に移転させないこと及び一の類型の汚染を他の類型の汚染に変えないこと。
- (m) 開発途上にある島嶼国及び後発開発途上国の特別の事情を十分に認識すること。
- (n) 内陸国である開発途上国の特別の利益及びニーズを認識すること。

第八条 国際協力

- 1 締約国は、この協定の目的を達成するに当たり、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関との協力を強化し、及び向上させ、並びにそれらの間の協力を促進することを通じて行うことを含め、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用のため、この協定に基づいて協力する。
- 2 締約国は、他の関連する法的文書若しくは法的枠組み又は世界的な、地域的な、小地域的な若しくは分野別の機関における意思決定に参加する場合において、適当なときは、この協定の目的の普及を促進するよう努める。
- 3 締約国は、この協定の目的の達成を支えるため、条約に適合する海洋の科学的調査並びに海洋技術の発展及び移転における国際協力を促進する。
- 第二部 海洋遺伝資源(利益の公正かつ衡平な配分を含む。)
- 第九条 目的
- この部の規定は、次の事項を目的とする。
- (a) いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用のため、いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する活動から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること。
- (b) 締約国、特に開発途上国である締約国ととりわけ、後発開発途上国、内陸国である開発途上国、地理的不利国、開発途上にある島嶼国、沿岸国であるアフリカ諸国、群島国及び開発途上にある中所得国)がいずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する活動を行うための能力の開発及び向上
- (c) この協定の実施への基本的な貢献としての知見、科学的な知識及び技術革新の創造(海洋の科学的調査の発展及び実施を通じて行われるものを含む。)
- (d) この協定に基づく海洋技術の発展及び移転
- 第十条 適用
- 1 この協定の規定は、それぞれの締約国についてこの協定が効力を生じた後に採取され、及び生成されたいずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する活動について適用する。この協定の規定は、締約国がこの協定の署名、批准、承認若しくは受諾又はこの協定への加入の際に第七十条の規定に従って書面により除外を設ける場合を除くほか、この協定が効力を生ずる前に採取され、又は生成されたいずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源の利用及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報の利用についても適用する。
- 2 この部の規定は、次のものについては、適用しない。
- (a) 関連する国際法に基づいて規制される漁獲及び漁獲関連活動
- (b) 漁獲及び漁獲関連活動においていずれの国の管轄にも属さない区域から採捕されたことが知られている魚類その他の海洋生物資源(当該魚類その他の海洋生物資源がこの部の規定に基づく利用であるとして規制される場合を除く。)
- 3 この部に定める義務は、締約国の軍事的活動(非商業的役務に従事する政府の船舶及び航空機による軍事的活動を含む。)については、適用しない。いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源の利用及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報の利用に関するこの部に定める義務は、締約国の非軍事的活動について適用する。
- 第十一条 いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源に関する活動
- 1 全ての締約国(地理的位置のいかんを問わない。)並びに締約国の管轄の下にある自然人及び法人は、いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する活動を行うことができる。当該活動は、この協定に従って行う。
- 2 締約国は、いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する全ての活動について協力を促進する。
- 3 いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋遺伝資源の生息域内での採取は、条約に従い、沿岸国の管轄の下にある区域における当該沿岸国の権利及び正当な利益に妥当な考慮を払い、並びにいずれの国の管轄にも属さない区域における他の国の利益に妥当な考慮を払って行う。このため、締約国は、この協定を実施するため、適当な場合には、第五十一条の規定に従って決定される情報交換の仕組みの具体的な運用方法を通じて行うことを含め、協力するよう努める。
- 4 いずれの国も、いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源について主権又は主権的権利を主張し、又は行使してはならない。このような主権又は主権的権利の主張又は行使は、認められない。

5 いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋遺伝資源の生息域内での採取は、海洋環境又はその資源のいずれの部分に対するいかなる権利の主張の法的根拠も構成するものではない。	合には、対象とし、若しくは採取する海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源を採取する目的の採取を行う地理的區域 (c) 採取を行う方法及び手段の概要（船舶の名称、トン数、種類及び船級、科学的機材又は用いられる調査方法を含む） (d) 提案された主要な計画へのその他の貢献に関する情報	くともいづれの国の管轄にも属さない区域における海洋遺伝資源の生息域内での採取から一年以内に、情報交換の仕組みに通報されることを確保する。 (a) 海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報を保管し、又は保管することとなる保管場所又はデータベース (b) 生息域内で採取された全ての海洋遺伝資源を保管し、若しくは保持し、又は保管することとなり、若しくは保持することとなる場所 (c) 海洋遺伝資源を採取した地理的區域（採取の緯度、経度及び深度に関する情報を含む）及び入手可能な範囲内で、行われた活動から得られた所見を詳述する報告 (d) 2(i)の規定に従って提供されるデータ管理計画の必要な更新	域の海洋遺伝資源及び実行可能なときは当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報が自国の管轄の下にある自然人又は法人による利用（商業化を含む）の対象となる場合において、可能なときは、次の情報（B N J標準パッチ識別記号を含む）を入手したときに直ちに、これが情報交換の仕組みに通報されることを確保する。 (a) 利用の成果（出版物、与えられた特許（可能な場合かつ可能な範囲に限る）、開発された製品等）を見つけることができる場所 (b) 可能な場合には、利用の対象となった海洋遺伝資源に関する情報交換の仕組みへの採取後の通報の詳細 (c) 利用の対象となる標本の原本が保管されている場所 (d) 利用される海洋遺伝資源及び海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報の取得の機会について定める方法並びに当該取得の機会に関するデータ管理計画 (e) 製品が販売された場合において、入手可能なときは、関連する製品の販売及び更なる開発についての情報
6 いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する活動は、全ての国の利益であり、かつ、全人類の利益のためのもの、特に、開発途上国の利益及びニーズに特別の考慮を払って、人類の科学的な知見を発展させ、並びに海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用を促進するためのものである。 7 いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する活動は、専ら平和的目的のために行う。	(f) 調査船の最初の到着予定日及び最終的な出発予定日又は適当な場合には、機材の設置及び撤去の予定日 (g) 責任を有する機関の名称及び事業の担当者の氏名 (h) 全ての国の科学者（特に開発途上国からの科学者）が事業に関与し、又はそれと連携するための機会 (i) 技術支援を必要とし、及び要請することのある国（特に開発途上国）が事業に参加し、又は代表を派遣することができると考えられる程度 (j) 現行の国際慣行を考慮した上で、開かれた及び責任あるデータ・ガバナンスに従って作成されたデータ管理計画	3 情報交換の仕組みは、2に規定する通報があった場合には、B B N J標準パッチ識別記号を自動的に生成するものとする。 4 情報交換の仕組みに提供された情報が、予定された採取を行う前に実質的に変更された場合において、実行可能なときは、更新された情報は、合理的な期間内に、かつ、生息域内での採取の開始までに、情報交換の仕組みに通報される。 5 締約国は、次の情報が、B B N J標準パッチ識別記号とともに、入手したときに直ちに、遅	13条 いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋遺伝資源に関する先住民及び地域社会の伝統的な知識
1 締約国は、情報がこの部の規定に従い情報交換の仕組みに通報されることを確保するため、必要な立法上、行政上又は政策上の措置をとる。 2 次の情報については、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋遺伝資源の生息域内での採取の六箇月前に、又は当該生息域内での採取の前に可能な限り速やかに、情報交換の仕組みに通報する。 (a) 採取の性質及び目的（適当な場合には、当該採取が含まれている計画を含む。） (b) 研究の対象となる事項又は判明している場	3 情報交換の仕組みは、2に規定する通報があった場合には、B B N J標準パッチ識別記号を自動的に生成するものとする。 4 情報交換の仕組みに提供された情報が、予定された採取を行う前に実質的に変更された場合において、実行可能なときは、更新された情報は、合理的な期間内に、かつ、生息域内での採取の開始までに、情報交換の仕組みに通報される。 5 締約国は、次の情報が、B B N J標準パッチ識別記号とともに、入手したときに直ちに、遅	7 締約国は、自国の管轄の下にあるデータベース及び実行可能な範囲において保管場所について、B B N J標準パッチ識別記号と結び付いた海洋遺伝資源及びデジタル配列情報の取得の機会についてまとめた報告書を二年ごとに作成すること並びに第十五条の規定に基づいて設置される取得の機会・利益配分委員会に対して当該報告書を利用可能なものとすることを確保する。 8 締約国は、いずれの国の管轄にも属さない区	域の海洋遺伝資源及び実行可能なときは当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報が自国の管轄の下にある自然人又は法人による利用（商業化を含む）の対象となる場合において、可能なときは、次の情報（B B N J標準パッチ識別記号を含む）を入手したときに直ちに、これが情報交換の仕組みに通報されることを確保する。 (a) 利用の成果（出版物、与えられた特許（可能な場合かつ可能な範囲に限る）、開発された製品等）を見つけることができる場所 (b) 可能な場合には、利用の対象となった海洋遺伝資源に関する情報交換の仕組みへの採取後の通報の詳細 (c) 利用の対象となる標本の原本が保管されている場所 (d) 利用される海洋遺伝資源及び海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報の取得の機会について定める方法並びに当該取得の機会に関するデータ管理計画 (e) 製品が販売された場合において、入手可能なときは、関連する製品の販売及び更なる開発についての情報
12条 いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する活動についての通報	13条 いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋遺伝資源に関する先住民及び地域社会の伝統的な知識	13条 いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋遺伝資源に関する先住民及び地域社会の伝統的な知識	域の海洋遺伝資源及び実行可能なときは当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報が自国の管轄の下にある自然人又は法人による利用（商業化を含む）の対象となる場合において、可能なときは、次の情報（B B N J標準パッチ識別記号を含む）を入手したときに直ちに、これが情報交換の仕組みに通報されることを確保する。 (a) 利用の成果（出版物、与えられた特許（可能な場合かつ可能な範囲に限る）、開発された製品等）を見つけることができる場所 (b) 可能な場合には、利用の対象となった海洋遺伝資源に関する情報交換の仕組みへの採取後の通報の詳細 (c) 利用の対象となる標本の原本が保管されている場所 (d) 利用される海洋遺伝資源及び海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報の取得の機会について定める方法並びに当該取得の機会に関するデータ管理計画 (e) 製品が販売された場合において、入手可能なときは、関連する製品の販売及び更なる開発についての情報

みは、当該伝統的な知識の取得の機会を促進することができる。当該伝統的な知識の取得の機会及び利用は、相互に合意する条件で与えられる。

第十四条 利益の公正かつ衡平な配分

1 いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する活動から生ずる利益は、この部の規定に従って公正かつ衡平に配分し、並びにいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献するものとする。

2 非金銭的な利益は、この協定に従って、特に次の形式で配分する。

- (a) 現行の国際慣行に基づく標本及び標本集の取得の機会
- (b) 現行の国際慣行に基づくデジタル配列情報の取得の機会
- (c) 見つけることができ、アクセスすることができ、相互に運用することができ、及び再利用することができる(FAIR)科学的データの開かれた取得の機会であって、現行の国際慣行並びに開かれた及び責任あるデータ・ガバナンスに基づくもの
- (d) BBNJ標準パッチ識別記号とともに、第十二条の規定に従って提供される通報に含まれる情報であって、公に検索可能及び利用可能な形式によるもの
- (e) 第五部の規定に従って提供される関連する方法に沿った海洋技術の移転
- (f) 開発途上にある島嶼国及び後発開発途上国の特別の事情を考慮した、能力の開発(研究計画への資金供与によるものを含む)、研究事業における科学者及び研究者のための連携の機会(特に、直接関連する及び実質的な機

会)並びに専用の取組(特に開発途上国のために行うもの)

(g) 強化された技術的及び科学的な協力(特に、開発途上国からの科学者及び開発途上国の科学研究機関を行うもの)

(h) 次条の規定に基づいて設置される取得の機会・利益配分委員会の勧告を考慮して締約国会議が決定するその他の利益の形式

3 締約国は、現行の国際慣行を考慮して、自国の管轄の下にある自然人又は法人による利用の対象となるいずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報が、BBNJ標準パッチ識別記号とともに、当該利用の開始から三年以内に、又は利用可能となったときは速やかに、国内で又は国際的に維持される公に利用可能な保管場所及びデータベースに保管されることを確保するため、必要な立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

4 締約国の管轄の下にある保管場所及びデータベースに保管されたいずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報の取得の機会については、次の合理的な条件を課することができるものとし、また、公正かつ最も有利な条件(緩和された、かつ、特惠的な条件を含む)で開発途上国からの研究者及び研究機関に提供することができる。

- (a) 海洋遺伝資源を物理的に本来のままの状態において保全する必要性
- (b) 標本、データ又は情報を保管している関連するジーンバンク、生物保管場所又はデータベースの維持に関連する合理的な費用
- (c) 海洋遺伝資源、データ又は情報の取得の機

会の提供に関連する合理的な費用

(d) この協定の目的に沿ったその他の合理的な条件

5 いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源の利用(商業化を含む)及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報の利用(商業化を含む)から生ずる金銭的な利益は、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用のため、第五十二条の規定に基づいて設置される資金供与の制度を通じて、公正かつ衡平に配分する。

6 先進締約国は、この協定の効力発生の後、第五十二条に規定する特別基金に年次拠出金を支払う。締約国の拠出の額は、締約国会議が第四十七条6(e)の規定に従って採択する予算に対する当該締約国の分担金の五十パーセントの額とする。その支払は、7の規定に従って締約国会議が決定を行うまで継続する。

7 締約国会議は、いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源の利用及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報の利用から生ずる金銭的な利益の配分の方法について、次条の規定に基づいて設置される取得の機会・利益配分委員会の勧告を考慮して、決定する。コンセンサスに達するためのあらゆる努力が払われた場合には、決定は、出席しかつ投票する締約国の四分の三以上の多数による議決で採択する。支払は、第五十二条の規定に基づいて設置される特別基金を通じて行う。当該方法には、次のものを含めることができる。

- (a) 段階ごとの支払
- (b) 製品の商業化に関する支払又は拠出(製品の販売からの収入の一定の割合を支払うことを含む)

(c) 締約国による活動の合計量を測定する多様な一連の指標に基づいて定期的に支払われる階層化された料金

(d) 締約国会議が取得の機会・利益配分委員会の勧告を考慮して決定するその他の形式

8 締約国は、締約国会議が7に規定する方法を採択する時に、実施に必要な期間を与えるため、最長四年の期間、当該方法が当該締約国について効力を生じない旨の宣言を行うことができる。このような宣言を行う締約国は、新たな方法が効力を生ずるまで6に規定する支払を継続する。

9 締約国会議は、7の規定に従っていずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報の利用から生ずる金銭的な利益の配分の方法について決定するに当たり、当該方法が取得の機会及び利益の配分に関する他の枠組みと相互に補完的であり、かつ、当該他の枠組みに適合し得るべきであることを認識しつつ、取得の機会・利益配分委員会の勧告を考慮する。

10 締約国会議は、いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源の利用及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報の利用から生ずる金銭的な利益について、次条の規定に基づいて設置される取得の機会・利益配分委員会の勧告を考慮して、二年ごとに検討し、及び評価する。一回目の検討は、この協定の効力発生の後五年以内に行う。検討には、6に規定する年次拠出金の検討を含める。

11 締約国は、適当な場合には、自国の管轄の下にある自然人又は法人によるいずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する活動

から生ずる利益がこの協定に従って配分されることを確保するため、必要な立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

第十五条 取得の機会・利益配分委員会

1 この協定により取得の機会・利益配分委員会を設置する。同委員会は、特に、前条の規定に従って利益の配分のための指針を作成し、透明性を与え、並びに金銭的な利益及び非金銭的な利益双方の公正かつ衡平な配分を確保するための媒体としての役割を果たす。

2 取得の機会・利益配分委員会は、同委員会の任務の効果的な遂行を確保するため、関係分野の適当な資格を有する十五人の委員で構成される。委員は、ジェンダーの均衡及び衡平な地理的配分を考慮し、並びに同委員会において開発途上国(後発開発途上国、開発途上にある島嶼国及び内陸国である開発途上国を含む。)からの委員が代表することについて定めた上で、締約国が指名し、締約国会議が選出する。締約国会議は、同委員会の運営のための付託事項及び方法を決定する。

3 取得の機会・利益配分委員会は、この部の規定に関連する事項(次の事項を含む。)について、締約国会議に勧告を行うことができる。

- (a) この部の規定に従って行われるいずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する活動のための指針又は行動規範
- (b) この部の規定に従って行われる決定を実施するための措置
- (c) 前条の規定に基づく金銭的な利益の配分の割合又は仕組み
- (d) この部の規定に関連する事項であつて情報交換の仕組みに関するもの

海洋法に関する国際連合条約に基づき、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

(e) この部の規定に関連する事項であつて第五十二条の規定に基づいて設置される資金供与の制度に関するもの

(f) この部の規定に関連するその他の事項であつて、締約国会議が取得の機会・利益配分委員会に対処を要請するもの

4 締約国は、情報交換の仕組みを通じて、この協定によつて必要とされる情報を取得の機会・利益配分委員会に対して利用可能なものとする。当該情報には、次のものを含める。

- (a) 取得の機会及び利益の配分に関する立法上、行政上及び政策上の措置
- (b) 中央連絡先に関する連絡先の詳細その他関連する情報
- (c) 締約国会議による決定に基づいて必要とされるその他の情報

5 取得の機会・利益配分委員会は、その権限に基づく活動(利益の配分、海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報の利用、最良の慣行、手段及び方法、データの管理並びに得られた教訓を含む。)について、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関との協議を行い、及び情報交換を促進することができる。

6 取得の機会・利益配分委員会は、5の規定に基づいて得られた情報に関し、締約国会議に勧告を行うことができる。

第十六条 監視及び透明性

1 いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する活動の監視及び透明性については、情報交換の仕組みへの通報及びこの部の規定に基づくBBNJ標準パッチ識別記号の利用を通じ、並びに取得の機会・利益配分委員会に

よる勧告に基づき締約国会議が採択する手続に従つて、確保する。

2 締約国は、この部の規定に従い、いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する活動並びに当該活動から生ずる利益の配分に関する当該締約国によるこの部の規定の実施について、取得の機会・利益配分委員会に対し定期的に報告書を提出する。

3 取得の機会・利益配分委員会は、情報交換の仕組みを通じて受領した情報に基づき報告書を作成し、及び締約国に対して当該報告書を利用可能なものとする。締約国は、当該報告書についての意見を提出することができる。同委員会は、当該報告書(受領した意見を含む。)を締約国会議の審議のために提出する。締約国会議は、同委員会の勧告を考慮して、この条の規定の実施のための適当な指針を決定することができる。この場合には、締約国の能力及び事情を考慮する。

第三部 区域に基づく管理手段(海洋保護区を含む。)等の措置

第十七条 目的

この部の規定は、次のことを目的とする。

(a) 保護を必要とする区域を保全し、及び持続可能であるように利用すること(海洋保護区の中の生態学的に代表的であり、かつ、十分に連結した関係を伴う区域に基づく管理手段の包括的な体系を確立することを通じてたものを含む。)

(b) 国、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関の間における区域に基づく管理手段(海洋保護区を含む。)の利用につい

での協力及び協調を強化すること。

(c) 生物の多様性及び生態系を保護し、保全し、回復させ、及び維持すること(それらの生産力及び健全性を向上させることを目的とするものを含む。)並びにストレスの要因(気候変動、海洋の酸性化及び海洋汚染に関連するものを含む。)に対する強靱性を強化すること。

(d) 食料安全保障その他の社会経済的な目的(文化的価値の保護を含む。)を支援すること。

(e) 区域に基づく管理手段(海洋保護区を含む。)を策定し、実施し、監視し、管理し、及び執行するに当たり能力の開発並びに海洋技術の発展及び移転を行うことを通じ、開発途上にある島嶼国の特別の事情を考慮して、開発途上国である締約国(特に、後発開発途上国、内陸国である開発途上国、地理的不利国、開発途上にある島嶼国、沿岸国であるアフリカ諸国、群島国及び開発途上にある中所得国)を支援すること。

第十八条 適用区域

区域に基づく管理手段(海洋保護区を含む。)の設定は、国の管轄の下にあるいかなる区域も含んではならず、及び主権、主権的権利又は管轄権に対する主張これらに関連する紛争に関するものを含む。)を行い、又は否定するための根拠としてはならない。締約国会議は、そのような区域に基づく管理手段(海洋保護区を含む。)の設定に関する提案を決定するために審議してはならず、及びいかなる場合にも、そのような提案を主権、主権的権利又は管轄権に対する主張を承認し、又は否認するものと解してはならない。

第十九条 提案

- 1 この部の規定に基づく区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）の設定に関する提案は、締約国が単独で又は共同して事務局に提出する。
- 2 締約国は、この部の規定に従い、提案の策定のため、適当な場合には、関連する利害関係者（国、世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関、市民社会、科学界、民間部門、先住民並びに地域社会を含む。）と協力し、及び協議を行う。
- 3 提案は、予防的な取組方法及び生態系を重視する取組方法を考慮して、入手可能な最良の科学及び科学的な情報並びに可能な場合には先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識に基づいて作成する。
- 4 区域の特定に関する提案には、次の主要な要素を含める。
 - (a) 提案の対象となる区域に関する地理的又は空間的な説明であつて、附属書Ⅰに定める例示的な基準を用いたもの
 - (b) 附属書Ⅰに定めるいずれかの基準に関する情報並びに区域の特定に当たつて適用する基準であつて、5の規定に従つて追加的に作成され、及び修正され得るものに関する情報
 - (c) 該当する場合には、その区域における人間活動（先住民及び地域社会による利用を含む。）及び当該人間活動が及ぼすおそれのある影響
 - (d) 特定された区域における海洋環境及び生物の多様性の状態に関する説明
 - (e) その区域に適用される保全及び適当な場合には持続可能な利用の目的に関する説明
 - (f) 特定の目的を達成するための管理計画案で

- あつて、提案する措置を網羅し、かつ、監視、調査及び検討に係る活動の概要を示すもの
- (g) 該当する場合には、提案する区域及び措置の期間
 - (h) 該当する場合には、各国（隣接する沿岸国並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関を含む。）と行つた協議に関する情報
 - (i) 関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関の下で実施する区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）に関する情報
 - (j) 関連する科学的な意見並びに可能な場合には、先住民及び地域社会の伝統的な知識
 - 5 区域の特定のための例示的な基準については、該当する場合には、附属書Ⅰに定める例示的な基準を含めるものとし、締約国会議による審議及び採択のため、科学技術機関が必要に応じて追加的に作成し、及び修正することができ
 - 6 科学技術機関は、必要に応じ、締約国会議による審議及び採択のため、提案の内容に関する追加的な要件（5に規定する例示的な基準の適用の方法を含む。）及び4(b)に規定する提案に関する指針を定める。

- な検討の結果を、公に利用可能なものとし、及び提案国に伝達する。提案国は、科学技術機関による当該予備的な検討を考慮した上で、当該提案を事務局に再送付する。事務局は、締約国に通報し、及び再送付された提案を公に利用可能なものとし、並びに次条の規定に従つて協議を促進する。
- 第二十一条 提案に関する協議及び評価
- 第十九条の規定に従つて提出された提案に関する協議は、包括的で透明性のある、かつ、全ての関連する利害関係者（国、世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関、市民社会、科学界、先住民並びに地域社会を含む。）に開かれたものとする。
- 2 事務局は、次のとおり協議を促進し、及び情報を収集する。
- (a) 各国（特に隣接する沿岸国）に対し、通報し、及び特に次の事項を提出するよう要請する。
 - (i) 提案の利点及び地理的範囲に関する見解
 - (ii) その他の関連する科学的な意見
 - (iii) 国の管轄の下にある区域の内外にある隣接する区域又は関連する区域における既存の措置又は活動に関する情報
 - (iv) 提案が国の管轄の下にある区域に及ぼす潜在的な影響に関する見解
 - (v) その他の関連する情報
 - (vi) 関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関に対し、通報し、及び特に次の事項を提出するよう要請する。
 - (i) 提案の利点に関する見解
 - (ii) その他の関連する科学的な意見
 - (iii) 関連する区域又は隣接する区域につき当

- 該法的文書、当該法的枠組み又は当該機関が採択した既存の措置に関する情報
- (iv) 管理計画案のための措置その他要素であつて、提案において特定され、当該法的文書、当該法的枠組み又は当該機関の権限の範囲内にあるものについてのあらゆる側面に関する見解
 - (v) 関連する追加的な措置であつて、当該法的文書、当該法的枠組み又は当該機関の権限の範囲内にあるものに関する見解
 - (vi) その他の関連する情報
 - (c) 関連する伝統的な知識を有する先住民及び地域社会、科学界、市民社会その他の関連する利害関係者に対し、特に次の事項を提出するよう要請する。
 - (i) 提案の利点に関する見解
 - (ii) その他の関連する科学的な意見
 - (iii) 先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識
 - (iv) その他の関連する情報
 - 3 事務局は、2の規定に従つて受領した提出物を公に利用可能なものとする。
 - 4 提案国は、提案する措置が国の排他的経済水域によつて完全に囲まれた区域に影響を及ぼす場合には、次のことを行う。
 - (a) 当該国と対象を特定した積極的な協議（事前通報を含む。）を行うこと。
 - (b) 提案する措置に関する当該国の見解及び意見を検討し、当該見解及び意見に明示的に対処する書面による回答を行い、並びに適当な場合には、これに応じて当該措置を修正すること。
 - 5 提案国は、協議の期間中に受領した提出物並びに科学技術機関からの見解及び情報を検討

し、並びに適当な場合には、これに応じ、提案を修正し、又は提案に反映しなかつた実体的な内容を含む提出物に対して回答する。 6 協議は、定められた期限までに行う。 7 修正された提案は、科学技術機関に提出するものとし、科学技術機関は、当該提案を評価し、及び締約国会議に勧告を行う。 8 協議及び評価に係る手続の方法(期間を含む。)については、開発途上にある島嶼国の特別の事情を考慮して、締約国会議による審議及び採択のため、必要に応じ、科学技術機関がその第一回会合において追加的に定める。	機関を通じて関連する措置の採択を促進するよう勧告を行うことができる。 2 締約国会議は、この条の規定に従って決定を行うに当たり、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関の権限を尊重するものとし、また、当該法的文書、当該法的枠組み及び当該機関の権限を損なつてはならない。	従つて提案された措置が、条約に基づき沿岸国が主権的権利を行使する海面下の区域の海底及びその下に係る上部水域に影響を及ぼし、又は影響を及ぼすことが合理的に予測される場合には、当該措置は、当該沿岸国の主権的権利に妥当な考慮を払うものとする。この目的のための協議は、この部の規定に従つて実施する。	第二十三条 意思決定 1 この部の規定に基づく決定及び勧告は、原則として、コンセンサス方式によつて行う。 2 コンセンサスに達しない場合には、この部の規定に基づく決定及び勧告は、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決でコンセンサスに達するためのあらゆる努力が払われたことを締約国会議が決定した後、出席しかつ投票する締約国の四分の三以上の多数による議決で行う。 3 この部の規定に従つて行われた決定は、当該決定が行われた締約国会議の会合の後百二十日で効力を生じ、全ての締約国を拘束する。 4 いずれの締約国も、3に定める百二十日間の期間内に事務局への書面による通告を行うことにより、この部の規定に従つて採択された決定について異議を申し立てることができる。異議を申し立てた締約国は、当該決定に拘束されない。決定に対する異議は、事務局に対して書面で通告することにより、いつでも撤回することができる。この場合において、当該決定は、当該異議を撤回する旨の通告の日の後九十日で当該締約国を拘束する。
1 締約国会議は、この部の規定に従つて定める協議の手続の間に受領した提出物及び科学的な意見を考慮した最終的な提案及び管理計画案並びに科学技術機関の科学的な助言及び勧告に基づき、 (a) 区域に基づく管理手段(海洋保護区を含む。)の設定及び関連する措置について決定を行う。 (b) 関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関との協力及び協調の上、当該法的文書、当該法的枠組み及び当該機関が採択した措置と両立する措置について決定を行うことができる。 (c) 提案された措置が他の世界的な、地域的な、小地域的な又は分野別の機関の権限の範囲内のものである場合には、この協定の締約国並びに世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関に対し、それぞれの権限に従つて、それらの法的文書、法的枠組み及び	5 締約国会議がこの部の規定に従つて採択する決定及び勧告は、国の管轄の下にある区域について採用する措置の実効性を損なつてはならず、並びに条約に従ひ、全ての国の権利及び義務に妥当な考慮を払つて行う。この部の規定に従つて提案された措置が、条約に基づき沿岸国が主権的権利を行使する海面下の区域の海底及びその下に係る上部水域に影響を及ぼし、又は影響を及ぼすことが合理的に予測される場合には、当該措置は、当該沿岸国の主権的権利に妥当な考慮を払うものとする。この目的のための協議は、この部の規定に従つて実施する。	6 この部の規定に従つて設定された区域に基づく管理手段(海洋保護区を含む。)の全部又は一部がその後沿岸国の管轄に含まれることとなつた場合には、その沿岸国の管轄の下にある部分については、直ちに効力を失う。引き続きいづれの国の管轄にも属さない区域にある部分については、締約国会議がその次回会合において、必要に応じ、区域に基づく管理手段(海洋保護区を含む。)を変更するか否か又は廃止するか否かを検討し、かつ、決定するまでの間、引き続き効力を有する。	5 4の規定に従つて異議を申し立てる締約国は、異議を申し立てる時に、次の一又は二以上の理由に基づく当該異議の理由についての説明を書面により事務局に提供する。 (a) 決定が、この協定に反し、又は当該異議を申し立てる締約国の条約に基づく権利及び義務に反するものであること。 (b) 決定が、当該異議を申し立てる締約国に対して法律上又は事実上不当に差別を行うものであること。 (c) 当該締約国が、決定を遵守するためのあら
(a) 区域に基づく管理手段(海洋保護区を含む。)の設定及び関連する措置について決定を行う。 (b) 関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関との協力及び協調の上、当該法的文書、当該法的枠組み及び当該機関が採択した措置と両立する措置について決定を行うことができる。 (c) 提案された措置が他の世界的な、地域的な、小地域的な又は分野別の機関の権限の範囲内のものである場合には、この協定の締約国並びに世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関に対し、それぞれの権限に従つて、それらの法的文書、法的枠組み及び	4 締約国会議は、この部の規定の目的の達成及び実施に必要な場合には、いづれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての国際的な協力及び協調を促進するため、関連する法的文書及び法的枠組み又は関連する世界的な、地域的な、小地域的な若しくは分野別の機関によつて採択された既存の区域に基づく管理手段(海洋保護区を含む。)に係る仕組みを設けることについて、審議し、並びに1及び2の規定に従つて条件として、適当なときは、決定することができる。	7 締約国会議がこの部の規定に従つて採択した区域に基づく管理手段(海洋保護区を含む。)又は関連する措置であつて、関連する法的文書若しくは法的枠組み若しくは関連する世界的な、地域的な、小地域的な若しくは分野別の機関が定められ、若しくは設置され、又はこれらの権限について変更が行われたことにより、その全部又は一部がその後当該法的文書、当該法的枠組み又は当該機関の権限の範囲に含まれることとなつたものについては、締約国会議が、適当な場合には、当該法的文書、当該法的枠組み又は当該機関との緊密な協力及び協調を通じて、当該区域に基づく管理手段(海洋保護区を含む。)又は当該関連する措置を維持し、変更し、又は廃止することを検討し、かつ、決定するまでの間、引き続き効力を有する。	5 4の規定に従つて異議を申し立てる締約国は、異議を申し立てる時に、次の一又は二以上の理由に基づく当該異議の理由についての説明を書面により事務局に提供する。 (a) 決定が、この協定に反し、又は当該異議を申し立てる締約国の条約に基づく権利及び義務に反するものであること。 (b) 決定が、当該異議を申し立てる締約国に対して法律上又は事実上不当に差別を行うものであること。 (c) 当該締約国が、決定を遵守するためのあら

ゆる合理的な努力を払った後において、当該異議を申し立てる時に、実行可能性の観点から当該決定を遵守することができないこと。 6 4の規定に従って異議を申し立てる締約国は、実行可能な範囲において、自己が異議を申し立てた決定と同等の効果をもつ代替的な措置又は取組方法を採用するものとし、また、自己が異議を申し立てた決定の実効性を損なうような措置を採用してはならず、又はそのような行動をとってはならない。ただし、当該措置又は当該行動が、異議を申し立てた締約国が条約に基づく権利を行使し、及び義務を履行するために不可欠である場合は、この限りでない。 7 異議を申し立てた締約国は、第二十六条の規定に基づく監視及び検討の根拠を提供するため、4の規定に基づく通告の後に行われる締約国会議の次の通常会合に、及びその後は定期的に、6の規定の実施について報告する。 8 4の規定に従って申し立てた決定に対する異議については、異議を申し立てた締約国が引き続き必要であると認める場合に限り、事務局に対して書面による通告を行うことにより、当該決定の効力発生の後三年ごとに更新することができる。当該書面による通告には、最初の異議の申立ての際に提供した理由についての説明を含める。 9 8の規定に基づく更新の通告が受領されない場合には、異議は、自動的に撤回されたものとし、この場合において、決定は、当該異議が自動的に撤回された後百二十日で異議を申し立てた締約国を拘束する。事務局は、当該異議が自動的に撤回される日の六十日前に当該異議を申し立てた締約国に通報する。 10 事務局は、この部の規定に従って採択された	締約国会議の決定及び当該決定に対する異議を公に利用可能なものとし、並びに全ての国、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関に送付する。 第二十四条 緊急措置 1 締約国会議は、自然現象又は人為的な災害がいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性に深刻又は回復不可能な害をもたらし、又はもたらすおそれがある場合には、その害が増幅しないことを確保するため、必要なときは、いずれの国の管轄にも属さない区域に緊急に適用される措置を採択するための決定を行う。 2 この条の規定に従って採択される措置は、関連する法的文書若しくは法的枠組み又は関連する世界的な、地域的な、小地域的な若しくは分野別の機関との協議の後、この協定の他の条の規定の適用を通じて、又は関連する法的文書若しくは法的枠組み若しくは関連する世界的な、地域的な、小地域的な若しくは分野別の機関によつて、深刻又は回復不可能な害を適時に管理することができない場合にのみ、必要であると認められる。 3 緊急に採択される措置は、入手可能な最良の科学及び科学的な情報並びに可能な場合には先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識に基づくものとし、並びに予防的な取組方法を考慮する。当該措置については、締約国が提案することができ、又は科学技術機関が勧告を行うことができ、及び締約国会議の会合と会合との間において採択することができる。当該措置は、暫定的なものとし、当該措置の採択の後、締約国会議の次の会合で決定について再検討しな	ければならない。 4 緊急に採択される措置は、その効力発生の後二年で終了する。ただし、この部の規定に従って設定する区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）及び関連する措置により、若しくは関連する法的文書若しくは法的枠組み若しくは関連する世界的な、地域的な、小地域的な若しくは分野別の機関が採択した措置により代替される場合には締約国会議によつて、又は当該緊急に採択される措置を必要としていた状況が存在しなくなった場合には締約国会議の決定によつて、それ以前に終了する。 5 緊急措置を定めるための手続及び指針（協議手続を含む。）は、必要に応じ、最も早い機会における締約国会議による審議及び採択のため、科学技術機関が作成する。当該手続は、包摂的で透明性のあるものとする。 第二十五条 実施 1 締約国は、いずれの国の管轄にも属さない区域で行われる自国の管轄又は管理の下にある活動が、この部の規定に従って採択された決定と整合的に行われることを確保する。 2 この協定のいかなる規定も、国際法に従い、この協定の目的の達成を支えるため、締約国が自国の国民及び船舶又は自国の管轄若しくは管理の下にある活動に関し、この部の規定に従って採択された措置に加えて、一層厳しい措置を採用することを妨げるものではない。 3 この部の規定に従って採択された措置の実施に当たっては、開発途上にある島嶼国又は後発開発途上国である締約国に直接又は間接に不均衡な負担を課すべきでない。 4 締約国は、この部の規定に従って締約国会議が行う決定及び勧告の実施を支援するため、適	当な場合には、自国が構成国となっている関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関における措置の採択を促進する。 5 締約国は、この協定の締約国となる資格を有する国、特に、設定された区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）の対象となる区域において活動を行い、又は自国の船舶若しくは国民が活動する国に対し、この部の規定に従って設定された区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）に関する締約国会議の決定及び勧告の実施を支援する措置を採用するよう奨励する。 6 関連する法的文書若しくは法的枠組みの非締約国若しくは非参加国又は関連する世界的な、地域的な、小地域的な若しくは分野別の機関の非構成国である締約国であつて、当該法的文書及び当該法的枠組みの下で、並びに当該機関によつて定められた措置を適用することに別段の合意をしないものは、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、条約及びこの協定に従って協力する義務を免除されない。 第二十六条 監視及び検討 1 締約国は、この部の規定に従って設定された区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）及び関連する措置の実施に関し、単独で又は共同して締約国会議に報告する。事務局は、その報告並びに2及び3に規定する情報及び検討を公に利用可能なものとする。 2 関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関は、この部の規定に従って設定された区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）の目的を達成するために自らが採択した措置の実
--	--	---	--

施に関する情報を締約国会議に提供するように要請される。	3 科学技術機関は、1及び2に規定する報告及び情報を考慮して、この部の規定に従って設定された区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）及び関連する措置を監視し、及び定期的に検討する。	4 科学技術機関は、3に規定する検討において、この部の規定に従って設定された区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）及び関連する措置の実効性並びにそれらの目的の達成に向けた進捗状況について評価し、並びに締約国会議に助言及び勧告を与える。	5 締約国会議は、検討の後、予防的な取組方法及び生態系を重視する取組方法を考慮して、入手可能な最良の科学及び科学的な情報並びに可能な場合には先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識に基づき、締約国会議が採択した区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）及び関連する措置の変更、延長又は廃止について、必要に応じ、決定又は勧告を行う。	第四部 環境影響評価 第二十七条 目的	この部の規定は、次のことを目的とする。 (a) 締約国が評価を実施し、及び報告するための手続、基準その他要件を定めることにより、いづれの国の管轄にも属さない区域について環境影響評価に関する条約の規定を運用すること。 (b) 海洋環境を保護し、及び保全するため、著しい悪影響を防止し、緩和し、及び管理するようこの部の規定の対象となる活動が評価され、及び実施されることを確保すること。 (c) 累積的な影響及び国の管轄の下にある区域
における影響についての検討を支援すること。	(d) 戦略的環境評価を定めること。 (e) いずれの国の管轄にも属さない区域における活動について一貫した環境影響評価の枠組みを実現すること。	(f) この協定の目的の達成を支えるため、締約国、特に開発途上国である締約国（とりわけ、後発開発途上国、内陸国である開発途上国、地理的不利国、開発途上にある島嶼国、沿岸国であるアフリカ諸国、群島国及び開発途上にある中所得国）が環境影響評価及び戦略的環境評価を準備し、実施し、及び評価するための能力を構築し、及び強化すること。 第二十八条 環境影響評価を実施する義務	1 締約国は、いづれの国の管轄にも属さない区域で実施される自国の管轄又は管理の下にある計画された活動を許可する前に、当該活動が海洋環境に及ぼす潜在的な影響がこの部の規定に従って評価されることを確保する。	2 国の管轄の下にある海域で実施される計画された活動を管轄し、又は管理する締約国は、当該活動がいずれの国の管轄にも属さない区域において実質的な海洋環境の汚染又は海洋環境に対する重大かつ有害な変化をもたらすおそれがあると判断する場合には、当該活動の環境影響評価がこの部の規定に従って実施され、又は環境影響評価が自国の国内手続に従って実施されることを確保する。自国の国内手続に従って環境影響評価を実施する締約国は、次のことを行う。	(a) 国内手続の期間中、適時に情報交換の仕組みを通じて関連情報を利用可能なものとする
こと。	(b) 自国の国内手続に定める要件に適合する方法で当該活動が監視されることを確保すること。	(c) この協定に規定する情報交換の仕組みを通じて環境影響評価報告書及び関連する監視報告書を利用可能なものとすることを確保すること。	3 科学技術機関は、2(a)に規定する情報を受領した場合には、計画された活動を管轄し、又は管理する締約国に対して意見を提出することができる。 第二十九条 この協定と関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関の下で行われる環境影響評価の手続との間の関係	1 締約国は、自国が構成国となっている関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関において、環境影響評価の利用並びに第三十八条の規定に従って作成される規格又は指針の採択及び実施を促進する。	2 締約国会議は、科学技術機関が、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関であつていづれの国の管轄にも属さない区域における活動を規制し、又は海洋環境を保護するものと協力するための仕組みをこの部の規定の下で設ける。
ない区域における活動について環境影響評価を実施するための規格又は指針を作成し、又は更新する場合において、適当なときは、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関と協力する。	4 いずれの国の管轄にも属さない区域における計画された活動について、当該活動を管轄し、又は管理する締約国が次の要件を満たしているとは判断する場合には、選別又は環境影響評価を実施する必要はない。 (a) 計画された活動又は活動の区分の潜在的な影響が、他の関連する法的文書若しくは法的枠組み又は関連する世界的な、地域的な、小地域的な若しくは分野別の機関の定める要件に従って評価されていること。	(b) (i) 計画された活動に対して既に行われた評価がこの部の規定に基づいて要求される評価と同等のものであり、かつ、その評価の結果が考慮されているか、又は、 (ii) 評価に基づいて作成された関連する法的文書若しくは法的枠組み又は関連する世界的な、地域的な、小地域的な若しくは分野別の機関の規制又は規格が、この部の規定に基づく環境影響評価のための基準を下回る形で潜在的な影響を防止し、緩和し、又は管理するために設計され、かつ、当該規制又は規格が遵守されていること。	5 いずれの国の管轄にも属さない区域における計画された活動の環境影響評価が関連する法的文書若しくは法的枠組み又は関連する世界的な、地域的な、小地域的な若しくは分野別の機関の下で実施された場合には、関係する締約国は、環境影響評価報告書が情報交換の仕組みを通じて公表されることを確保する。		

6 4 (b) (i)に規定する基準を満たす計画された活動が、関連する法的文書若しくは法的枠組み又は関連する世界的な、地域的な、小地域的な若しくは分野別の機関の下で監視及び検討の対象となる場合を除くほか、締約国は、当該活動を監視し、及び検討し、並びにその監視及び検討に関する報告書が情報交換の仕組みを通じて公表されることを確保する。	2 影響評価を実施する。 締約国は、自国の管轄又は管理の下にある計画された活動が1に規定する基準を満たすかを判断するに当たり、次の要素(全てを網羅したものではない。)を検討する。 (a) 当該活動の種類、当該活動に使用する技術及び当該活動の実施方法 (b) 当該活動の期間 (c) 当該活動の場所 (d) (c)に規定する場所(特に生態学的又は生物学的な重要性又は脆弱性を有する区域を含む。)の特性及び生態系 (e) 当該活動の潜在的な影響(潜在的な累積的な影響及び国の管轄の下にある区域における潜在的な影響を含む。) (f) 当該活動の影響が不明であるか又は十分に理解されていない程度 (g) 他の関連する生態学的又は生物学的基準	(ii) 締約国は、入手可能な最良の科学及び科学的な情報並びに可能な場合には先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識に基づき、(i)の規定に従って行われた決定の公表から四十日以内に、当該決定を行った締約国及び科学技術機関に対し、当該決定に係る計画された活動の潜在的な影響に関する自国の見解を登録することができる。 (iii) 自国の見解を登録した締約国が、決定が行われた計画された活動の潜在的な影響について懸念を表明した場合には、当該決定を行った締約国は、当該懸念を考慮するものとし、及び当該決定について再検討することができる。 (iv) 科学技術機関は、(ii)の規定に従って締約国が登録した懸念を考慮するに当たり、入手可能な最良の科学及び科学的な情報並びに可能な場合には先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識に基づき、計画された活動の潜在的な影響を検討するものとし、及び評価することができるものとし、並びに適当な場合には、決定を行った締約国に対し登録された懸念について回答する機会を与え、及びその回答を考慮した後で、当該締約国に勧告を行うことができる。 (v) (i)の規定に従って決定を行った締約国は、科学技術機関のいかなる勧告も考慮する。 (vi) 登録された見解及び科学技術機関の勧告は、公に利用可能なものとする(情報交換の仕組みを通じて公に利用可能なものとする場合を含む。) (b) 範囲の選定 締約国は、主要な環境上の影響その他関連	する影響(例えば、経済的な、社会的な、文化的な及び人の健康に対する影響。潜在的な累積的な影響及び国の管轄の下にある区域における影響を含む。)及び該当する場合には、この部の規定に従って実施される環境影響評価に含まれる計画された活動の代替案が特定されることを確保する。範囲については、入手可能な最良の科学及び科学的な情報並びに可能な場合には先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識を用いて定める。 (c) 影響の評価 締約国は、計画された活動の影響(累積的な影響及び国の管轄の下にある区域における影響を含む。)が、入手可能な最良の科学及び科学的な情報並びに可能な場合には先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識を用いて評価されることを確保する。 (d) 潜在的な悪影響の防止、緩和及び管理 締約国は、次のことが行われることを確保する。 (i) 著しい悪影響を回避するため、自国の管轄又は管理の下にある計画された活動の潜在的な悪影響を防止し、緩和し、及び管理するための措置を特定し、及び分析すること。当該措置には、自国の管轄又は管理の下にある計画された活動の代替案についての検討を含めることができる。 (ii) 適当な場合には、(i)に規定する措置を環境管理計画に組み込むこと。 (e) 締約国は、次条の規定に従って公の通報及び協議が行われることを確保する。 (f) 締約国は、第三十三条の規定に従って環境影響評価報告書が作成され、及び公表されることを確保する。
1 計画された活動の海洋環境に及ぼす影響が軽微若しくは一時的な影響を上回るおそれがある場合又は当該活動の影響が不明であるか若しくは十分に理解されていない場合には、当該活動を管轄し、又は管理する締約国は、当該活動につき、2に規定する要素を用いて次条の規定に従って選別を実施するものとし、かつ、次の要件が満たされなければならない。 (a) 当該選別は、当該活動が実質的な海洋環境の汚染又は海洋環境に対する重大かつ有害な変化をもたらすおそれがあると信ずるに足りる合理的な理由があるか否かを締約国が評価するために十分に詳細なものとし、次の事項を含める。 (i) 当該活動についての説明(目的、場所、期間及び程度を含む。) (ii) 潜在的な影響に関する初期の分析(累積的な影響の検討及び適当な場合には当該活動の代替案についての検討を含む。) (b) 当該選別に基づき、当該活動が実質的な海洋環境の汚染又は海洋環境に対する重大かつ有害な変化をもたらすおそれがあると信ずるに足りる合理的な理由が締約国にあると判断される場合には、この部の規定に従って環境	1 締約国は、この部の規定に基づく環境影響評価の実施の過程において、次の手順が含まれることを確保する。 (a) 選別 締約国は、前条の規定に従い、自国の管轄又は管理の下にある計画された活動について環境影響評価が必要であるか否かを決定するための選別を適時に実施し、及びその決定を公に利用可能なものとする。 (i) 締約国は、自国の管轄又は管理の下にある計画された活動について環境影響評価を必要としない旨を決定する場合には、関連する情報(前条1(a)に掲げるものを含む。)をこの協定に規定する情報交換の仕組みを通じて公に利用可能なものとする。	(b) 範囲の選定 締約国は、主要な環境上の影響その他関連	海洋法に関する国際連合条約に基づき、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

2 締約国は、特に開発途上にある島嶼国の管轄又は管理の下にある計画された活動について、共同で環境影響評価を実施することができる。 3 科学技術機関は、専門家の名簿を作成する。能力に制約がある締約国は、自国の管轄又は管理の下にある計画された活動について選別及び環境影響評価を実施し、及び評価するため、当該専門家に助言及び支援を要請することができる。当該専門家は、同一の活動の環境影響評価の過程の他の部分における専門家として任命することができない。当該助言及び支援を要請した締約国は、検討及び意思決定のため当該環境影響評価が自国に提出されることを確保する。	(a) 天然資源を探索し、開発し、保存し、又は管理するための自国の主権的権利の行使が当該活動によって影響を受けると合理的に信ずるに足りる沿岸国 (b) 当該活動が行われる区域において、影響を受けると合理的に信ずるに足りる人間活動（経済活動を含む。）を実施する国	(b) 当該活動に関するそれらの周囲の国の見解及び意見を検討し、当該見解及び意見に明示的に対処する書面による回答を行い、並びに適当な場合には、これに応じて当該活動を修正すること。 7 締約国は、この協定の規定に基づく環境影響評価の過程に関連する情報へのアクセスを確保する。この7の規定にかかわらず、締約国は、秘密の又は専有する情報の開示を要求されない。秘密の又は専有する情報が編集された事実については、公の文書に明示するものとする。	3 締約国は、科学技術機関が環境影響評価報告書を検討し、及び評価する機会を提供するため、公の協議の手続において情報交換の仕組みを通じて当該報告書の案を利用可能なものとする。 4 科学技術機関は、適当な場合には、適時に、締約国に対し環境影響評価報告書の案について意見を述べることができる。当該締約国は、科学技術機関によるいかなる意見も考慮する。 5 締約国は、環境影響評価報告書を公表する（情報交換の仕組みを通じて公表する場合を含む。）。事務局は、情報交換の仕組みを通じて当該報告書が公表される場合には、全ての締約国に対して適時に通報することを確保する。 6 科学技術機関は、指針の作成（最良の慣行の特定を含む。）のため、この協定に基づく関連する慣行、手続及び知見に基づき、最終的な環境影響評価報告書を考慮する。 7 科学技術機関は、指針の作成（最良の慣行の特定を含む。）のため、この協定に基づく関連する慣行、手続及び知見に基づき、第三十条及び第三十一条の規定に従って環境影響評価を実施するか否かを決定するための選別の手続において使用した公表された情報の選定について考慮し、及び検討する。
1 締約国は、環境影響評価の過程における全ての国（特に、隣接する沿岸国その他計画された活動に隣接する国であつて潜在的に最も影響を受ける可能性のあるもの）及び利害関係者の参加のため、計画された活動に関し、適時に公の通報を行い（情報交換の仕組みを通じて公表すること及び事務局を通じて公表することを含む。）、並びに実行可能な限り、期限を定めて計画的及び効果的な参加の機会を設けることを確保する。締約国は、当該活動を許可するか否かを決定する前に、環境影響評価の過程を通じて（適当な場合には、前条1(b)の規定に従い環境影響評価の範囲を決定するとき及び次条の規定に従い環境影響評価報告書の案が作成されたときを含む。）、公の通報を行い、及び参加の機会（意見の提出を通じたものを含む。）を設ける。	4 公の通報及び協議は、第四十八条3の規定に従い、包摂的で透明性のある、かつ、適時に行われるものとし、及び開発途上にある島嶼国が関与する場合には、対象を特定した積極的なものとする。 5 締約国は、協議の手続において受領した実質的な意見（隣接する沿岸国その他計画された活動に隣接する国であつて潜在的に最も影響を受ける可能性のあるものからの意見を含む。）について検討し、回答を行い、又は対処する。締約国は、国の管轄の下にある区域における潜在的な影響に関する意見を特に考慮し、及び適当な場合には、当該意見に明示的に対処する書面による回答（当該潜在的な影響に対処することを含む。）を意図した追加的な措置に関する回答を含む。）を行う。締約国は、受領した意見及び当該意見に対する回答又は当該意見に対処した方法についての説明を公表する。	1 締約国は、この部の規定に従って実施されるいかなる環境影響評価についても、環境影響評価報告書が作成されることを確保する。 2 環境影響評価報告書には、少なくとも次の情報を含める。 計画された活動（その場所を含む。）についての説明 範囲の選定の実施の結果についての説明 影響を受けるおそれのある海洋環境の基本的な潜在的な影響（潜在的な累積的な影響及び国の管轄の下にある区域におけるあらゆる影響を含む。）についての説明 防止、緩和及び管理のための潜在的な措置についての説明 不確実性及び知識の欠如についての説明 公の協議の手続についての情報 計画された活動の合理的な代替案の検討についての説明 事後の措置（環境管理計画を含む。）についての説明	1 計画された活動が自国の管轄又は管理の下にある締約国は、当該活動を実施することができるか否かを決定する責任を負う。 2 この部の規定に従って計画された活動を実施することができるか否かを決定する場合には、この部の規定に従って実施された環境影響評価を十分に考慮する。締約国の管轄又は管理の下
1 締約国は、環境影響評価の過程における全ての国（特に、隣接する沿岸国その他計画された活動に隣接する国であつて潜在的に最も影響を受ける可能性のあるもの）及び利害関係者の参加のため、計画された活動に関し、適時に公の通報を行い（情報交換の仕組みを通じて公表すること及び事務局を通じて公表することを含む。）、並びに実行可能な限り、期限を定めて計画的及び効果的な参加の機会を設けることを確保する。締約国は、当該活動を許可するか否かを決定する前に、環境影響評価の過程を通じて（適当な場合には、前条1(b)の規定に従い環境影響評価の範囲を決定するとき及び次条の規定に従い環境影響評価報告書の案が作成されたときを含む。）、公の通報を行い、及び参加の機会（意見の提出を通じたものを含む。）を設ける。	6 締約国は、計画された活動が国の排他的経済水域によつて完全に囲まれた公海の区域に影響を及ぼす場合には、次のことを行う。 (a) そのような周囲の国と対象を特定した積極		

にある計画された活動を許可するための決定は、当該締約国が、緩和又は管理のための措置を考慮して、海洋環境に及ぼす著しい悪影響の防止に適合する方法で当該活動を実施することができ、これを確保するためのあらゆる合理的な努力を払ったと判断した場合にのみ、行う。 3 決定に係る文書は、緩和のための措置及び事後の要件に関する承認の条件を明確に規定する。決定に係る文書は、公表される(情報交換の仕組みを通じて公表される場合を含む)。 4 締約国会議は、締約国の要請に基づき、当該締約国が自国の管轄又は管理の下にある計画された活動を実施することができ、又は海洋環境に悪影響を及ぼすおそれがあるかを判断するため、入手可能な最良の科学及び科学的な情報並びに可能な場合には先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識を用いて、当該活動の影響を監視する。特に、締約国は、自国の管轄又は管理の下にある活動の承認に当たって定める条件に従い、許可された活動に係る環境上の影響その他関連する影響(例えば、経済的な、社会的な、文化的な及び人の健康に対する影響)を監視する。	2 監視報告書は、公表される(情報交換の仕組みを通じて公表される場合を含む)ものとし、科学技術機関は、当該監視報告書を検討し、及び評価することができる。 3 科学技術機関は、許可された活動の影響の監視に関する指針の作成(最良の慣行の特定を含む)のため、この協定に基づく関連する慣行、手続及び知見に基づき、監視報告書を考慮する。 第三十七条 許可された活動及びその影響の検討 1 締約国は、第三十五条の規定に従って監視される許可された活動の影響が検討されることを確保する。 2 活動を管轄し、又は管理する締約国は、環境影響評価において予見されなかった性質上の若しくは重大性における著しい悪影響又は活動の承認に当たって定める条件の違反から生ずる著しい悪影響を特定する場合には、当該活動の許可に係る決定を再検討し、締約国会議、他の締約国及び公衆に通報し(情報交換の仕組みを通じて通報する場合を含む)、並びに次のことを行う。	は許可された活動に係る承認の条件の違反から生ずる著しい悪影響を及ぼすおそれがあると認める場合には、当該活動を許可した締約国に通報し、及び適当なときは、当該締約国に勧告を行うことができる。 4 (a) 締約国は、入手可能な最良の科学及び科学的な情報並びに可能な場合には先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識に基づき、活動を許可した締約国及び科学技術機関に対し、許可された活動が環境影響評価において予見されなかった性質上の若しくは重大性における著しい悪影響又は許可された活動に係る承認の条件の違反から生ずる著しい悪影響を及ぼすおそれがあるとの懸念を登録することができる。 (b) 活動を許可した締約国は、(a)に規定する懸念を考慮する。 (c) 科学技術機関は、締約国が登録した懸念を考慮するに当たり、入手可能な最良の科学及び科学的な情報並びに可能な場合には先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識に基づき、その事項を検討するものとし、及び評価することができるものとし、また、許可された活動が環境影響評価において予見されなかった著しい悪影響又は許可された活動に係る承認の条件の違反から生ずる著しい悪影響を及ぼすおそれがあると認める場合には、当該活動を許可した締約国に通報することができ、そのものとし、並びに当該締約国に対し当該懸念について回答する機会を与え、及びその回答を考慮した後で、適当な場合には、当該締約国に勧告を行うことができる。 (d) 登録された懸念並びに科学技術機関が行った通報及び勧告は、公に利用可能なものとする	る(情報交換の仕組みを通じて公に利用可能なものとする場合を含む)。 (e) 活動を許可した締約国は、科学技術機関によるいかなる通報及び勧告も考慮する。 5 全ての国(特に、隣接する沿岸国その他活動に隣接する国であって潜在的に最も影響を受ける可能性のあるもの)及び利害関係者は、情報交換の仕組みを通じて随時通報を受けるものとし、この協定に従って許可された活動に係る監視、報告及び検討の手続において協議を受けることができる。 6 締約国は、次の事項を公表する(情報交換の仕組みを通じて公表する場合を含む)。 (a) 許可された活動の影響の検討に関する報告書 (b) 決定に係る文書(締約国が活動の許可に係る決定を変更した場合には、当該締約国による決定の理由を記録したものを含む) 第三十八条 科学技術機関が作成する環境影響評価に関連する規格又は指針 1 科学技術機関は、締約国会議による審議及び採択のため、次の事項に関する規格又は指針を作成する。 (a) 計画された活動について第三十条の規定に基づく選別又は環境影響評価の実施のための基準を満たしているか否か又は超えているか否かの判断(同条2に規定する要素(全てを網羅したものではない)に基づくものを含む)。 (b) いずれの国の管轄にも属さない区域における累積的な影響の評価及び環境影響評価の過程において当該累積的な影響をどのように考慮すべきか。
締約国は、いずれの国の管轄にも属さない区域における活動であって自国が許可し、又は従事するものが、海洋環境を汚染し、又は海洋環境に悪影響を及ぼすおそれがあるかを判断するため、入手可能な最良の科学及び科学的な情報並びに可能な場合には先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識を用いて、当該活動の影響を監視する。特に、締約国は、自国の管轄又は管理の下にある活動の承認に当たって定める条件に従い、許可された活動に係る環境上の影響その他関連する影響(例えば、経済的な、社会的な、文化的な及び人の健康に対する影響)を監視する。 第三十六条 許可された活動の影響に関する報告 1 締約国は、単独で行動するか共同して行動するかを問わず、許可された活動の影響及び前条の規定に基づいて要求される監視の結果を定期的に報告する。	3 科学技術機関は、前条の規定に従って受領した報告書に基づき、許可された活動が環境影響評価において予見されなかった著しい悪影響又は	海洋法に関する国際連合条約に基づき、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書	五十一

(c) いずれの国の管轄にも属さない区域における計画された活動による国の管轄の下にある区域における影響の評価及び環境影響評価の過程において当該影響をどのように考慮すべきか。 (d) 第三十二条の規定に基づく公の通報及び協議の手続(何が秘密の又は専有する情報を構成するかの判断を含む)。 (e) 第三十三条の規定に基づく環境影響評価報告書及び選別の手続において使用した公表された情報について必要とされる内容(最良の慣行を含む)。 (f) 第三十五条及び第三十六条に規定する許可された活動の影響に係る監視及び報告(最良の慣行の特定を含む)。 (g) 戦略的環境評価の実施	的な影響を評価するため、単独で又は他の締約国と協力して、戦略的環境評価の実施を検討する。 2 締約国会議は、区域又は地域に関する入手可能な最良の情報を取りまとめ、及び統合し、現在の及び将来における潜在的な影響を評価し、並びにデータの欠如及び研究の優先度を特定するため、当該区域又は地域の戦略的環境評価を実施することができる。 3 締約国は、この部の規定に従って環境影響評価を実施する場合において、可能なときは、1及び2の規定に従って実施された関連する戦略的環境評価の結果を考慮する。 4 締約国会議は、この条に規定する戦略的環境評価の各区分の実施に関する指針を作成する。 第五部 能力の開発及び海洋技術の移転 第四十条 目的 この部の規定は、次のことを目的とする。 (a) この協定の目的を達成するため、この協定の規定の実施について締約国(特に開発途上国である締約国)を支援すること。 (b) この協定に基づいて行われる活動において、包摂的、衡平及び効果的な協力及び参加を可能とすること。 (c) いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する海洋科学及び海洋技術の分野における締約国(特に開発途上国である締約国)の能力(研究に関する能力を含む)を向上させること(開発途上国である締約国による海洋技術へのアクセス及び開発途上国である締約国に対する海洋技術の移転を通じたものを含む)。 (d) いずれの国の管轄にも属さない区域にお	1 締約国は、自国の管轄又は管理の下にある活動に関連する計画であつていづれの国の管轄にも属さない区域で実施されるものについて、当該計画及びその代替案が海洋環境に及ぼす潜在	る海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する知見を増進し、普及し、及び共有すること。 (e) とりわけ、次の事項に関する目的を達成するため、この協定に基づく能力の開発並びに海洋技術の発展及び移転を通じて、開発途上国である締約国(特に、後発開発途上国、内陸国である開発途上国、地理的不利国、開発途上にある島嶼国、沿岸国であるアフリカ諸国、群島国及び開発途上にある中所得国)を支援すること。 (i) 第九条の規定に反映されている海洋遺伝資源(利益の配分を含む)。 (ii) 第十七条の規定に反映されている区域に基づく管理手段(海洋保護区を含む)等の措置 (iii) 第二十七条の規定に反映されている環境影響評価 第四十一条 能力の開発及び海洋技術の移転における協力 1 締約国は、能力の開発並びに海洋科学及び海洋技術の発展及び移転を通じてこの協定の目的を達成するため、直接に、又は関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関を通じて、締約国(特に開発途上国である締約国)を支援するために協力する。 2 締約国は、この協定に基づいて能力の開発及び海洋技術の移転を行うに当たり、全ての段階及びあらゆる形態で協力する。そのような協力には、全ての関連する利害関係者(適当な場合には、民間部門、市民社会、伝統的な知識を有する者としての先住民及び地域社会等)と連携し、及び当該利害関係者を関与させ、並びに関	連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関の間の協力及び協調を強化することを通じて協力する場合を含む。 3 締約国は、この部の規定の実施に当たり、開発途上国である締約国(特に、後発開発途上国、内陸国である開発途上国、地理的不利国、開発途上にある島嶼国、沿岸国であるアフリカ諸国、群島国及び開発途上にある中所得国)の特別の要請を十分に認識する。締約国は、能力の開発及び海洋技術の移転の提供につき重い報告の義務を条件としないことを確保する。 第四十二条 能力の開発及び海洋技術の移転の方法 1 締約国は、その能力の範囲内で、この協定の規定に従い、開発途上にある島嶼国及び後発開発途上国の特別の事情を考慮して、開発途上国である締約国の能力の開発を確保し、並びに特に海洋技術の移転を必要とし、及び要請する開発途上国である締約国に対して海洋技術の移転を行うために協力する。 2 締約国は、その能力の範囲内で、自国の政策、優先度及び計画を考慮して、1に規定する能力の開発並びに海洋技術の発展及び移転を支援し、並びに他の支援の提供元へのアクセスを容易にするための資源を提供する。 3 能力の開発及び海洋技術の移転は、各国主導の、透明性のある、効果的な及び反復的な過程であつて、参加型の、横断的な及びジェンダーに配慮したものとするべきである。能力の開発及び海洋技術の移転は、適当な場合には既存の計画に立脚したものとし、及び既存の計画と重複して行わないものとし、並びに得られた教訓(関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連	1 締約国は、自国の管轄又は管理の下にある活動に関連する計画であつていづれの国の管轄にも属さない区域で実施されるものについて、当該計画及びその代替案が海洋環境に及ぼす潜在	る海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する知見を増進し、普及し、及び共有すること。 (e) とりわけ、次の事項に関する目的を達成するため、この協定に基づく能力の開発並びに海洋技術の発展及び移転を通じて、開発途上国である締約国(特に、後発開発途上国、内陸国である開発途上国、地理的不利国、開発途上にある島嶼国、沿岸国であるアフリカ諸国、群島国及び開発途上にある中所得国)を支援すること。 (i) 第九条の規定に反映されている海洋遺伝資源(利益の配分を含む)。 (ii) 第十七条の規定に反映されている区域に基づく管理手段(海洋保護区を含む)等の措置 (iii) 第二十七条の規定に反映されている環境影響評価 第四十一条 能力の開発及び海洋技術の移転における協力 1 締約国は、能力の開発並びに海洋科学及び海洋技術の発展及び移転を通じてこの協定の目的を達成するため、直接に、又は関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関を通じて、締約国(特に開発途上国である締約国)を支援するために協力する。 2 締約国は、この協定に基づいて能力の開発及び海洋技術の移転を行うに当たり、全ての段階及びあらゆる形態で協力する。そのような協力には、全ての関連する利害関係者(適当な場合には、民間部門、市民社会、伝統的な知識を有する者としての先住民及び地域社会等)と連携し、及び当該利害関係者を関与させ、並びに関	連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関の間の協力及び協調を強化することを通じて協力する場合を含む。 3 締約国は、この部の規定の実施に当たり、開発途上国である締約国(特に、後発開発途上国、内陸国である開発途上国、地理的不利国、開発途上にある島嶼国、沿岸国であるアフリカ諸国、群島国及び開発途上にある中所得国)の特別の要請を十分に認識する。締約国は、能力の開発及び海洋技術の移転の提供につき重い報告の義務を条件としないことを確保する。 第四十二条 能力の開発及び海洋技術の移転の方法 1 締約国は、その能力の範囲内で、この協定の規定に従い、開発途上にある島嶼国及び後発開発途上国の特別の事情を考慮して、開発途上国である締約国の能力の開発を確保し、並びに特に海洋技術の移転を必要とし、及び要請する開発途上国である締約国に対して海洋技術の移転を行うために協力する。 2 締約国は、その能力の範囲内で、自国の政策、優先度及び計画を考慮して、1に規定する能力の開発並びに海洋技術の発展及び移転を支援し、並びに他の支援の提供元へのアクセスを容易にするための資源を提供する。 3 能力の開発及び海洋技術の移転は、各国主導の、透明性のある、効果的な及び反復的な過程であつて、参加型の、横断的な及びジェンダーに配慮したものとするべきである。能力の開発及び海洋技術の移転は、適当な場合には既存の計画に立脚したものとし、及び既存の計画と重複して行わないものとし、並びに得られた教訓(関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連	連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関の間の協力及び協調を強化することを通じて協力する場合を含む。 3 締約国は、この部の規定の実施に当たり、開発途上国である締約国(特に、後発開発途上国、内陸国である開発途上国、地理的不利国、開発途上にある島嶼国、沿岸国であるアフリカ諸国、群島国及び開発途上にある中所得国)の特別の要請を十分に認識する。締約国は、能力の開発及び海洋技術の移転の提供につき重い報告の義務を条件としないことを確保する。 第四十二条 能力の開発及び海洋技術の移転の方法 1 締約国は、その能力の範囲内で、この協定の規定に従い、開発途上にある島嶼国及び後発開発途上国の特別の事情を考慮して、開発途上国である締約国の能力の開発を確保し、並びに特に海洋技術の移転を必要とし、及び要請する開発途上国である締約国に対して海洋技術の移転を行うために協力する。 2 締約国は、その能力の範囲内で、自国の政策、優先度及び計画を考慮して、1に規定する能力の開発並びに海洋技術の発展及び移転を支援し、並びに他の支援の提供元へのアクセスを容易にするための資源を提供する。 3 能力の開発及び海洋技術の移転は、各国主導の、透明性のある、効果的な及び反復的な過程であつて、参加型の、横断的な及びジェンダーに配慮したものとするべきである。能力の開発及び海洋技術の移転は、適当な場合には既存の計画に立脚したものとし、及び既存の計画と重複して行わないものとし、並びに得られた教訓(関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連
--	---	--	--	---	--	--	---	---

する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関の下での能力の開発及び海洋技術の移転に関する活動から得られたものを含む。を指針とする。能力の開発及び海洋技術の移転に当たっては、効率及び成果を最大にするため、できる限り当該活動を考慮する。

4 能力の開発及び海洋技術の移転は、開発途上にある島嶼国及び後発開発途上国の特別の事情を考慮して、個々の場合に応じた、小地域的な又は地域的なニーズの評価を通じて特定された開発途上国である締約国のニーズ及び優先度に基づいたものとし、及び対応したものとする。当該ニーズ及び優先度については、自ら評価し、又は能力開発・海洋技術移転委員会及び情報交換の仕組みを通じて促進することができ

第四十三条 海洋技術の移転に関する追加的な方法

1 締約国は、この協定に基づいて、及びこの協定の目的を十分に達成するために行われる活動への包摂的、衡平及び効果的な協力及び参加のため、技術の発展及び移転を十分に実現することについての重要性に関する長期的な展望を共有する。

2 この協定に基づいて行われる海洋技術の移転は、公正かつ最も有利な条件(緩和された、かつ、特惠的な条件を含む。)で、並びに相互に合意する条件及びこの協定の目的に従って、実施される。

3 締約国は、開発途上にある島嶼国及び後発開発途上国の特別の事情を考慮して、開発途上国である締約国に対する海洋技術の移転のための経済的及び法的な条件を促進し、及び奨励する。これには、企業及び機関に奨励措置を提供

することを含めることができる。

4 海洋技術の移転は、当該海洋技術についての全ての権利を考慮し、全ての正当な利益(特に、海洋技術の所有者、提供者及び受領者の権利及び義務を含む。)に妥当な考慮を払い、並びにこの協定の目的を達成するための開発途上国の利益及びニーズに特別の考慮を払って、実施する。

5 この部の規定に基づいて移転される海洋技術は、開発途上にある島嶼国及び後発開発途上国の特別の事情を考慮して、開発途上国である締約国にとって適切な及び関連性を有するものであつて、可能な限り、信頼性のある、負担しやうい費用の、最新の、環境上適正な及び利用可能な形式によるものとする。

第四十四条 能力の開発及び海洋技術の移転の種類

1 第四十条に規定する目的の達成を支えるため、能力の開発及び海洋技術の移転の種類には、次のような人的な、財務管理上の、科学的な、技術的な、組織上の及び制度的な資源その他の資源に係る締約国の能力の創出又は向上のための支援を含めることができるが、これらに限定されない。

- (a) 関連するデータ、情報、知見及び研究成果の共有及び利用
- (b) 情報の普及及び啓発(先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識に関するものであつて、当該先住民及び適当な場合には当該地域社会の自由意思による情報に基づく事前の同意によるものを含む。)
- (c) 関連する基盤(設備並びにその利用及び維持のための要員の能力を含む。)の構築及び強化

(d) 制度的能力及び国の規制の枠組み又は仕組みの構築及び強化

(e) 交流、研究協力、技術的な支援、教育及び訓練並びに海洋技術の移転を通じた人的な及び財務管理上の資源に係る能力並びに技術的な専門知識の構築及び強化

(f) 手引、指針及び規格の作成及び共有

(g) 技術的な、科学的な及び研究開発に関する計画の策定

(h) この協定の対象となる活動の効果的な監視、管理及び監督のための能力及び技術的手段の構築及び強化

2 この条の規定において特定される能力の開発及び海洋技術の移転の種類に関する更なる細目は、附属書IIに定める。

3 締約国会議は、能力開発・海洋技術移転委員会の勧告を考慮して、技術の進歩及び技術革新を反映し、並びに国、小地域及び地域の発展するニーズに対応し、及び適応するため、附属書IIに詳細を定める能力の開発及び海洋技術の移転の種類の一覧(例示的なものであつて全てを網羅するものではない。)に関する指針を必要に応じて定期的に検討し、評価し、更に発展させ、及び提供する。

第四十五条 監視及び検討

1 この部の規定に従って行われる能力の開発及び海洋技術の移転は、定期的に監視され、及び検討される。

2 能力開発・海洋技術移転委員会は、締約国会議の権限の下で、次のことを目的として、1に規定する監視及び検討を行う。

(a) 第四十二条4の規定に従い、開発途上国である締約国の特別の要請並びに開発途上にある島嶼国及び後発開発途上国の特別の事情に

特別の考慮を払って、能力の開発及び海洋技術の移転に関する開発途上国である締約国のニーズ及び優先度を評価し、及び検討すること。

(b) 必要とされ、提供され、及び動員された支援並びに開発途上国である締約国のこの協定に関連する評価されたニーズを満たす上での隔たりを検討すること。

(c) 第五十二条の規定に基づいて設置される資金供与の制度に基づく資金であつて、能力の開発及び海洋技術の移転を推進し、及び実施するためのもの(ニーズの評価の実施のためのものを含む。)を特定し、及び動員すること。

(d) 合意された指標に基づいて実施状況を測定し、及び結果に基づく分析(この協定に基づく能力の開発及び海洋技術の移転の結果、成果、進捗状況及び実効性並びに成功及び課題に関するものを含む。)を検討すること。

(e) 事後の活動のための勧告(この協定の目的を達成するため、開発途上にある島嶼国及び後発開発途上国の特別の事情を考慮して、開発途上国である締約国がこの協定の実施を強化することを可能とするために、能力の開発及び海洋技術の移転をいかなる方法で一層強化することができるかについての勧告を含む。)を行うこと。

3 締約国は、能力の開発及び海洋技術の移転の監視及び検討を支援するに当たり、能力開発・海洋技術移転委員会に報告書を提出する。当該報告書は、同委員会の勧告を考慮して、締約国会議が決定する様式及び間隔で提出すべきである。締約国は、報告書の提出に当たり、適当な場合には、地域的及び小地域的な機関からの能

力の開発及び海洋技術の移転に関する意見を考慮する。締約国が提出した報告書並びに地域的及び小地域的な機関からの能力の開発及び海洋技術の移転に関する意見は、公に利用可能なものとすべきである。締約国会議は、特に開発途上国である締約国にとって、報告の義務が簡素化されたものであって重いものでないもの(費用及び時間についての要件に関するものを含む。)とすることを確保する。

第四十六条 能力開発・海洋技術移転委員会

員会

1 この協定により能力開発・海洋技術移転委員会を設置する。

2 能力開発・海洋技術移転委員会は、ジェンダーの均衡及び衡平な地理的配分を考慮し、並びに同委員会において後発開発途上国、開発途上にある島嶼国及び内陸国である開発途上国からの委員が代表することについて定めた上で、この協定の最善の利益のために客観的に職務を遂行するための適当な資格及び専門知識を有する委員であって、締約国が指名し、締約国会議が選出するもので構成される。同委員会の運営のための付託事項及び方法は、締約国会議がその第一回会合において決定する。

3 能力開発・海洋技術移転委員会は、報告書及び勧告を提出する。締約国会議は、当該報告書及び勧告を検討し、並びに適当なときは、当該報告書及び勧告について措置をとる。

第六部 制度的な措置

第四十七条 締約国会議

1 この協定により締約国会議を設置する。
2 締約国会議の第一回会合は、国際連合事務総長がこの協定の効力発生の後一年以内に招集する。その後は、締約国会議の通常会合は、締約

国会議が決定する一定の間隔で開催する。締約国会議の特別会合は、手続規則に従い、その他の場合において開催することができる。

3 締約国会議は、通常、事務局の所在地又は国際連合本部において会合する。

4 締約国会議は、その第一回会合において、締約国会議及びその補助機関の手続規則並びに締約国会議の予算並びに事務局及び当該補助機関の予算を規律する財政規則をコンセンサス方式によつて採択するものとし、その後は、締約国会議が新たな補助機関を設置する場合には、その手続規則及び財政規則をコンセンサス方式によつて採択する。手続規則が採択されるまでの間については、海洋法に関する国際連合条約に基づき、いづれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する法的拘束力のある国際的な文書についての政府間会議の手続規則が適用される。

5 締約国会議は、決定及び勧告をコンセンサス方式によつて採択するためあらゆる努力を払う。この協定に別段の定めがある場合を除くほか、コンセンサスに達するためのあらゆる努力が払われた場合には、実質問題についての締約国会議の決定及び勧告は、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択するものとし、手続問題についての決定は、出席しかつ投票する締約国の過半数による議決で採択する。

6 締約国会議は、この協定の実施を常に検討し、及び評価し、並びにこの目的のために次のことを行う。
(a) この協定の実施に関連する決定及び勧告を採択すること。
(b) この協定の実施に関連する締約国間の情報

の交換を検討し、及び促進すること。

(c) いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に向けた取組の間の整合性を促進することを目的として、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関との協力及び協調並びにそれらの間の協力及び協調を促進すること(適当な手続を定めることによるものを含む)。

(d) この協定の実施を支援するために必要と認められる補助機関を設置すること。

(e) コンセンサスに達するためのあらゆる努力が払われた場合には、出席しかつ投票する締約国の四分の三以上の多数による議決で、締約国会議が決定する頻度で、締約国会議が決定する会計期間に関する予算を採択すること。

(f) この協定において特定され、又はこの協定の実施のために必要とされるその他の任務を遂行すること。

7 締約国会議は、その権限の範囲内の事項について提出された提案のこの協定との適合性に関する法律問題について勧告的意見を与えるよう国際海洋法裁判所に要請することを決定することができ、他の世界的な、地域的な、小地域的な若しくは分野別の機関の権限の範囲内の事項又は大陸若しくは島の領土に対する主権その他の権利若しくはこれらに対する主張に関する紛争若しくはある区域の国の管轄の下にある区域としての法的地位についての検討が必要となる事項については、勧告的意見を要請してはならない。要請には、勧告的意見が求められている法律問題の範囲を示すものとする。締約国会

議は、勧告的意見の付与について、緊急に処理を要する事項として取り扱われるよう要請することができる。

8 締約国会議は、この協定の効力発生から五年以内に、その後は締約国会議が決定する間隔で、この協定の規定の妥当性及び有効性を評価し、及び検討するものとし、必要な場合には、いづれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に一層適切に取り組むため、この協定の規定の実施を強化する方法を提案する。

第四十八条 透明性

1 締約国会議は、この協定に基づいて行われる意思決定過程その他の活動において透明性を促進する。

2 全ての締約国会議の会合及びその補助機関の会合は、締約国会議が別段の決定を行う場合を除くほか、手続規則に従つて参加するオブザーバーに開放される。締約国会議は、その決定の公的な記録を公表し、及び保持する。

3 締約国会議は、適当な場合には、この協定の規定に従い、情報を公に周知すること並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関、関連する伝統的な知識を有する先住民及び地域社会、科学界、市民社会その他の関連する利害関係者の参加並びに当該利害関係者との協議を促進することを通じて行う場合を含め、この協定の実施における透明性を促進する。

4 この協定の非締約国並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関、関連する伝統的な知識を有する先住民及び地域社会、科学界、市民社会その他の関連する利害関係者の代表者であつて、締約国会議に関する

事項に利害関係を有するものは、締約国会議の会合及びその補助機関の会合にオブザーバーとして参加することを要請することができる。締約国会議の手続規則は、そのような参加の方法について定めるものとし、これらの会合への参加に關して不当に制限的であつてはならない。手続規則は、また、当該代表者が全ての関連する情報に適時にアクセスすることができることを定めるものとする。

第四十九条 科学技術機関

- 1 この協定により科学技術機関を設置する。
- 2 科学技術機関は、学際的な専門知識(関連する科学的及び技術的な専門知識並びに先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識に関する専門知識を含む。)の必要性、ジェンダーの均衡及び地理的に衡平に代表されることを考慮して、専門家の資格で、及びこの協定の最善の利益のために職務を遂行する適当な資格を有する委員であつて、締約国が指名し、締約国会議が選出するもので構成される。科学技術機関の運営のための付託事項及び方法(選出の手続及び委員の任務の期間を含む。)は、締約国会議がその第一回会合において決定する。
- 3 科学技術機関は、必要に応じ、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関並びに他の科学者及び専門家からの適当な助言を参考とすることができる。
- 4 科学技術機関は、締約国会議の権限及び指導の下で、2に規定する学際的な専門知識を考慮して、締約国会議に科学的及び技術的な助言を行い、この協定に基づいて与えられる任務及び締約国会議が決定するその他の任務を遂行し、並びにその活動について締約国会議に報告する。

第五十条 事務局

- 1 この協定により事務局を設置する。締約国会議は、その第一回会合において、事務局の任務の遂行のための措置(事務局の所在地の決定を含む。)をとる。
- 2 国際連合事務総長は、事務局がその任務を開始するまでの間、国際連合事務局法務部海事・海洋法課を通じて、この協定に基づく事務局の任務を遂行する。
- 3 事務局及び接受国は、本部協定を締結することができ、事務局は、接受国の領域内において法的能力を享有し、並びに接受国からその任務の遂行に必要な特権及び免除を与えられる。事務局は、次のことを行う。
 - (a) 締約国会議及びその補助機関に対し、この協定の実施のための運営上の及び事務的な支援を提供すること。
 - (b) 締約国会議の会合及びこの協定に基づいて、又は締約国会議によつて設置されるその他の機関の会合を準備し、並びにこれらの会合のための役務を提供すること。
 - (c) この協定の実施に関する情報を適時に送付すること(締約国会議の決定を公に利用可能なものとし、並びに当該決定を全ての締約国並びに関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関に送付することを含む。)
 - (d) 適当な場合には、他の関連する国際機関の事務局との協力及び協調を促進し、並びに特に、締約国会議の承認を条件として、その目的のため、及びその任務を効果的に遂行するために必要な運営上及び契約上の取決めを行うこと。

- (e) この協定に基づく任務の遂行に関する報告書を作成し、及び当該報告書を締約国会議に提出すること。
- (f) この協定の実施に係る支援を提供し、及び締約国会議が決定し、又はこの協定に基づいて与えられるその他の任務を遂行すること。

第五十一条 情報交換の仕組み

- 1 この協定により情報交換の仕組みを設置する。
- 2 情報交換の仕組みは、主としてアクセスが開かれたプラットフォームによつて構成される。情報交換の仕組みの具体的な運用方法は、締約国会議が決定する。
- 3 情報交換の仕組みは、次のことを行う。
 - (a) 締約国がこの協定の規定に基づいて行われる活動に関する情報にアクセスし、並びに当該情報を提供し、及び周知することを可能とするための単一のプラットフォームとしての役割を果たすこと。当該情報には、次の事項に関するものを含める。
 - (i) 第二部に規定するいずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源
 - (ii) 区域に基づく管理手段(海洋保護区を含む。)
 - (iii) 環境影響評価
 - (iv) 能力の開発及び海洋技術の移転に関する要請並びにそれらに関する機会(研究協力及び訓練の機会、海洋技術の移転のための技術的な情報及びデータの情報源及び利用可能性に関する情報、海洋技術への容易なアクセスの機会並びに資金の利用可能性を含む。)
 - (b) 能力の開発に関するニーズと利用可能な支援及び海洋技術の移転を行う者(海洋技術の

- (c) 関連する世界的な、地域的な、小地域的な、国の及び分野別の情報交換の仕組み並びに他のジンパンク、保管場所及びデータベース(先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識に関するものを含む。)

- (d) 世界的な情報交換の仕組みの下で地域的及び小地域的な情報交換の仕組みを設ける場合において、適当なときは、世界的、地域的及び小地域的な情報交換の機関を基礎とすること。
- (e) 透明性の強化を促進すること(締約国と他の関連する利害関係者との間で、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する環境の基本的なデータ及び情報の共有を促進することによるものを含む。)
- (f) 国際的な協力及び協調(科学的及び技術的な協力及び協調を含む。)
- (g) 締約国会議が決定し、又はこの協定に基づいて与えられるその他の任務を遂行すること。
- 4 情報交換の仕組みは、事務局が管理する。ただし、締約国会議が決定する他の関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関(国際連合教育科学文化機関の政府間海洋学委員会、

国際海底機構、国際海事機関及び国際連合食糧農業機関を含む。）との協力の可能性を妨げるものではない。

5 情報交換の仕組みの管理に当たっては、開発途上国である締約国の特別の要請及び開発途上にある島嶼国である締約国の特別の事情を十分に認識し、並びにこれらの締約国が不当な障害又は事務的な負担なく利用することができるよう、当該仕組みへのアクセスを容易にする。情報には、これらの締約国の国内において及びこれらの締約国と共に情報の共有、啓発及び普及を促進し、並びにこれらの締約国に具体的な計画を提供するための活動に関するものを含める。

6 この協定に基づいて提供される情報の秘密性及び当該情報に対する権利は、尊重されなければならない。この協定に基づいていかなる規定も、締約国の国内法令又は他の適用可能な法令に基づいて開示から保護される情報の共有を要求するものと解してはならない。

第七部 資金及び資金供与の制度

第五十二条 資金供与

1 締約国は、その能力の範囲内で、自国の政策、優先度及び計画を考慮して、この協定の目的を達成するための活動に関する資金を提供する。

2 この協定に基づいて設置される機関は、締約国の分担金によって賄われる。

3 この協定により、この協定に基づく十分な、利用可能な、新規の及び追加的な並びに予測可能な資金の供与のための制度を設置する。資金供与の制度は、この協定の実施に当たり、開発途上国である締約国を支援し（能力の開発及び海洋技術の移転を支援するための資金供与を通

じて行うことを含む。）並びに海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用のためにこの条に規定するその他の任務を遂行する。

4 資金供与の制度には、次のものを含める。
(a) 締約国会議によって設置される任意の信託基金であつて、開発途上国である締約国（特に、後発開発途上国、内陸国である開発途上国及び開発途上にある島嶼国）の代表者がこの協定に基づいて設置される機関の会合に参加することを促進するためのもの
(b) 次のいずれかの資金源により支弁する特別基金
(i) 第十四条6の規定に基づく年次拠出金
(ii) 第十四条7の規定に基づく支払
(iii) いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用を支援するための資金を提供することを希望する締約国及び民間団体からの追加的な拠出金

5 締約国会議は、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の修復及び生態学的な復元のための資金を供与するため、資金供与の制度の一部として、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用を支援するための追加的な基金を設置する可能性を検討することができる。

6 特別基金及び地球環境基金の信託基金は、次の目的のために使用する。
(a) この協定に基づく能力の開発のための事業（海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する効果的な事業並びに海洋技術の移転に関する訓練を含む活動及び計画を含

む。）に対する資金供与
(b) この協定の実施における開発途上国である締約国に対する支援
(c) 伝統的な知識を有する者としての先住民及び地域社会による保全及び持続可能な利用に係る計画に対する支援
(d) 国、小地域及び地域の段階における公の協議に対する支援
(e) 締約国会議が決定するその他の活動の実施に対する資金供与

7 資金供与の制度については、当該制度の枠内での資金の利用において、重複を避けること並びに補完性及び整合性を促進することを確保するよう努めるべきである。

8 この協定の実施を支えるために動員される資金には、公的な及び民間の資金源（国内的なものであるか国際的なものであるかを問わない。）を通じて提供される資金（国、国際金融機関、世界的及び地域的な枠組みに基づく既存の資金供与の制度、援助機関、政府間機関、非政府機関並びに自然人及び法人からの拠出金を含むが、これらに限定されない。）並びに官民間の連携を通じて提供される資金を含めることができる。

9 この協定の適用上、資金供与の制度は、適当な場合には締約国会議の権限の下に、及びその指導の下に機能し、並びに締約国会議に対して責任を負う。締約国会議は、全般的な戦略、政策及び計画の優先度並びに資金へのアクセス及び資金の利用のための資格に関する指針を提供する。

10 締約国会議及び地球環境基金は、締約国会議の第一回会合において、1から9までの規定を実施するための取決めに付いて合意する。

11 締約国会議は、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に取り組み緊急性に鑑み、特に、特別基金の制度の態様及び能力開発・海洋技術移転委員会を通じて提供される情報を考慮して、全ての資金源からの特別基金への二三十年までの当初の資金の動員に係る目標を決定する。

12 この協定に基づく資金へのアクセスのための資格は、二一三に基づき開発途上国である締約国に開かれたものとする。特別基金に基づく資金は、特別の要請を有する締約国（特に、後発開発途上国、内陸国である開発途上国、地理的不利国、開発途上にある島嶼国、沿岸国であるアフリカ諸国、群島国及び開発途上にある中所得国）の支援に関する二一三を考慮し、並びに開発途上にある島嶼国及び後発開発途上国の特別の事情を考慮して、衡平な配分基準に基づいて配分する。特別基金は、そのような開発途上国である締約国のため、簡素化された申請及び承認の手續並びに強化された支援の受入れ体制により、資金に効率的にアクセスすることを確保することを目的とする。

13 締約国は、能力的な制約に照らし、国際機関に対し、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための適当な資金及び技術支援の割当て並びに国際機関の専門的な役務の利用に当たり、開発途上にある島嶼国及び後発開発途上国の特別の事情を考慮して、開発途上国である締約国（特に、後発開発途上国、内陸国である開発途上国及び開発途上にある島嶼国）に対し優先的待遇を与え、並びにこれらの締約国の個別の二一三及び特別の要請を検討することを奨励する。

海洋法に関する国際連合条約に基づいていづれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

14 締約国会議は、資金に関する財政委員会を設置する。同委員会は、ジェンダーの均衡及び公平な地理的配分を考慮して、適当な資格及び専門知識を有する委員で構成される。同委員会の運営のための付託事項及び方法は、締約国会議が決定する。同委員会は、資金供与の制度に基づく資金の特定及び動員について定期的に報告し、及び勧告を行う。同委員会は、また、この協定の目的の達成のために直接又は間接に貢献する他の制度及び枠組みに基づく資金についても情報を収集し、及び報告する。同委員会は、この条に定める検討事項に加え、特に次の事項について検討する。 (a) 締約国（特に開発途上国である締約国）の二一ズの評価 (b) 資金の利用可能性及び適時の支払 (c) 資金の調達及び配分に関する意思決定及び管理の過程の透明性 (d) 資金の合意された利用に関する受領側の開発途上国である締約国の説明責任	状況監視し、並びにこの協定を実施するために自国がとった措置につき、締約国会議が決定する形式及び間隔で、締約国会議に報告する。 第五十五条 実施・遵守委員会 1 この協定の規定の実施を促進し、及び検討し、並びにこの協定の規定の遵守を促進するため、この協定により実施・遵守委員会を設置する。同委員会は、促進的な性格を有し、並びに透明性のある、敵対的でない及び懲罰的でない方法によって機能する。 2 実施・遵守委員会は、ジェンダーの均衡及び地理的に衡平に代表されることに妥当な考慮を払った上で、適当な資格及び経験を有する委員であつて、締約国が指名し、締約国会議が選出するもので構成される。 3 実施・遵守委員会は、締約国会議がその第一回会合において採択する方法及び手続規則に従つて運営される。同委員会は、特に個別の及び組織的な段階における実施及び遵守に関する事項を検討するものとし、並びに締約国会議に対し、定期的に報告し、及び各国の事情を認識した上で、適当な場合には、勧告を行う。 4 実施・遵守委員会は、その活動の過程において、必要な場合には、この協定に基づいて設置される機関、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関からの適当な情報を参考とすることができ。	争を交渉、審査、仲介、調停、仲裁、司法的解決、地域的機関若しくは地域的取極の利用又は当該締約国が選択するその他の平和的手段によって解決する義務を負う。 第五十八条 締約国が選択する平和的手段による紛争の解決 この部のいかなる規定も、この協定の解釈又は適用に関するこの協定の締約国の間の紛争を当該締約国が選択する平和的手段によって解決することにつき当該締約国がいつでも合意する権利を害するものではない。 第五十九条 技術的な性質を有する紛争 紛争が技術的な性質を有する事項に係る場合には、関係締約国は、当該関係締約国の間で設置する特別の専門委員会に当該紛争を付託することができ。当該専門委員会は、当該関係締約国と協議し、及び次条に定める紛争解決のための拘束力のある手続によることなく当該紛争を速やかに解決するよう努める。 第六十条 紛争解決手続 1 この協定の解釈又は適用に関する紛争は、条約第十五部に定める紛争解決のための規定に従つて解決する。 2 この協定の締約国であつて条約の当事国でないものが関係する紛争の解決については、条約第十五部及び条約附属書Vから同附属書VIIIまでの規定をこの協定の規定とみなすものとする。 3 この協定の締約国であつて条約の当事国でもあるものが条約第二百八十七条の規定に従つて受け入れた手続は、この部に定める紛争解決について適用する。ただし、そのような締約国がこの協定に署名し、この協定を批准し、承認し、若しくは受諾し、若しくはこの協定に加入する時に又はその後いつでも、この部に定める	紛争解決のために同条の規定に従つて他の手続を受け入れた場合は、この限りでない。 4 この協定の締約国であつて条約の当事国でもあるものが条約第二百九十八条の規定に従つて行った宣言は、この部に定める紛争解決について適用する。ただし、そのような締約国がこの協定に署名し、この協定を批准し、承認し、若しくは受諾し、若しくはこの協定に加入する時に又はその後いつでも、この部に定める紛争解決のために同条の規定に従つて異なる宣言を行った場合は、この限りでない。 5 2の規定に従い、この協定の締約国であつて条約の当事国でないものは、この協定に署名し、この協定を批准し、承認し、若しくは受諾し、若しくはこの協定に加入する時に又はその後いつでも、寄託者に対し書面による宣言を行うことにより、この協定の解釈又は適用に関する紛争の解決のための次の手段のうち一又は二以上の手段を自由に選択することができる。 (a) 国際海洋法裁判所 (b) 国際司法裁判所 (c) 条約附属書VIIに規定する仲裁裁判所 (d) 条約附属書VIIIに規定する一又は二以上の種類の紛争のための特別仲裁裁判所 6 この協定の締約国であつて条約の当事国でないもののうち宣言を行っていない締約国については、5(c)に規定する選択肢を受け入れているものとみなされる。紛争当事者が紛争の解決のために同一の手続を受け入れている場合には、当該紛争については、紛争当事者が別段の合意をしない限り、当該手続にのみ付することができ。紛争当事者が紛争の解決のために同一の手続を受け入れていない場合には、当該紛争については、紛争当事者が別段の合意をしない限り
16 締約国会議は、また、特に開発途上国である締約国にとつての資金（能力の開発及び海洋技術の移転を実施するための資金を含む）の妥当性、有効性及び利用可能性を評価するために、資金供与の制度について定期的な検討を行う。 第八部 実施及び遵守 第五十三条 実施 締約国は、この協定の実施を確保するため、適当な場合には、必要な立法上、行政上又は政策上の措置をとる。 第五十四条 履行状況の監視 締約国は、この協定に基づく自国の義務の履行	第五十六条 紛争の防止 締約国は、紛争を防止するために協力する。 第五十七条 平和的手段によつて紛争を解決する義務 締約国は、この協定の解釈又は適用に関する紛	第五十六条 紛争の防止 締約国は、紛争を防止するために協力する。 第五十七条 平和的手段によつて紛争を解決する義務 締約国は、この協定の解釈又は適用に関する紛	第五十六条 紛争の防止 締約国は、紛争を防止するために協力する。 第五十七条 平和的手段によつて紛争を解決する義務 締約国は、この協定の解釈又は適用に関する紛

り、条約附属書Ⅶの規定に基づく仲裁にのみ付することができる。5の規定に従って行われた宣言には、条約第二百八十七条6から8までの規定が適用される。

7 この協定の締約国であつて条約の当事国でないものは、この協定に署名し、この協定を批准し、承認し、若しくは受諾し、若しくはこの協定に加入する時に又はその後いつでも、この部の規定に従つて生ずる義務に影響を及ぼすことなく、この部の規定に基づく紛争解決のため、条約第二百九十八条に定める種類の紛争のうち一又は二以上の紛争について、条約第十五部第二節に定める手続のうち一又は二以上の手続を受け入れないことを書面によつて宣言することができる。その宣言には、同条の規定が適用される。

8 この条の規定は、関連する法的文書若しくは法的枠組みの参加国として、又は関連する世界的な、地域的な、小地域的な若しくは分野別の機関の構成国として締約国が当該法的文書及び当該法的枠組みの解釈又は適用に関して同意した紛争解決手続に影響を及ぼすものではない。

9 この協定のいかなる規定も、ある区域の国の管轄の下にある区域としての法的地位についての検討に関係し、若しくは当該法的地位についての検討が必要となる紛争について、又はこの協定の締約国の大陸若しくは島の領土に対する主権その他の権利若しくはこれらに対する主張に関する紛争について、裁判所に管轄権を与えるものと解してはならない。ただし、この9のいかなる規定も、条約第十五部第二節に規定する裁判所の管轄権を制限するものと解してはならない。

10 この協定のいかなる規定も、陸域又は海域に對する主権、主権的権利又は管轄権に対する主張（これらに関連する紛争に関するものを含む。）を行い、又は否定するための根拠としてはならないことが確認される。

第六十一条 暫定的な枠組み
紛争がこの部の規定に従つて解決されるまでの間、紛争当事者は、実際のな性質を有する暫定的な枠組みを設けるためにあらゆる努力を払う。

第十部 この協定の非締約国
第六十二条 この協定の非締約国

締約国は、この協定の非締約国に対し、この協定の締約国となり、かつ、この協定の規定に適合する法令を制定するよう奨励する。

第十一部 信義誠実及び権利の濫用
第六十三条 信義誠実及び権利の濫用

締約国は、この協定により負う義務を誠実に履行するものとし、また、この協定により認められる権利を権利の濫用とならないように行使する。

第十二部 最終規定
第六十四条 投票権

1 この協定の各締約国は、2に規定する場合を除くほか、一の票を有する。

2 この協定の締約国である地域的な経済統合のための機関は、その権限の範囲内の事項について、この協定の締約国であるその構成国の数と同数の票を投する権利を行使する。地域的な経済統合のための機関は、その構成国が自国の投票権を行使する場合に、投票権を行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

第六十五条 署名

この協定は、二千二十三年九月二十日から二千二十五年九月二十日までニューヨークにある国際

連合本部において、全ての国及び地域的な経済統合のための機関による署名のために開放しておく。

第六十六条 批准、承認、受諾及び加入
この協定は、国及び地域的な経済統合のための機関により批准され、承認され、又は受諾されなければならない。この協定は、この協定の署名のための期間の終了の日の後は、国及び地域的な経済統合のための機関による加入のために開放しておく。批准書、承認書、受諾書及び加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

第六十七条 この協定が規律する事項に関する地域的な経済統合のための機関及びその構成国の権限の分担

1 この協定の締約国となる地域的な経済統合のための機関であつてそのいずれの構成国も締約国となつていないものは、この協定に基づく全ての義務を負う。この協定の締約国となる地域的な経済統合のための機関であつてその一又は二以上の構成国がこの協定の締約国であるものについては、当該地域的な経済統合のための機関及びその構成国は、この協定に基づく義務の履行につきそれぞれの責任を決定する。この場合において、当該地域的な経済統合のための機関及びその構成国は、この協定に基づく権利を同時に行使することができない。

2 地域的な経済統合のための機関は、この協定が規律する事項に関する自己の権限の範囲をその批准書、承認書、受諾書又は加入書において宣言する。地域的な経済統合のための機関は、また、その権限の範囲に関連する変更を寄託者に通報し、寄託者は、これを締約国に通報する。

る。

第六十八条 効力発生

1 この協定は、六十番目の批准書、承認書、受諾書又は加入書が寄託された日の後百二十日で効力を生ずる。

2 六十番目の批准書、承認書、受諾書又は加入書が寄託された後にこの協定を批准し、承認し、若しくは受諾し、又はこの協定に加入する国又は地域的な経済統合のための機関については、この協定は、1の規定に従うことを条件として、その批准書、承認書、受諾書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

3 地域的な経済統合のための機関によつて寄託される文書は、1及び2の規定の適用上、当該地域的な経済統合のための機関の構成国によつて寄託されたものに追加して数えてはならない。

第六十九条 暫定的な適用

1 この協定は、署名の時又は批准書、承認書、受諾書若しくは加入書の寄託の時に、寄託者に対する書面による通告により暫定的な適用に同意した国又は地域的な経済統合のための機関によつて暫定的に適用することができる。そのような暫定的な適用は、寄託者が当該通告を受領した日から有効となる。

2 国又は地域的な経済統合のための機関による暫定的な適用は、この協定が当該国若しくは地域的な経済統合のための機関について効力を生じた時又は当該国若しくは地域的な経済統合のための機関が暫定的な適用を終了させる意思を寄託者に対して書面により通告した時に終了する。

第七十条 留保及び除外

この協定については、他の条の規定により明示的に認められている場合を除くほか、留保を付することも、また、除外を設けることもできない。

第七十一条 宣言及び声明

前条の規定は、国又は地域的な経済統合のための機関が、この協定の署名、批准、承認若しくは受諾又はこの協定への加入の際に、特にその法令をこの協定の規定に調和させることを目的として、宣言又は声明(用いられる文言及び名称のいかんを問わない)を行うことを排除しない。ただし、当該宣言又は声明は、これらを行った国又は地域的な経済統合のための機関に対するこの協定の規定の適用において、この協定の規定の法的効力を排除し、又は変更することを意味しない。

第七十二条 改正

1 締約国は、事務局に宛てた書面による通報により、この協定の改正を提案することができる。事務局は、当該通報を全ての締約国に送付する。当該通報の送付の日から六箇月以内に締約国の二分の一以上がその要請に好意的な回答を行った場合には、締約国会議の次の回会合において提案された改正について審議する。

2 第四十七条の規定に従って採択されたこの協定の改正は、寄託者が全ての締約国に対し批准、承認又は受諾のために送付する。

3 この協定の改正は、当該改正の採択の時ににおけるこの協定の締約国の三分の二による批准書、承認書又は受諾書の寄託の後三十日目の日、当該改正を批准し、承認し、又は受諾した締約国について効力を生ずる。その後は、必要とされる数の改正の批准書、承認書又は受諾書が寄託された後に当該改正の批准書、承認書又は受諾書を寄託する締約国については、当該改正は、その批准書、承認書又は受諾書の寄託の

後三十日目の日に効力を生ずる。

4 改正については、当該改正を採択する際に、その効力発生のためにこの条に定める数より少ない数又は多い数の批准、承認又は受諾を必要とすることを定めることができる。

5 地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、3及び4の規定の適用上、当該地域的な経済統合のための機関の構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。

6 3の規定により改正が効力を生じた後にこの協定の締約国となる国又は地域的な経済統合のための機関は、別段の意思を表明しない限り、(a) 改正されたこの協定の締約国とされ、かつ、

(b) 当該改正によって拘束されない締約国との関係においては、改正されていないこの協定の締約国とされる。

第七十三条 廃棄

1 締約国は、国際連合事務総長に宛てた書面による通告を行うことによつてこの協定を廃棄することができるものとし、また、その理由を示すことができる。理由を示さないことは、廃棄の効力に影響を及ぼすものではない。廃棄は、一層遅い日が通告に明記されている場合を除くほか、その通告が受領された日の後一年で効力を生ずる。

2 廃棄は、この協定との関係を離れた国際法に基づく義務であつてこの協定に具現されているものを締約国が履行する責務に何ら影響を及ぼすものではない。

第七十四条 附属書

1 附属書は、この協定の不可分の一部を成すものとし、また、別段の明示の定めがない限り、

「この協定」といい、又は第一部から第十二部までのいずれかの部を指しいうときは、関連する附属書を含めていうものとする。

2 この協定の改正に関する第七十二条の規定は、この協定の新たな附属書の提案、採択及び効力発生についても適用する。

3 締約国は、締約国会議の次の回会合における審議のために、この協定の附属書の改正を提案することができる。締約国会議は、附属書を改正することができる。第七十二条の規定にかかわらず、この協定の附属書の改正に関しては、次の規定を適用する。

(a) 改正案は、会合の少なくとも百五十日前に事務局に通報する。事務局は、改正案を受領した場合に、当該改正案を締約国に送付する。事務局は、必要に応じ関連する補助機関と協議を行い、及び会合の三十日前までに改正案に係る回答を全ての締約国に送付する。

(b) 会合において採択された改正は、当該会合の終了の後百八十日、全ての締約国について効力を生ずる。ただし、4の規定に基づいて異議を申し立てた締約国については、この限りでない。

4 いずれの締約国も、3(b)に規定する百八十日の期間内に寄託者への書面による通告を行うことにより、附属書の改正について異議を申し立てることができる。異議は、寄託者に対して書面で通告することにより、いつでも撤回することができるものとし、この場合において、当該附属書の改正は、異議を撤回した日の後三十日目の日に当該締約国について効力を生ずる。

第七十五条 寄託者

この協定及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

第七十六条 正文

この協定は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。

附属書I 区域の特定のための例示的な基準

- (a) 唯一の性質
- (b) 希少性
- (c) 種の生活史における特別な重要性
- (d) 区域に存在する種の特別な重要性
- (e) 脅威にさらされており、絶滅のおそれがあり、若しくは減少している種又はそれらの種の生息地にとっての重要性
- (f) 脆弱性(気候変動及び海洋の酸性化に対するものを含む。)
- (g) 壊れやすさ
- (h) 感受性
- (i) 生物の多様性及び生産力
- (j) 代表性
- (k) 依存性
- (l) 自然のままの度合い
- (m) 生態学的連結性
- (n) 区域で生じている重要な生態学的過程
- (o) 経済的及び社会的要素
- (p) 文化的要素
- (q) 境界を越える累積的な影響
- (r) 低い回復力及び復元力
- (s) 妥当性及び持続性
- (t) 複製可能性
- (u) 再生産の持続可能性
- (v) 保存管理措置の存在

この協定に基づき、能力の開発及び海洋技術の移転に関する取組には、次の事項を含めることができるが、これらに限定されない。 (a) 利用しやすい様式による関連するデータ、情報、知見及び研究の共有（次の事項を含む。） (i) 海洋科学及び海洋技術に関する知見の共有 (ii) いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する情報の交換 (iii) 研究開発の成果の共有 (b) 情報の普及及び啓発（次の事項に関するものを含む。） (i) 海洋の科学的調査、海洋科学並びに関連する海洋に係る活動及び役割 (ii) 環境に関する生物学的な情報であって、いずれの国の管轄にも属さない区域において行われた調査を通じて収集されたもの (iii) 関連する伝統的な知識であって、当該知識を有する者の自由意思による情報に基づく事前の同意によるもの (iv) 海洋のストレスの要因であって、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性に影響を及ぼすもの（温暖化、海洋の溶存酸素量の減少等の気候変動の悪影響及び海洋の酸性化を含む。） (v) 区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）等の措置 (vi) 環境影響評価 (c) 関連する基盤（設備を含む。）の構築及び強化（例えば、次のようなもの）	必要ない基盤の構築及び設置 (i) 技術 標本抽出の方法及び設備（例えば、水の、地質学的な、生物学的な又は化学的な標本のためのもの）を含む。）の提供 (ii) いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する活動、区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）等の措置並びに環境影響評価の実施に関連する研究開発能力（データの管理に関する能力を含む。）を支援し、及び更に向上させるために必要な設備の取得 (d) 制度的能力及び国の規制の枠組み又は仕組みの構築及び強化（次の事項を含む。） (i) 統治の、政策的な及び法的な枠組み及び仕組み (ii) 国の立法上、行政上又は政策上の措置（国の、小地域的な及び地域的な段階における関連する規制上の、科学的な及び技術的な要件を含む。）の策定、実施及び執行における支援 (iii) この協定の規定の実施のための技術的な支援（データの監視及び報告のための支援を含む。） (iv) 効果的かつ効率的な政策のために情報及びデータを活用する能力（開発途上国である締約国の意思決定を行う者に根拠を提供するために必要な知識へのアクセス及び当該知識の取得を促進することによるものを含む。） (v) 関連する国の及び地域的な機関の制度的能力の確立又は強化 (vi) 国及び地域の科学的施設（データの保管場所を含む。）の設置 (vii) 優れた地域的な施設の発展	(viii) 技能の向上のための地域的な施設の発展 (ix) 地域機関の間の協力関係（例えば、南北協力及び南南協力並びに地域的な海洋機関及び地域的な漁業管理のための機関の間の協力）の強化 (e) 交流、研究協力、技術的な支援、教育及び訓練並びに海洋技術の移転を通じた人的な及び財務管理上の資源に係る能力並びに技術的な専門知識の構築及び強化（例えば、次のようなもの） (i) 海洋科学における協調及び協力（データの収集、技術的な交流、科学的調査に係る事業及び計画並びに開発途上国の機関と協力して共同の科学的調査に係る事業を立案することを通じたものを含む。） (ii) 次の事項に関する教育及び訓練 a 科学及び研究に関する能力を向上させるための基礎及び応用双方の自然科学及び社会科学 b 科学及び研究に関する能力を向上させるための技術並びに海洋科学及び海洋技術の応用 c 政策及び統治 d 伝統的な知識の関連性及びその応用 (iii) 専門家（伝統的な知識に関する専門家を含む。）の交流 (iv) 人的資源及び技術的な専門知識の構築のための資金供与（次の手段を通じたものを含む。） a 開発途上にある島嶼国である締約国の代表者に対する特定の能力の構築のための研修会、訓練計画その他関連する計画における奨学金又は他の援助の提供 b 特に開発途上にある島嶼国に対する環境影響評価に関する財政的及び技術的な	(v) 専門知識及び資源の提供 (vi) 訓練された人的資源の間の協力網の形成に係る仕組みの確立 (f) 手引、指針及び規格（次の事項を含む。）の作成及び共有 (i) 基準及び参考資料 (ii) 技術規格及び規則 (iii) 環境影響評価を実施する方法、得られた教訓及び最良の慣行に関する知見及び能力を共有するための手引及び関連情報の保管場所 (g) 技術的な、科学的な及び研究開発に関する計画（バイオテクノロジーの研究活動を含む。）の策定 海洋法に関する国際連合条約に基づき、能力の開発及び海洋技術の移転に関する取組には、次の事項を含めることができるが、これらに限定されない。 (a) 利用しやすい様式による関連するデータ、情報、知見及び研究の共有（次の事項を含む。） (i) 海洋科学及び海洋技術に関する知見の共有 (ii) いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する情報の交換 (iii) 研究開発の成果の共有 (b) 情報の普及及び啓発（次の事項に関するものを含む。） (i) 海洋の科学的調査、海洋科学並びに関連する海洋に係る活動及び役割 (ii) 環境に関する生物学的な情報であって、いずれの国の管轄にも属さない区域において行われた調査を通じて収集されたもの (iii) 関連する伝統的な知識であって、当該知識を有する者の自由意思による情報に基づく事前の同意によるもの (iv) 海洋のストレスの要因であって、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性に影響を及ぼすもの（温暖化、海洋の溶存酸素量の減少等の気候変動の悪影響及び海洋の酸性化を含む。） (v) 区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）等の措置 (vi) 環境影響評価 (c) 関連する基盤（設備を含む。）の構築及び強化（例えば、次のようなもの） (vii) 必要ない基盤の構築及び設置 (i) 技術 標本抽出の方法及び設備（例えば、水の、地質学的な、生物学的な又は化学的な標本のためのもの）を含む。）の提供 (ii) いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する活動、区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）等の措置並びに環境影響評価の実施に関連する研究開発能力（データの管理に関する能力を含む。）を支援し、及び更に向上させるために必要な設備の取得 (d) 制度的能力及び国の規制の枠組み又は仕組みの構築及び強化（次の事項を含む。） (i) 統治の、政策的な及び法的な枠組み及び仕組み (ii) 国の立法上、行政上又は政策上の措置（国の、小地域的な及び地域的な段階における関連する規制上の、科学的な及び技術的な要件を含む。）の策定、実施及び執行における支援 (iii) この協定の規定の実施のための技術的な支援（データの監視及び報告のための支援を含む。） (iv) 効果的かつ効率的な政策のために情報及びデータを活用する能力（開発途上国である締約国の意思決定を行う者に根拠を提供するために必要な知識へのアクセス及び当該知識の取得を促進することによるものを含む。） (v) 関連する国の及び地域的な機関の制度的能力の確立又は強化 (vi) 国及び地域の科学的施設（データの保管場所を含む。）の設置 (vii) 優れた地域的な施設の発展 (viii) 技能の向上のための地域的な施設の発展 (ix) 地域機関の間の協力関係（例えば、南北協力及び南南協力並びに地域的な海洋機関及び地域的な漁業管理のための機関の間の協力）の強化 (e) 交流、研究協力、技術的な支援、教育及び訓練並びに海洋技術の移転を通じた人的な及び財務管理上の資源に係る能力並びに技術的な専門知識の構築及び強化（例えば、次のようなもの） (i) 海洋科学における協調及び協力（データの収集、技術的な交流、科学的調査に係る事業及び計画並びに開発途上国の機関と協力して共同の科学的調査に係る事業を立案することを通じたものを含む。） (ii) 次の事項に関する教育及び訓練 a 科学及び研究に関する能力を向上させるための基礎及び応用双方の自然科学及び社会科学 b 科学及び研究に関する能力を向上させるための技術並びに海洋科学及び海洋技術の応用 c 政策及び統治 d 伝統的な知識の関連性及びその応用 (iii) 専門家（伝統的な知識に関する専門家を含む。）の交流 (iv) 人的資源及び技術的な専門知識の構築のための資金供与（次の手段を通じたものを含む。） a 開発途上にある島嶼国である締約国の代表者に対する特定の能力の構築のための研修会、訓練計画その他関連する計画における奨学金又は他の援助の提供 b 特に開発途上にある島嶼国に対する環境影響評価に関する財政的及び技術的な (v) 専門知識及び資源の提供 (vi) 訓練された人的資源の間の協力網の形成に係る仕組みの確立 (f) 手引、指針及び規格（次の事項を含む。）の作成及び共有 (i) 基準及び参考資料 (ii) 技術規格及び規則 (iii) 環境影響評価を実施する方法、得られた教訓及び最良の慣行に関する知見及び能力を共有するための手引及び関連情報の保管場所 (g) 技術的な、科学的な及び研究開発に関する計画（バイオテクノロジーの研究活動を含む。）の策定 海洋法に関する国際連合条約に基づき、能力の開発及び海洋技術の移転に関する取組には、次の事項を含めることができるが、これらに限定されない。 (a) 利用しやすい様式による関連するデータ、情報、知見及び研究の共有（次の事項を含む。） (i) 海洋科学及び海洋技術に関する知見の共有 (ii) いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する情報の交換 (iii) 研究開発の成果の共有 (b) 情報の普及及び啓発（次の事項に関するものを含む。） (i) 海洋の科学的調査、海洋科学並びに関連する海洋に係る活動及び役割 (ii) 環境に関する生物学的な情報であって、いずれの国の管轄にも属さない区域において行われた調査を通じて収集されたもの (iii) 関連する伝統的な知識であって、当該知識を有する者の自由意思による情報に基づく事前の同意によるもの (iv) 海洋のストレスの要因であって、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性に影響を及ぼすもの（温暖化、海洋の溶存酸素量の減少等の気候変動の悪影響及び海洋の酸性化を含む。） (v) 区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）等の措置 (vi) 環境影響評価 (c) 関連する基盤（設備を含む。）の構築及び強化（例えば、次のようなもの） (vii) 必要ない基盤の構築及び設置 (i) 技術 標本抽出の方法及び設備（例えば、水の、地質学的な、生物学的な又は化学的な標本のためのもの）を含む。）の提供 (ii) いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する活動、区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）等の措置並びに環境影響評価の実施に関連する研究開発能力（データの管理に関する能力を含む。）を支援し、及び更に向上させるために必要な設備の取得 (d) 制度的能力及び国の規制の枠組み又は仕組みの構築及び強化（次の事項を含む。） (i) 統治の、政策的な及び法的な枠組み及び仕組み (ii) 国の立法上、行政上又は政策上の措置（国の、小地域的な及び地域的な段階における関連する規制上の、科学的な及び技術的な要件を含む。）の策定、実施及び執行における支援 (iii) この協定の規定の実施のための技術的な支援（データの監視及び報告のための支援を含む。） (iv) 効果的かつ効率的な政策のために情報及びデータを活用する能力（開発途上国である締約国の意思決定を行う者に根拠を提供するために必要な知識へのアクセス及び当該知識の取得を促進することによるものを含む。） (v) 関連する国の及び地域的な機関の制度的能力の確立又は強化 (vi) 国及び地域の科学的施設（データの保管場所を含む。）の設置 (vii) 優れた地域的な施設の発展 (viii) 技能の向上のための地域的な施設の発展 (ix) 地域機関の間の協力関係（例えば、南北協力及び南南協力並びに地域的な海洋機関及び地域的な漁業管理のための機関の間の協力）の強化 (e) 交流、研究協力、技術的な支援、教育及び訓練並びに海洋技術の移転を通じた人的な及び財務管理上の資源に係る能力並びに技術的な専門知識の構築及び強化（例えば、次のようなもの） (i) 海洋科学における協調及び協力（データの収集、技術的な交流、科学的調査に係る事業及び計画並びに開発途上国の機関と協力して共同の科学的調査に係る事業を立案することを通じたものを含む。） (ii) 次の事項に関する教育及び訓練 a 科学及び研究に関する能力を向上させるための基礎及び応用双方の自然科学及び社会科学 b 科学及び研究に関する能力を向上させるための技術並びに海洋科学及び海洋技術の応用 c 政策及び統治 d 伝統的な知識の関連性及びその応用 (iii) 専門家（伝統的な知識に関する専門家を含む。）の交流 (iv) 人的資源及び技術的な専門知識の構築のための資金供与（次の手段を通じたものを含む。） a 開発途上にある島嶼国である締約国の代表者に対する特定の能力の構築のための研修会、訓練計画その他関連する計画における奨学金又は他の援助の提供 b 特に開発途上にある島嶼国に対する環境影響評価に関する財政的及び技術的な
--	---	--	---

一 昭和五十七年に採択された海洋法に関する国際連合条約（以下「条約」という。）は、海洋環境の保護及び保全に関する一般的な権利及び義務について、また、平成四年に採択された生物の多様性に関する条約は、主に国の管轄権の及ぶ区域における生物の多様性の保全及び利用等について定めている。しかし、千九百九十年代以降、海洋における人間の活動及びその影響の範囲が拡大した結果、「いずれの国の管轄にも属さない区域（公海及び深海海底）における海洋の生物の多様性」についても、その保全及び持続可能な利用に関するルールが必要であるとの認識が国際社会において高まった。

こうした認識の高まりを背景として、平成十六年十一月、国際連合総会（以下「国連総会」という。）において、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する諸問題を研究するための非公式作業部会の設置が決定され、同作業部会では、平成十八年から九回の会合が行われ、平成二十七年一月に国連総会に対して、条約に基づき法的拘束力のある文書を作成することが勧告された。これを受けて、同年六月、国連総会において、当該文書の草案に含めるべき要素を検討するための準備委員会の設置が決定され、同準備委員会では、平成二十八年から四回の会合が行われ、平成二十九年七月、国連総会に対して、当該文書の草案に含めるべき要素が勧告された。同年十二月、その勧告に基づき、国連総会では、条約に基づきいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する法的拘束力のある国際的な文書に係る政府間会議の設置が決定され、同政府間会議において条文作成作業が進められた結果、令和五年六月十九日、同政府間会議第五回再開会合において、本協定が採択された。

本協定は、いずれの国の管轄にも属さない区域（本協定においては「公海及び深海底」を指し、以下「公海等」という。）において、海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用を確保するための措置等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 海洋遺伝資源

（一）締約国は、公海等の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報（以下「海洋遺伝資源等」という。）について、その採取及び利用に関する情報が情報

交換の仕組みに通報されることを確保すること。

（二）公海等の海洋遺伝資源等に関する活動から生ずる利益は、公正かつ衡平に配分し、並びに公海等における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献するものとする。

2 区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）

（一）区域に基づく管理手段の設定に関する提案は、締約国が単独で又は共同して事務局に提出することとし、締約国会議は、最終的な提案及び管理計画案並びに科学技術機関の助言及び勧告に基づき、区域に基づく管理手段の設定及び関連する措置について決定を行うものとする。

（二）締約国は、公海等で行われる自国の活動が締約国会議の決定と整合的に行われることを確保すること。

3 締約国は、公海等で実施される自国の管轄又は管理の下にある計画された活動を許可する前に、当該活動が海洋環境に及ぼす潜在的な影響が本協定の規定に従って評価されることを確保すること。

4 締約国は、能力の開発並びに海洋科学及び海洋技術の発展及び移転を通じて本協定の目的を達成するため、締約国（特に開発途上国である締約国）を支援するために協力すること。

5 締約国会議は、その第一回会合において、締約国会議及びその補助機関の手続規則並びに締約国会議の予算並びに事務局及び当該補助機関の予算を規律する財政規則をコンセンサス方式によって採択すること。

6 締約国は、その能力の範囲内で、自国の政策、優先度及び計画を考慮して、本協定の目的を達成するための活動に関する資金を提供すること。また、先進締約国は、金銭的な利益の配分方法について締約国会議が決定を行うまで、自国の分担金の五十パーセントの額の年次拠出金を特別基金に支払うこと。

なお、二つの附属書は、協定の不可分の一部を成し、附属書Ⅰは区域に基づく管理手段の設定に関する提案に関し、区域の特定のための例示的な基準を規定し、附属書Ⅱは能力の開発及び海洋技術の移転の種類に関し、それらの取組に含めることができる事項の例示について規定している。

本協定は、六十番目の批准書、承認書、受諾書又は加入書が寄託された日の後百二十日で効力を生ずることになっている。

よって政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、公海等において、海洋の生物の多様性を保全し、及び持続可能な利用を確保する見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。三 本件に要する経費

本協定の締結により、締約国会議が定める財政規則等に基づき決定される分担金及び特別基金のための年次拠出金を支払う義務を負う。右報告する。

令和七年四月二十三日

外務委員長 堀内 詔子

衆議院議長 額賀福志郎殿

職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約（第百五十五号）の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

令和七年三月十一日

内閣総理大臣 石破 茂

職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約（第百五十五号）の締結について承認を求めるの件

職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約（第百五十五号）の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この条約は、作業に関連した事故及び健康に対する危害を防止することを目的として、職業上の安全及び健康並びに作業環境についてこの条約を締結した国が一貫した政策を定めることを規定するとともに、国の段階、企業の段階それぞれにおいてとるべき措置等を定めるものである。我が国がこの条約を締結することは、労働における安全衛生に係る規範の国際的な普及を促進する見地及び国内における労働災害の一層の防止の見地から有意義であると認められる。よって、この条約を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約(第百五十五号)

国際労働機関の総会は、理事会によりジュネーブに招集されて、千九百八十一年六月三日にその第六十七回会期として会合し、

前記の会期の議事日程の第六議題である安全及び健康並びに作業環境に関する提案の採択を決定し、

この提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定して、

次の条約引用に際しては、千九百八十一年の職業上の安全及び健康条約と称することができる。を千九百八十一年六月二十二日に採択する。

第一部 適用範囲及び定義

第一条

1 この条約は、全ての経済活動部門について適用する。

2 この条約を批准する加盟国は、関係のある代表的な使用者団体及び労働者団体と可能な限り初期の段階において協議した上で、海上運送業、漁業その他の実質的で特殊な問題が生ずる特定の経済活動部門についてこの条約の一部又は全部の適用を除外することができる。

3 この条約を批准する加盟国は、国際労働機関憲章第二十二条の規定に従って提出するこの条約の適用に関する第一回の報告において、2の規定に基づいてこの条約の適用を除外することとした部門を、当該除外の理由を付すとともに、除外された部門の労働者に十分な保護を与えるためにとられる措置についての説明を付して記載し、また、その後の報告において一層広範な適用のための進展を明示する。

第二条

1 この条約は、対象となる経済活動部門の全ての労働者について適用する。

2 この条約を批准する加盟国は、関係のある代表的な使用者団体及び労働者団体と可能な限り初期の段階において協議した上で、特別の困難が存在する限られた種類の労働者についてこの条約の一部又は全部の適用を除外することができる。

3 この条約を批准する加盟国は、国際労働機関憲章第二十二条の規定に従って提出するこの条約の適用に関する第一回の報告において、2の規定に基づいてこの条約の適用を除外することとした限られた種類の労働者を当該除外の理由を付して記載し、また、その後の報告において一層広範な適用のための進展を明示する。

第三条

この条約の適用上、

(a) 「経済活動部門」とは、労働者が雇用されている全ての部門(公務を含む)をいう。

(b) 「労働者」とは、全ての被用者(公的機関の被用者を含む)をいう。

(c) 「職場」とは、労働者が作業を理由として所在し、又は行く必要がある場所であつて、使用者の直接的又は間接的な管理の下にある全てのものをいう。

(d) 「規則」とは、権限のある機関により法的効力を与えられた全ての規定をいう。

(e) 「健康」とは、作業に関連し、単に疾病又は病弱が存在しないことではなく、健康に影響を及ぼす身体的又は精神的な要素であつて作業中の安全及び衛生に直接関連するものを含む。

第二部 国内政策の原則

第四条

1 加盟国は、国内事情及び国内慣行に照らし、かつ、最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する一貫した国内政策を定め、実施し、及び定期的に検討する。

2 1の政策は、作業環境においてその存在が不可避な危険の原因を合理的に実行可能な限り最小限にすることにより、作業に起因し、若しくは関連し、又は作業中に生ずる事故及び健康に対する危害を防止することを目的とする。

第五条

前条に規定する政策は、措置に関する主要な分野であつて次に掲げるものを考慮しなければならない。ただし、職業上の安全及び健康並びに作業環境に影響を及ぼす場合に限る。

(a) 作業の物的要素(職場、作業環境、器具、機械及び設備、化学的、物理的及び生物学的な物質及び因子並びに作業工程)の設計、試験、選択、代替、取付け、配置、使用及び保守

(b) 作業の物的要素と、作業を遂行し、又は管理する者との関係並びに労働者の身体的及び精神的な能力への機械、設備、作業時間、作業の構成及び作業工程の適合

(c) 十分な水準の安全及び健康の達成に何らかの立場で関与する者に対する、訓練に必要な追加の訓練を含む)、資格付与及び動機付け

(d) 作業集団及び企業並びにその他全ての適当な段階(国の段階を含む)における連絡及び協力

(e) 前条に規定する政策に従って労働者及びそ

の代表が適正にとつた行為の結果としての懲戒処分からの、当該労働者及びその代表の保護

第六条

第四条に規定する政策を定めるに当たっては、公的機関、使用者、労働者その他の者の責任の補完的な性格並びに国内事情及び国内慣行を考慮して、職業上の安全及び健康並びに作業環境に関するこれらの者のそれぞれの職務及び責任を示さなければならない。

第七条

職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する状況は、主要な問題を特定すること、これらの問題に対処するための効果的な方法及び措置の優先順位を發展させること、並びに結果を評価することを目的として、全般的な又は特定の分野に関する、適当な間隔で検討される。

第三部 国の段階における措置

第八条

加盟国は、法律若しくは規則又は国内事情及び国内慣行に適合するその他の方法により、関係のある代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、第四条の規定を実施するために必要な手段をとる。

第九条

1 職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する法律及び規則の執行は、十分かつ適当な監督制度により確保する。

2 執行の制度は、法律及び規則の違反に対する適切な制裁を定める。

第十条

加盟国は、使用者及び労働者が法的義務に従うことを援助するため、これらの者を指導するための措置をとる。

第十一条

権限のある機関は、第四条に規定する政策を実施するため、次の業務が漸進的に行われることを確保する。

- (a) 事業に係る設計、構造及び配置に関する条件、事業の開始に関する条件、事業に影響を及ぼす主要な変更及び事業目的の変更に関する条件、作業に使用される技術的設備の安全に関する条件並びに権限のある機関が定める手続の適用に関する条件の決定(危険の性質及び程度により必要とされる場合に限る。)
- (b) 作業工程の決定並びに権限のある機関により曝露が禁止され、若しくは制限され、又は許可若しくは管理の対象とされる物質及び因子の決定(この場合において、同時に二以上の物質又は因子に曝露することに起因する健康への危険を考慮する。)
- (c) 使用者又は適当な場合には保険機関若しくはその他の直接関係する機関による職業上の事故及び疾病の届出手続の制定及び適用並びに職業上の事故及び疾病に関する年次統計の作成
- (d) 作業中に又は作業に関連して生ずる職業上の事故、疾病その他の健康に対する危害であつて重大な事態をもたらすと認められるものの調査の実施
- (e) 第四条に規定する政策に従つてとられる措置及び作業中に又は作業に関連して生ずる職業上の事故、疾病その他の健康に対する危害に関する情報の毎年の公表
- (f) 国内事情及び国内の可能性を考慮した上で、労働者の健康への危険に関する化学的、物理的及び生物学的な因子の調査を行う制度の導入又は拡大

第十二条

加盟国は、職業上の用に供される機械、設備又は物質を設計し、製造し、輸入し、提供し、又は輸送する者が次のことを行うことを確保するため、国内法及び国内慣行に従つて措置をとる。

- (a) 合理的に実行可能な限り、機械、設備又は物質が、これを正しく使用する者の安全及び健康に危険を引き起こさないことを確保すること。
- (b) 機械及び設備の正しい取付け及び使用並びに物質の正しい使用に関する情報、機械及び設備の危険並びに化学物質並びに物理的及び生物学的な因子又は製品の危険な特性に関する情報並びに既知の危険を回避する方法に関する指針を利用可能なものとする。
- (c) 研究及び調査を行うこと又は(a)及び(b)の規定を実施するために必要な科学的及び技術的な知識に常に精通していること。

第十三条

自己の生命又は健康に対する急迫した重大な危険が存在すると信ずる合理的な理由のある作業状態から自ら退避した労働者は、国内事情及び国内慣行に従い、不当な結果から保護される。

第十四条

加盟国は、国内事情及び国内慣行に適する方法で、かつ、全ての労働者の訓練に関するニーズを満たす方法により、全ての段階の教育及び訓練(高等技術教育、高等医学教育及び高等専門教育を含む。)において、職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する内容を含めることを促進するための措置をとる。

第十五条

加盟国は、第四条に規定する政策及びその政策の適用のための措置の整合性を確保するた

め、最も代表的な使用者団体及び労働者団体並びに適当な場合にはその他の団体と可能な限り初期の段階において協議した上で、第二部及びこの部の規定の実施を要請される様々な当局と団体との間における必要な調整を確保するために、国内事情及び国内慣行に適する措置をとる。

- 2 1に規定する措置には、状況が必要とし、かつ、国内事情及び国内慣行が許す場合には、中央機関の設置を含む。

第四部 企業の段階における措置

第十六条

- 1 使用者は、合理的に実行可能な限り、その管理の下にある職場、機械、設備及び工程が、安全かつ健康に対する危険がないものであることを確保することを要求される。

- 2 使用者は、合理的に実行可能な限り、適切な保護の措置がとられる場合には、その管理の下にある化学的、物理的及び生物学的な物質及び因子が、健康に対する危険のないものであることを確保することを要求される。

- 3 使用者は、必要な場合には、事故の危険又は健康に対して悪影響を及ぼす危険を合理的に実行可能な限り防ぐため、適切な保護衣及び保護具を提供することを要求される。

第十七条

二以上の企業が同一の職場において同時に業務に従事する場合には、これらの企業は、この条約の適用に当たり協力する。

第十八条

使用者は、必要な場合には、非常事態及び事故に対処するための措置(適切な応急措置を含む。)をとることを要求される。

第十九条

企業の段階において、次の事項に係る措置がと

られなければならない。

- (a) 使用者が自らに課された義務を履行することについて、労働者は、作業中において協力すること。
- (b) 事業場における労働者代表は、職業上の安全及び健康の分野において使用者と協力すること。
- (c) 職業上の安全及び健康を確保するために使用者がとる措置に関する十分な情報が、事業場における労働者代表に対して提供されること、並びに事業場における労働者代表が、商業上の秘密を漏らさないことを条件として、当該労働者代表を代表する団体と当該情報について協議することができること。
- (d) 労働者及び事業場における労働者代表は、職業上の安全及び健康について適当な訓練を受けること。
- (e) 労働者の作業に関連する職業上の安全及び健康のあらゆる側面について、労働者又は労働者代表及び、場合に応じ、事業場における当該労働者又は労働者代表を代表する団体が、国内法及び国内慣行に従つて、調査することができると及び使用者から協議を受けること。この目的のため、相互の合意により企業の外部から技術顧問を招くことができる。
- (f) 労働者は、自己の生命又は健康に対する急迫した重大な危険が存在すると信ずる合理的な理由のある状態を直ちに直接の管理者に報告すること。この場合において、使用者は、必要がある場合には是正措置をとるまでは、労働者に対し、生命又は健康に対する急迫した重大な危険が引き続き存在する作業状態に戻ることを要求することができない。

第二十号

経営者と労働者又は労働者代表との間の企業内における協力は、第十六条から前条までの規定に従つてとられる組織的措置及びその他の措置の基本的要素を成す。

第二十一条

職業上の安全及び健康に係る措置は、労働者に経費を負担させるものであってはならない。

第五部 最終規定

第二十二条

この条約は、いかなる国際労働条約及び国際労働勧告も改正するものではない。

第二十三条

この条約の正式な批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

第二十四条

1 この条約は、国際労働機関の加盟国であつてその批准が国際労働事務局長に登録されたもののみを拘束する。

2 この条約は、二の加盟国による批准が国際労働事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

3 この条約は、この条約が効力を生じた後は、いずれの加盟国についても、自国による批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第二十五条

1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年を経過した後は、登録のため国際労働事務局長に通知する文書によつてこの条約を廃棄することができる。廃棄は、廃棄が登録された日の後一年間は効力を生じない。

2 この条約を批准した加盟国であつて1に規定する十年の期間が満了した後一年以内にこの条に定める廃棄の権利を行使しないものは、更に

十年間拘束を受けるものとし、その後は、十年の期間が満了するごとに、この条に定める条件に従つてこの条約を廃棄することができる。

第二十六条

1 国際労働事務局長は、加盟国から通知を受けた全ての批准及び廃棄の登録について全ての加盟国に通報する。

2 国際労働事務局長は、通知を受けた二番目の批准の登録について加盟国に通報する際に、この条約が効力を生ずる日につき加盟国の注意を喚起する。

第二十七条

国際労働事務局長は、国際連合憲章第百二条の規定に従い、前諸条の規定に従つて登録した全ての批准及び廃棄の文書の完全な明細を、登録のため国際連合事務総長に通知する。

第二十八条

理事会は、必要と認めるときは、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を検討する。

第二十九条

1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する新たな条約を採択する場合には、その新たな条約に別段の定めがある場合を除くほか、

(a) 加盟国によるその新たな改正条約の批准は、その新たな改正条約が効力を生じていることを条件として、第二十五条の規定にかかわらず、当然にこの条約の即時の廃棄を伴う。

(b) この条約は、その新たな改正条約が効力を生ずる日に加盟国による批准のための開放を終了する。

2 この条約は、これを批准した加盟国で1の改

正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容により引き続き効力を有する。

第三十条

この条約の英語及びフランス語による本文は、ひとしく正文とする。

以上は、国際労働機関の総会が、ジュネーブで開催されて千九百八十一年六月二十四日に閉会を宣言されたその第六十七回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、千九百八十一年六月二十五日に署名した。

総会議長

アリウス・ディアーニユ

国際労働事務局長

フランシス・ブランシャール

職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約(第百五十五号)の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

職業上の安全及び健康の確保は国際労働機関の主要な目的の一つであり、労働における安全衛生に係る条約として、昭和五十六年の第六十七回総会において本条約が採択された。

本条約は、作業に関連した事故及び健康に対する危害を防止することを目的として、職業上の安全及び健康並びに作業環境について本条約を批准する加盟国が一貫した政策を定めることを規定するとともに、国の段階、企業の段階それぞれにおいてとるべき措置等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 加盟国は、職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する一貫した国内政策を定め、実施し、及び定期的に検討すること。

2 加盟国は、法律若しくは規則又は国内事情及び国内慣行に適合するその他の方法により、関係のある代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、1を実施するために必要な手段をとること。

3 使用者は、合理的に実行可能な限り、その管理の下にある職場、機械、設備及び工程が、安全かつ健康に対する危険がないものであることを確保することを要求されること。

4 二以上の企業が同一の職場において同時に業務に従事する場合には、これらの企業は、この条約の適用に当たり協力すること。

5 事業場における労働者代表は、職業上の安全及び健康の分野において使用者と協力すること。

なお、本条約は、昭和五十八年八月十一日に効力を生じており、我が国については批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、労働における安全衛生に係る規範の国際的な普及を促進する見地及び国内における労働災害の一層の防止の見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和七年四月二十三日

衆議院議長 額賀福志郎殿 外務委員長 堀内 詔子

千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣 石破 茂

千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この条約は、漁船員が任務の遂行に必要な能力を備えること等を確保するため、漁船員の訓練及び資格証明並びに当直に関する国際基準を設定することを目的とするものであり、我が国がこの条約を締結することは、海上における人命及び財産の安全の確保並びに海洋環境の保護の見地から有意義であると認められる。よって、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約

この条約の締約国は、
千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(以下「千九百七十八年のSTCW条約」という。)に留意し、

令和七年四月二十四日 衆議院会議録第二十三号

同報告書

合意により漁船に雇い入れられる乗組員の訓練及び資格証明並びに当直に関する国際基準を設定することにより、海上における人命及び財産の安全を更に増進すること並びに海洋環境の保護を更に促進することを希望し、 漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(以下「この条約」という。)の締結によりこの目的を最もよく達成することができることを考慮して、 次のとおり協定した。 第一条 一般的義務 1 締約国は、この条約及びこの条約の不可分の一部を成す附属書を実施することを約束する。 「この条約」というときは、附属書を含めていうものとする。 2 締約国は、海上における人命及び財産の安全並びに海洋環境の保護の見地から、海上航行漁船の乗組員が任務を遂行するのに必要な能力及び適性を備えることを確保するため、この条約の十分かつ完全な実施に必要な法令の制定その他の措置をとることを約束する。 第二条 定義 この条約の適用上、別段の明文の規定がない限り、 1.1 「締約国」とは、自国についてこの条約の効力が生じている国をいう。 1.2 「主管庁」とは、漁船の旗国である締約国の政府をいう。 1.3 「証明書」とは、名称のいかんを問わず、この条約の規定に従って発給され、又は承認される有効な文書であつて、受有者に対し当該文書に記載する業務又は国内法令に規定する業務を行うことを認めるものをいう。 1.4 「証明書を与えられた」とは、正当に証明書	を受有していることをいう。 1.5 「機関」とは、国際海事機関をいう。 1.6 「事務局長」とは、機関の事務局長をいう。 1.7 「漁船」とは、魚類その他の海洋生物資源を採捕するために商業的に使用する船舶をいう。 1.8 「海上航行漁船」とは、漁船のうち、内陸水域又は外洋の影響から保護されている水域若しくは港湾規則の適用水域若しくはこれらの水域に近接する水域のみを航行する漁船以外のものをいう。 第三条 適用 この条約は、締約国を旗国とする海上航行漁船において業務を行う乗組員に適用する。 第四条 情報の送付 各締約国は、次の情報を事務局長に送付する。 1.1 この条約を十分かつ完全実施するためにとつた措置に関する報告(この条約の定めるところにより発給される証明書の見本を含む)。 1.2 附属書第一―五規則に規定するその他の情報 第五条 他の条約及び解釈 1 漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する従前の条約及び取極であつて締約国の間において効力を有するものは、その有効期間内は、次のものについて引き続き十分かつ完全な効力を有する。 1.1 この条約が適用されない漁船員 1.2 この条約が適用される漁船員に係る事項であつてこの条約に明文の規定がないもの 2 1に規定する条約又は取極がこの条約に抵触する場合には、締約国は、これらの条約又は取	極に基づく約束とこの条約に基づく義務とが抵触しないことを確保するため、これらの約束について再検討する。 3 この条約に明文の規定がない事項については、締約国の法令に従うものとする。 第六条 資格証明 漁船員は、この条約の附属書の規定に従つて証明書を与えられる。 第七条 国内法令 1 各締約国は、自国が発給した証明書又は裏書の受有者による当該証明書に係る任務の遂行に関し、当該受有者の能力の欠如、作為又は不作為であつて、海上における人命若しくは財産の安全又は海洋環境を直接脅かすおそれがあるものの報告があつたときに、それら能力の欠如、作為又は不作為に関する公平な調査を行うための手順及び手続を設け、並びにそれら能力の欠如、作為又は不作為を理由とし、及び不正の防止を目的として、当該証明書を撤回し、停止し、及び取り消すための手順及び手続を設ける。 2 各締約国は、自国を旗国とする漁船又は自国が正当に証明書を与えた漁船員に関し、この条約を実施するための国内法令が遵守されていない場合における罰又は懲戒処分について定める。 3 2に規定する罰又は懲戒処分は、特に次の場合について定められ、及び執行される。 3.1 所有者、所有者の代理人又は船長が、この条約によつて要求される証明書を受有していない者を従業させた場合 3.2 船長が、いずれかの職務区分におけるいずれかの業務細目又は業務であつて、適当な証
--	---	---

明書を受有している者が遂行することが附属書の規則によつて要求されるものにつき、適当な証明書又は臨時業務許可書を受有していない者が遂行することを容認した場合 3.3 ある者が、いずれかの職務区分におけるいずれかの業務細目又は業務であつて、証明書又は臨時業務許可書を受有している者が遂行し、又は満たすことが附属書の規則によつて要求されるものを遂行するために、詐欺によつて又は偽造された文書によつて雇用を得た場合 4 締約国は、3に定めるこの条約の明らかな不遵守について責任を有している、又は知っていると明確な根拠により認められる所有者、所有者の代理人又はその他の者が自国の管轄内に所在する場合において、いずれかの締約国が自国の管轄下において当該所有者、所有者の代理人又はその他の者に対する手続を開始する意思を当該締約国に通知したときは、当該いずれかの締約国に対しあらゆる可能な協力を行う。	れるまでの間、漁船を航行させないための措置をとる。当該措置に係る事実、速やかに事務局長及び主管庁に報告する。 3 監督を行うに際しては、次のことを確保する。 3.1 漁船を不当に抑留し、又は漁船の出航を不当に遅延させることのないように、あらゆる可能な努力を払う。漁船は、不当に抑留され、又は出航を不当に遅延させられた場合には、被った損失及び損害の賠償を受ける権利を有する。 3.2 外国漁船の乗組員の場合に認められる裁量は、寄港国を旗国とする漁船の乗組員に与えられる裁量より小さいものであつてはならない。 4 締約国でない国を旗国とする漁船が締約国を旗国とする漁船よりいかなる有利な取扱いも受けることのないよう、必要な場合にはこの条の規定を準用する。	法及び措置の採用の促進 2 機関は、適当な場合には、他の国際機関、特に、国際労働機関及び国際連合食糧農業機関と協議し、又は協力して、1.1から1.5までの事項について技術援助を促進する。 第十條 改正 1 この条約は、この条に定めるいずれかの手続に従つて改正することができる。 2 機関における審議の後の改正 2.1 締約国の提案する改正案は、事務局長に提出するものとし、事務局長は、審議の六箇月前までに、当該改正案を機関の全ての加盟国、全ての締約国、国際労働事務局局長及び国際連合食糧農業機関事務局長のそれぞれに対し回章に付する。 2.2 2.1の規定により提案され、かつ、回章に付された改正案は、審議のため機関の海上安全委員会に付託する。 2.3 締約国は、機関の加盟国であるかないかを問わず、改正案の審議及び採択のため海上安全委員会の審議に参加する権利を有する。 2.4 改正案は、2.3の規定により拡大された海上安全委員会（以下「拡大海上安全委員会」という。）に出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択する。ただし、投票の際に締約国の少なくとも三分の一が出席していることを条件とする。 2.5 2.4の規定に従つて採択された改正は、事務局長が全ての締約国に送付する。 2.6 この条約のいずれかの条の改正は、締約国の三分の二が受諾した日に受諾されたものとみなす。 2.7 附属書又は附属書の付録の改正は、次のい	3 3.1 機関は、いずれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合には、国 2.7.1 改正が採択された日から二年を経過した日 2.7.2 採択の際に拡大海上安全委員会に出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で2.1に定める期間以外の期間（二年以上とする。）が決定された場合には、当該期間を経過した日 ただし、定められた期間内に三分の一を超え る締約国により事務局長に対し改正に反対する旨の通告が行われた場合には、当該改正は、受諾されなかったものとみなす。 2.8 この条約のいずれかの条の改正は、受諾した締約国については、当該改正が受諾されたときとみなされる日の後六箇月で効力を生ずるものとし、また、その日の後に受諾する締約国については、当該締約国の受諾の日の後六箇月で効力を生ずる。 2.9 附属書及び附属書の付録の改正は、2.7の規定により当該改正に反対し、かつ、その反対を撤回しなかった締約国を除く全ての締約国について、当該改正が受諾されたときとみなされる日の後六箇月で効力を生ずる。ただし、当該改正が効力を生ずるべき日前においては、締約国は、その効力発生の日から一年以内の期間又は当該改正の採択の際に拡大海上安全委員会に出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で決定する一層長い期間自国について当該改正の実施を延期する旨を事務局長に通告することができる。 会議による改正
1 漁船は、他の締約国の港にある間、当該他の締約国から正当に権限を与えられた監督官の行う監督に服する。監督官は、船上で業務を行う者のうちこの条約により証明書を与えられることを要求されている全てのものが、当該証明書を与えられ、又は適当な臨時業務許可書を受有していることを確認する。 2 監督を行う締約国は、附属書第一―四規則3に定める要件の不備が是正されていない場合（当該要件の不備のために人命、財産又は環境に対する危険がある場合に限る。）には、当該危険が除去される程度に当該要件の不備が是正さ	1 締約国は、この条約の目的を推進するため、開発途上国の特別の必要性を考慮した上、機関と協議し、及び機関の協力を得て、可能な場合には国、小地域又は地域を単位として、次の事項について技術援助を要請する他の国に対する支援を促進する。 1.1 事務職員及び技術職員の訓練 1.2 漁船員訓練機関の設立 1.3 漁船員訓練機関に対する設備及び施設の供与 1.4 適切な訓練計画（海上航行漁船における実習訓練を含む。）の開発 1.5 その他漁船員の能力を向上させるための方	第九條 技術協力の促進 1 締約国は、この条約の目的を推進するため、開発途上国の特別の必要性を考慮した上、機関と協議し、及び機関の協力を得て、可能な場合には国、小地域又は地域を単位として、次の事項について技術援助を要請する他の国に対する支援を促進する。 1.1 事務職員及び技術職員の訓練 1.2 漁船員訓練機関の設立 1.3 漁船員訓練機関に対する設備及び施設の供与 1.4 適切な訓練計画（海上航行漁船における実習訓練を含む。）の開発 1.5 その他漁船員の能力を向上させるための方	第九條 技術協力の促進 1 締約国は、この条約の目的を推進するため、開発途上国の特別の必要性を考慮した上、機関と協議し、及び機関の協力を得て、可能な場合には国、小地域又は地域を単位として、次の事項について技術援助を要請する他の国に対する支援を促進する。 1.1 事務職員及び技術職員の訓練 1.2 漁船員訓練機関の設立 1.3 漁船員訓練機関に対する設備及び施設の供与 1.4 適切な訓練計画（海上航行漁船における実習訓練を含む。）の開発 1.5 その他漁船員の能力を向上させるための方

際労働事務局長及び国際連合食糧農業機関事務局長のそれぞれと協力し、又は協議して、この条約の改正について審議するため、締約国会議を招集する。 3.2 事務局長は、締約国会議において出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択された改正を、受諾のため、全ての締約国に送付する。 3.3 改正は、締約国会議において別段の決定が行われない限り、2.6及び2.8又は2.7及び2.9にそれぞれ定める手続に従い、受諾されたものとみなされ、かつ、効力を生ずる。この場合において、2.7及び2.9中「拡大海上安全委員会」とあるのは、「締約国会議」と読み替えるものとする。	1.3 加入すること。 2 批准、受諾、承認又は加入は、これらのための文書を事務局長に寄託することによって行う。 第十二条 効力発生 1 この条約は、十五以上の国が前条に定めるところにより批准、受諾若しくは承認を条件とすることなく署名し、又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託した日の後十二箇月で効力を生ずる。 2 この条約の効力発生のための要件が満たされた後この条約の効力発生の日までにこの条約の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した国については、その批准、受諾、承認又は加入は、この条約の効力発生の日又はこれらの文書の寄託の日の後三箇月を経過する日のうちいずれか遅い日に効力を生ずる。 3 この条約の効力発生の日の後に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した国については、この条約は、これらの文書の寄託の日の後三箇月で効力を生ずる。 4 この条約の改正が第十条の規定に従って受諾されたときとみなされる日の後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、改正されたこの条約に係るものとする。 第十三条 廃棄 1 締約国は、自国についてこの条約の効力が生ずる日から五年を経過した後は、いつでもこの条約を廃棄することができる。 2 廃棄は、事務局長に対する通告書によって行う。 3 廃棄は、事務局長が廃棄の通告書を受領した後十二箇月で、又は通告書に明記された十二箇	月よりも長い期間を経過した後に、効力を生ずる。 第十四条 寄託者 1 この条約は、機関の事務局長(以下「寄託者」という。)に寄託する。 2 寄託者は、次のことを行う。 2.1 この条約に署名し、又は加入している全ての国の政府に対し、次の事項を通報すること。 2.1.1 新たに行われた署名又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託及びその署名又は寄託の日 2.1.2 この条約の効力発生の日 2.1.3 この条約の廃棄書の寄託及びその受領の日並びに廃棄が効力を生ずる日 2.2 この条約に署名し、又は加入している全ての国の政府に対してこの条約の認証謄本を送付すること。 3 この条約が効力を生じたときは、寄託者は、国際連合憲章第百二条の規定により、その認証謄本を登録及び公表のため、速やかに国際連合事務総長に送付する。 第十五条 用語 この条約は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により原本一通を作成する。 以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの条約に署名した。 千九百九十五年七月七日にロンドンで作成した。	附属書 第一章 一般規定 第一―一規則 定義 1 この附属書の適用上、次の定義を適用する。 1.1 「この規則」とは、この附属書の規則をいう。 1.2 「承認された」とは、この規則に従って締約国により承認されたことをいう。 1.3 「船長」とは、漁船を指揮する者をいう。 1.4 「職員」とは、船長以外の漁船の乗組員であつて、国内法令によりそのように定められているもの又は、国内法令に定めがない場合には、労働協約若しくは慣習によりそのように扱われているものをいう。 1.5 「甲板部の当直を担当する職員」とは、第二―二規則又は第二―四規則に定めるところにより資格を有する職員をいう。 1.6 「機関部職員」とは、第二―五―一―一規則、第二―五―一―二規則又は第二―五―二規則に定めるところにより資格を有する職員をいう。 1.7 「機関長」とは、漁船の推進機関に責任を有し、並びに漁船の機械装置及び電気設備の運転及び保守に責任を有する首席機関部職員をいう。 1.8 「二等機関士」とは、機関長の次の地位にある機関部職員であつて、機関長に事故がある場合に漁船の推進機関に責任を有し、並びに漁船の機械装置及び電気設備の運転及び保守に関し責任を有することとなるものをいう。
--	--	---	--

1.9 「無線通信士」とは、無線通信規則の定めるところにより主管庁が発給し、又は承認する適当な証明書を受有する者をいう。	当たつては、機関が作成する指針を考慮する。	において労働する者であつて漁獲量に応じ報酬を受けるものを含み、水先人、軍艦の乗組員、政府に永続的に勤務するその他の者、漁船において仕事を行う陸上を拠点とする者及び漁業オプザーバーを除く。をいう。	2.2 この規則の適用に当たつては、この条約の一層統一的な実施を世界的に達成するため、STCW-FコードB部に定める関連の指針及び説明資料を、最大限可能な限り考慮すべきである。
1.10 「無線通信規則」とは、効力を有する国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約を補完する無線通信規則をいう。	1.18 「無限定水域」とは、限定水域を越える水域をいう。	1.24 「業務細目」とは、STCW-Fコードに定める一連の作業、任務及び責任であつて、漁船の運航、海上における人命の安全又は海洋環境の保護に必要なものをいう。	2.3 STCW-FコードA部の規定の改正は、附属書に適用される改正手続に関する第十条の規定に従つて採択され、効力を生じ、及び実施される。
1.11 「千九百七十八年のSTCW条約」とは、千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約をいう。	1.19 「長さ(L)」とは、キール線から測つた最小の型深さの八十五パーセントの位置における喫水線における全長の九十六パーセント又は当該喫水線における船首材の前面からラダー・ストックの中心線までの長さのうちいずれか大きいものをいう。傾斜したキールを有するように設計された漁船については、この長さを測るための喫水線は、計画喫水線と平行なものとする。	1.25 「漁業練習船」とは、魚類の採捕及び貯蔵のために設計された専用の練習船であつて、次章の規定により要求される能力の実証及び評価のための訓練の機会を提供するものをいう。	2.4 STCW-FコードB部は、海上安全委員会においてその手続規則に従つて改正される。
1.12 「千九百九十三年のトレモリノス議定書」とは、千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書をいう。	1.20 「型深さ」とは、キール線から作業甲板ビームの船側における上面までを測つた垂直の距離をいう。	1.26 「GMDSS無線通信士」とは、第二一六規則に定めるところにより資格を有する者をいう。	1 締約国の主管庁は、専ら自国の港から運航し、かつ、限定水域内で漁獲を行う長さ四十五メートル未満の漁船において業務を行う乗組員に対して、第二一三規則に定める要件、第二一四規則に定める要件及び第二一五一一一規則、第二一五一一二規則又は第二一五一一三規則に定める要件の全て並びに英語の使用に関する要件を適用することが合理的又は実務的ないと考える場合には、この条約に定める安全の原則から逸脱することなしに、これらの規則の全部又は一部を当該乗組員については適用しないことを決定することができる。この場合において、主管庁は、当該乗組員の訓練及び資格証明に関して自国がとつた措置の詳細を事務局長に報告する。
1.13 「千九百七十七年のケープタウン協定」とは、千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定をいう。	1.21 「STCW-Fコード」とは、決議MSC五六二(108)によつて採択された漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関するコード(機関による改正を含む。)をいう。	1.27 「資格証明書」とは、次章に定めるところにより船長、職員及びGMDSS無線通信士に対して発給され、及び裏書された証明書であつて、その正当な受有者に対し、当該証明書に明記された責任の水準で、その職務区分において業務を行い、かつ、関係する業務細目を遂行する権利を与えるものをいう。	2 この条約の適用上、主管庁は、全ての章について、測定の基礎として、長さ(L)に代えて次の総トン数を使用することを決定することができる。
1.14 「月」とは、一暦月又は一箇月未満の複数の期間から成る三十日をいう。	1.22 「所有者」とは、漁船の所有者又は管理人、代理人、運航者、会社、委任を受けた代表者、裸傭船者その他の当該所有者以外の団体若しくは個人であつて、当該所有者から漁船の運航に係る責任を引き受け、かつ、その引受けに際して、この条約に従つて漁船の所有者に課される義務及び責任を引き継ぐことに同意したものをいう。この場合において、別の団体又は個人が漁船の所有者の義務又は責任の一部を果たすか否かを問わない。	1.28 「技能証明書」とは、漁船員に対して発給される資格証明書以外の証明書であつて、この条約に基づく訓練、能力又は海上航行業務の関連する要件が満たされていることを明記しているものをいう。	2 この条約の適用上、主管庁は、全ての章について、測定の基礎として、長さ(L)に代えて次の総トン数を使用することを決定することができる。
1.15 「海上航行業務」とは、漁船における業務であつて、証明書又は他の資格の発給又は更新に関連するものをいう。	1.23 「漁船員」とは、漁船において、職務区分のいかににかかわらず雇入れられ、若しくは従業し、又は職務を遂行する全ての者(漁船	2 この規則は、STCW-FコードA部の義務的な規定によつて補足され、次の要件に従う。	2 この条約の適用上、主管庁は、全ての章について、測定の基礎として、長さ(L)に代えて次の総トン数を使用することを決定することができる。
1.16 「推進出力」とは、漁船の全ての主推進機関のキロワット表示による連続最大出力であつて、漁船登録の証明書その他の公的文書に記載されているものをいう。	1.23 「漁船員」とは、漁船において、職務区分のいかににかかわらず雇入れられ、若しくは従業し、又は職務を遂行する全ての者(漁船	2 この規則は、STCW-FコードA部の義務的な規定によつて補足され、次の要件に従う。	2 この条約の適用上、主管庁は、全ての章について、測定の基礎として、長さ(L)に代えて次の総トン数を使用することを決定することができる。
1.17 「限定水域」とは、締約国の主管庁が定める締約国の近傍の水域であつて、当該水域内ではある程度の安全が認められており、全ての漁船員の能力及び資格証明の基準につき、当該水域外における業務のための基準よりも低い水準に設定することが可能であるものをいう。主管庁は、限定水域の範囲を決定するに	1.23 「漁船員」とは、漁船において、職務区分のいかににかかわらず雇入れられ、若しくは従業し、又は職務を遂行する全ての者(漁船	2 この規則は、STCW-FコードA部の義務的な規定によつて補足され、次の要件に従う。	2 この条約の適用上、主管庁は、全ての章について、測定の基礎として、長さ(L)に代えて次の総トン数を使用することを決定することができる。

2.1 長さ(一)二十四メートルに相当するものとみなされる総トン数三百トン 2.2 長さ(二)四十五メートルに相当するものとみなされる総トン数九百五十トン 第一―三規則 証明書及び裏書 1 漁船員の資格証明書は、この規則に定めるところにより業務、年齢、身体適性、訓練、能力及び試験に関する要件を満たしている場合のみ、主管庁が発給する。 2 1の規定により締約国が発給する資格証明書には、当該資格証明書の発給を証明する当該締約国が、STCW―FコードA部第一章第三節に定める様式1又は2により裏書をする。 3 証明書及び裏書は、発給する国の公用語で作成するものとし、使用される公用語が英語でない場合には、英語による訳文を付する。 4 締約国は、無線通信士のための証明書の発給については、次のいずれかの方法をとることができる。 4.1 無線通信規則の定めるところにより証明書を発給するための試験に、第二―六規則の規定により要求される追加の知識を含めること。 4.2 第二―六規則の規定により要求される追加の知識を有していることを示す別個の証明書を発給すること。 5 第一―七規則の規定により、他の締約国又は他の締約国から権限を与えられた者が発給した証明書を承認した主管庁は、STCW―FコードA部第一章第三節に定める様式3によりその承認を証明する裏書をする。 6 裏書は、裏書された証明書の有効期間が満了し、又は当該証明書を発給した締約国が当該証明書を撤回し、停止し、若しくは取り消した場合は、直ちに効力を失うものとし、かつ、いかなる場合においても裏書された日の後五年以内に効力を失う。 7 機関長、機関部職員又はGMDSS無線通信士として業務を行うために千九百七十八年のSTCW条約の規定に従ってその受有者に発給された適当な資格証明書は、1の規定の適用上、漁船についての相当する証明書とみなす。 8 千九百七十八年のSTCW条約附属書第一―九規則に定めるところにより発給された健康証明書は、漁船の乗組員について効力を有する。 9 主管庁は、STCW―FコードA部第一章第三節に定める様式1から3までに基づいて当該様式の変形と認められる範囲内で、同節に定める様式と異なる様式を使用することができる。 ただし、当該様式には、少なくとも要求された情報を記載するものとし、記入事項は、ローマ文字及びアラビア数字による。 第一―四規則 監督手続 1 正当に権限を与えられた監督官が第八条の規定に基づいて行う監督は、次の事項に限る。 1.1 漁船において業務を行う漁船員のうちこの条約により証明書を与えられることを要求されている全てのものが、当該証明書を与えられ、又は必要な臨時業務許可書を受有していることを確認すること。証明書は、不正に取得されたものであると認める明確な根拠がある場合及び証明書の所持者が当該証明書の発給を受けた者と異なる者であると認める明確な根拠がある場合を除くほか、認容される。 1.2 漁船が次のいずれかの事態を引き起こしたことにより、当該漁船においてこの条約により要求される当直の基準が維持されていないと認める明確な根拠がある場合に、その漁船員が当該基準を維持する能力を有しているか評価すること。 1.2.1 衝突し、座礁し、又は乗り揚げたこと。 1.2.2 航行中、びよう泊中又は係留中に国際条約に違反して物質を排出したこと。 1.2.3 機関が採択した航路指定の措置又は安全な航行に係る方式及び手続に従わず、無謀な又は危険な操船を行ったこと。 1.2.4 その他人命、財産又は環境に対する危険をもたらすような方法で運航されていること。 2 締約国の監督官は、1の規定により漁船において要件の不備を発見した場合には、適当な措置がとられるようにするため、当該漁船の船長及び主管庁に対し、直ちに文書で通報する。通報には、発見した要件の不備に関する詳細及び当該要件の不備のために人命、財産又は環境に対する危険があると当該締約国が判断する理由を明記する。 3 人命、財産又は環境に対する危険をもたらすと認められる要件の不備には、次のことを含める。 3.1 証明書の受有を要求されている者が、適当な証明書又は臨時業務許可書を所持していないこと。 3.2 甲板部又は機関部の当直体制が、主管庁の定める要件を満たしていないこと。 3.3 安全な航行、安全に関する無線通信又は海洋汚染の防止のために不可欠な装置を操作する能力を有する者が当直を担当していないこと。 3.4 航海を開始する際の最初の当直及びその後の当直に休養をとった者を充てることができること。 第一―五規則 情報の送付 1 事務局長は、締約国が要請する場合には、第四条の規定に基づいて送付を受けた情報を当該締約国に提供する。 2 締約国は、自国についてこの条約が効力を生じた日の後二十四箇月以内に第四条の規定により要求される情報を送付しないときは、事務局長が当該情報を受領するまでの間、この条約に基づく特権を主張することができない。 第一―六規則 資格証明の制度の運用 1 各締約国は、能力に係る基準を達成するために必要な教育及び実習訓練を含む計画がその有効性を確保するために定期的に監視されることを確保するための手段を設定し、及び維持することを約束する。 2 各締約国は、実行可能な範囲内で、発給され、有効期間が満了し、若しくは更新され、滅失した旨が報告され、停止され、又は取り消された第一―三規則及び第二―一規則から第二―一六規則までに定める全ての証明書及び裏書並びに発給された臨時業務許可書の登録簿を管理し、並びに他の締約国によって要請されたときは、当該証明書、裏書及び臨時業務許可書の状況に関する情報を提供することを約束する。 第一―七規則 証明書の承認 1 締約国の主管庁は、第一―三規則の規定に従って裏書することにより他の締約国又は他の締約国から権限を与えられた者が発給した証明書を承認するため、能力に係る基準の要件並びに当該他の締約国による証明書の発給及び裏書の要件が十分に満たされていることを確保する。	合には、直ちに効力を失うものとし、かつ、いかなる場合においても裏書された日の後五年以内に効力を失う。 7 機関長、機関部職員又はGMDSS無線通信士として業務を行うために千九百七十八年のSTCW条約の規定に従ってその受有者に発給された適当な資格証明書は、1の規定の適用上、漁船についての相当する証明書とみなす。 8 千九百七十八年のSTCW条約附属書第一―九規則に定めるところにより発給された健康証明書は、漁船の乗組員について効力を有する。 9 主管庁は、STCW―FコードA部第一章第三節に定める様式1から3までに基づいて当該様式の変形と認められる範囲内で、同節に定める様式と異なる様式を使用することができる。 ただし、当該様式には、少なくとも要求された情報を記載するものとし、記入事項は、ローマ文字及びアラビア数字による。 第一―四規則 監督手続 1 正当に権限を与えられた監督官が第八条の規定に基づいて行う監督は、次の事項に限る。 1.1 漁船において業務を行う漁船員のうちこの条約により証明書を与えられることを要求されている全てのものが、当該証明書を与えられ、又は必要な臨時業務許可書を受有していることを確認すること。証明書は、不正に取得されたものであると認める明確な根拠がある場合及び証明書の所持者が当該証明書の発給を受けた者と異なる者であると認める明確な根拠がある場合を除くほか、認容される。 1.2 漁船が次のいずれかの事態を引き起こしたことにより、当該漁船においてこの条約により要求される当直の基準が維持されていないと認める明確な根拠がある場合に、その漁船	員が当該基準を維持する能力を有しているか評価すること。 1.2.1 衝突し、座礁し、又は乗り揚げたこと。 1.2.2 航行中、びよう泊中又は係留中に国際条約に違反して物質を排出したこと。 1.2.3 機関が採択した航路指定の措置又は安全な航行に係る方式及び手続に従わず、無謀な又は危険な操船を行ったこと。 1.2.4 その他人命、財産又は環境に対する危険をもたらすような方法で運航されていること。 2 締約国の監督官は、1の規定により漁船において要件の不備を発見した場合には、適当な措置がとられるようにするため、当該漁船の船長及び主管庁に対し、直ちに文書で通報する。通報には、発見した要件の不備に関する詳細及び当該要件の不備のために人命、財産又は環境に対する危険があると当該締約国が判断する理由を明記する。 3 人命、財産又は環境に対する危険をもたらすと認められる要件の不備には、次のことを含める。 3.1 証明書の受有を要求されている者が、適当な証明書又は臨時業務許可書を所持していないこと。 3.2 甲板部又は機関部の当直体制が、主管庁の定める要件を満たしていないこと。 3.3 安全な航行、安全に関する無線通信又は海洋汚染の防止のために不可欠な装置を操作する能力を有する者が当直を担当していないこと。 3.4 航海を開始する際の最初の当直及びその後の当直に休養をとった者を充てることができること。	ないこと。 第一―五規則 情報の送付 1 事務局長は、締約国が要請する場合には、第四条の規定に基づいて送付を受けた情報を当該締約国に提供する。 2 締約国は、自国についてこの条約が効力を生じた日の後二十四箇月以内に第四条の規定により要求される情報を送付しないときは、事務局長が当該情報を受領するまでの間、この条約に基づく特権を主張することができない。 第一―六規則 資格証明の制度の運用 1 各締約国は、能力に係る基準を達成するために必要な教育及び実習訓練を含む計画がその有効性を確保するために定期的に監視されることを確保するための手段を設定し、及び維持することを約束する。 2 各締約国は、実行可能な範囲内で、発給され、有効期間が満了し、若しくは更新され、滅失した旨が報告され、停止され、又は取り消された第一―三規則及び第二―一規則から第二―一六規則までに定める全ての証明書及び裏書並びに発給された臨時業務許可書の登録簿を管理し、並びに他の締約国によって要請されたときは、当該証明書、裏書及び臨時業務許可書の状況に関する情報を提供することを約束する。 第一―七規則 証明書の承認 1 締約国の主管庁は、第一―三規則の規定に従って裏書することにより他の締約国又は他の締約国から権限を与えられた者が発給した証明書を承認するため、能力に係る基準の要件並びに当該他の締約国による証明書の発給及び裏書の要件が十分に満たされていることを確保する。
--	---	--	---

2 締約国でない国又は締約国でない国から権限を与えられた者が発給した証明書については、承認してはならない。	じた後二年以内は、この条約の定める適当な証明書又は自国についてこの条約の効力が生ずる前に自国の法令により発給した資格証明書のいずれも受有していない漁船員であつて次の要件を満たすものに對し、従業証明書を発給することができる。	2 いずれかの職についての臨時業務許可書は、当該職の直下の職に就くために正当に証明書を与えられた者に対してのみ与える。当該職よりも下位の職の資格証明についてこの条約が定めていない場合には、臨時業務許可書は、その能力及び経験が当該職に必要とされる要件と明らかに同等であると主管庁の認める者に対して発給することができる。ただし、当該者がいかなる適当な証明書も受有していない場合には、臨時業務許可書が発給されても安全が損なわれないことを明らかにするためのものとして当該者が主管庁の認める試験に合格することを条件とする。主管庁は、適当な証明書の受有者が可能な限り速やかに当該職に就くことを確保する。	1 第一―十一規則 シミュレーターの使用 1 STCW―FコードA部第一章第十一節に規定する性能の基準及び他の規定並びに関係する証明書に係るSTCW―FコードA部に定めるその他の要件は、次の事項について遵守されなければならない。
3 締約国の主管庁は、第一―三規則5及びこの第一―七規則1に定める要件にかかわらず、他の締約国が発給した適当かつ有効な証明書であつて第一―三規則5の規定により要求される裏書をしていないものを受有する者に對し、必要がある場合には、当該締約国を旗国とする漁船において、三箇月を超えない期間業務を行うことを認めることができる。ただし、裏書の申請が当該主管庁に提出されたことを証明する文書を提示することができることを条件とする。	3.1 当該締約国についてこの条約の効力が生ずる前七年以内に三年以上の期間、海上において、当該従業証明書に係る職務区分において業務を行ったことがあること。 3.2 3.1に規定する職務区分において良好に業務を行った証拠を提示したこと。 3.3 締約国が、申請時における年齢を考慮して身体適性(特に、視覚及び聴覚に関するもの)を有すると認めたこと。	3 各締約国は、証明書が必要とされる職務区分ごとの臨時業務許可書の数に係る情報発給実績がない場合を含む。を、毎年一月一日後可能な限り速やかに、事務局長に報告する。	1 各締約国は、この第一―十二規則及びSTCW―FコードA部第一章第十二節の規定に従つて、漁船員の身体適性の基準及び健康証明書の発給のための手続を定める。
1 この条約により証明書が必要とされる職務区分につき締約国が自国についてこの条約の効力が生ずる前に自国の法令により又は無線通信規則の定めるところにより発給した資格証明書及び従業証明書は、当該締約国についてこの条約の効力が生じた後、有効なものと認められる。	1 主管庁は、例外的に必要な場合において人命、財産又は環境に危険が生ずるおそれがないと認めるときは、いずれかの職務区分(関連する無線通信規則に別段の定めがない限り、無線通信士を除く。)において業務を行うための適当な証明書を受有していない者に對し、特定の漁船において、六箇月を超えない特定の期間、当該職務区分において業務を行うことを許可する臨時業務許可書を発給することができる。この場合において、臨時業務許可書の発給を受ける者は、その就くこととなる職の職務を安全に遂行することのできる十分な能力を有していると主管庁の認める者でなければならない。	1 この条約は、締約国が、特に、技術の進歩に応じた及び特殊な形態の漁船に適合した海上航行業務及び船内組織に係る教育及び訓練の制度その他のこの条約が定めるところと異なる教育及び訓練の制度を維持し、又は採用することを妨げるものではない。ただし、漁船の航行上の及び技術的な操船に関する海上航行業務、知識及び技能の水準が、少なくともこの条約が定める要件と同程度に、海上における安全を確保し、かつ、海洋汚染の防止の効果を有するものであることを条件とする。	2 各締約国は、STCW―FコードA部第一章第十二節の規定に従い、漁船員の身体適性の評価について責任を有する者が、漁船員の健康検査を行うことを目的として、当該締約国によって認められた医師であることを確保する。
2 締約国は、自国についてこの条約の効力が生じた後五年を超えない期間、従前の例により資格証明書を発給することができる。当該資格証明書は、この条約の適用上有効なものと認められる。この経過期間において、当該資格証明書の発給は、発給を行う締約国についてこの条約の効力が生ずる前に当該資格証明書に係る特定の部門において海上業務を開始した者に対してのみ行う。締約国は、資格証明書を得ようとする他の全ての者が、この条約の定めるところにより試験を受け、及び証明書を与えられることを確保する。	第一―九規則 臨時業務許可書 1 主管庁は、例外的に必要な場合において人命、財産又は環境に危険が生ずるおそれがないと認めるときは、いずれかの職務区分(関連する無線通信規則に別段の定めがない限り、無線通信士を除く。)において業務を行うための適当な証明書を受有していない者に對し、特定の漁船において、六箇月を超えない特定の期間、当該職務区分において業務を行うことを許可する臨時業務許可書を発給することができる。この場合において、臨時業務許可書の発給を受ける者は、その就くこととなる職の職務を安全に遂行することのできる十分な能力を有していると主管庁の認める者でなければならない。	1 この条約は、締約国が、特に、技術の進歩に応じた及び特殊な形態の漁船に適合した海上航行業務及び船内組織に係る教育及び訓練の制度その他のこの条約が定めるところと異なる教育及び訓練の制度を維持し、又は採用することを妨げるものではない。ただし、漁船の航行上の及び技術的な操船に関する海上航行業務、知識及び技能の水準が、少なくともこの条約が定める要件と同程度に、海上における安全を確保し、かつ、海洋汚染の防止の効果を有するものであることを条件とする。	3 この条約の規定に従つて発給された証明書を受有する乗組員であつて海上において業務を行っているものは、この第一―十二規則及びSTCW―FコードA部第一章第十二節の規定に従つて発給される有効な健康証明書も受有していないなければならない。
3 締約国は、自国についてこの条約の効力が生	と主管庁の認める者でなければならない。	2 1に規定する制度に関する細目は、第四条に定める報告に含める。	4 健康証明書を得ようとする者は、次の4.1又は4.2並びに4.3及び4.4の要件を満たさなければならない。 4.1 十六歳以上であること。

1 無限定水域において運航する長さ二十四メートル 2 主管理片は、緊急の場合には、締約国によって認められた医師がいる次の寄港地まで、乗組員が、有効な健康証明書なしに労働することを許可することができる。ただし、次のことを条件とする。 7.1 許可の期間が三箇月を超えないこと。 7.2 当該乗組員が有効期間が満了した最近の健康証明書を所持していること。 第二章 船長、甲板部の当直を担当する職員、機関部職員及び無線通信士の資格証明 第二一規則 無限定水域において運航する長さ二十四メートル以上の漁船の船長の資格証明のための最小限の要件	4.2 十五歳以上であること(当該証明書を得ようとする者が、国内法令及び国内慣行に従って権限のある機関によって認められる場合に限る。) 4.3 身元関係事項について十分な証明を提出すること。 4.4 締約国が定める適用される身体適性の基準を満たすこと。 5 健康証明書は、最長二年の期間有効とする。ただし、十八歳未満の乗組員の場合には、有効期間は、最長一年とする。 6 健康証明書は、その有効期間が航海中に満了した場合に、締約国によって認められた医師がいる次の寄港地まで、なおその効力を有する。ただし、その期間は、三箇月を超えないものとする。
1 無限定水域において運航する長さ二十四メートル 2.2 STCW FコードA部第二章第一節に定める能力に係る基準を満たすこと。 3 資格証明書を得ようとする者であつて、千九百七十八年のSTCW条約に従って発給された有効な資格証明書を受有しているものは、STCW FコードA部第二章第一節に定める能力に係る基準であつて、相当する千九百七十八年のSTCW条約の証明書の発給のために同等以上の水準が要求されたものについて、再評価されることを要しない。 第二一二規則 無限定水域において運航する長さ二十四メートル以上の漁船において甲板部の当直を担当する職員の資格証明のための最小限の要件	2 トル以上の漁船の船長は、資格証明書を受有していなければならない。 2 資格証明書を得ようとする者は、次の要件を満たさなければならない。 2.1 無限定水域において運航する長さ二十四メートル以上の漁船において甲板部の当直を担当する職員の資格証明のための要件を満たしており、かつ、長さ十二メートル以上の漁船において十二箇月以上の期間承認された海上航行業務を行ったことがあること。ただし、当該期間のうち六箇月を超えない期間について、締約国は、当該海上航行業務を、千九百七十八年のSTCW条約が適用される海上航行船舶において甲板部の当直を担当する職員として行った承認された海上航行業務により代替することを認めることができる。
3 百七十八年のSTCW条約に従って発給された 2.3 STCW FコードA部第二章第二節に定める能力に係る基準を満たすこと。 2.4 無線通信規則に基づき指定された無線通信の任務を遂行するために適当な、第二一六規則に定める関係要件を満たすこと。	2 トル以上の漁船において甲板部の当直を担当する職員は、資格証明書を受有していなければならない。 2 資格証明書を得ようとする者は、次の要件を満たさなければならない。 2.1 十八歳以上であること。 2.2 次のいずれかの期間承認された海上航行業務を行ったことがあること。 2.2.1 承認された訓練計画(STCW FコードA部第二章第二節に定める要件を満たす船上訓練であつて、承認された訓練記録簿に記載されるものを含む。)の一部として、長さ十二メートル以上の漁船又は漁業練習船において十二箇月以上の期間 2.2.2 長さ十二メートル以上の漁船の甲板部において二年以上の期間。ただし、主管理片は、当該海上航行業務を、一年を超えない期間について特別の訓練(この場合において、当該特別の訓練の計画が、これにより代替される、要求される海上航行業務と少なくとも同等のものであることを条件とする。)により、又は千九百七十八年のSTCW条約が適用される承認された記録簿によつて証明される承認された海上航行業務により、代替することを認めることができる。
2.1 限定水域又は無限定水域において運航する長さ二十四メートル以上の漁船において甲板部の当直を担当する職員の資格証明のための要件を満たしており、かつ、長さ十二メートル以上の漁船において甲板部の当直を担当する職員又は船長として十二箇月以上の期間承認された海上航行業務を行ったことがあること。ただし、当該期間のうち六箇月を超えない期間について、締約国は、当該海上航行業務を、千九百七十八年のSTCW条約が適用される海上航行船舶において甲板部の当直を担当する職員として行った承認された海上航行業務により代替することを認めることができる。	1 有効な資格証明書を受有しているものは、STCW FコードA部第二章第二節に定める能力に係る基準であつて、相当する千九百七十八年のSTCW条約の証明書の発給のために同等以上の水準が要求されたものについて、再評価されることを要しない。 第二一三規則 限定水域において運航する長さ二十四メートル以上の漁船の船長の資格証明のための最小限の要件

令和七年四月二十四日 衆議院会議録第二十三号 千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件及び 同報告書

2.2 S T C W—FコードA部第二章第三節に定める能力に係る基準を満たすこと。 3 締約国は、同一の限定水域において運航する全ての漁船及び稼働する全ての構造物の安全に及ぼす影響に留意した上、第一一規則に規定する定義に従って自国が定める限定水域を考慮し、及び能力に係る基準に含めるべき追加の事項を決定すべきである。 4 資格証明書を得ようとする者であつて、千九百七十八年のS T C W条約に従つて発給された有効な資格証明書を受有しているものは、S T C W—FコードA部第二章第三節に定める能力に係る基準であつて、相当する千九百七十八年のS T C W条約の証明書の発給のために同等以上の水準が要求されたものについて、再評価されることを要しない。	2.2.1 承認された訓練計画(S T C W—FコードA部第二章第四節に定める要件を満たす船上訓練であつて、承認された訓練記録簿に記載されるものを含む。)の一部として、長さ十二メートル以上の漁船又は漁業練習船において十二箇月以上の期間 2.2.2 長さ十二メートル以上の漁船の甲板部において二年以上の期間。ただし、主管庁は、当該海上航行業務を、一年を超えない期間について特別の訓練(この場合において、当該特別の訓練の計画が、これにより代替される、要求される海上航行業務と少なくとも同等のものであることを条件とする。)により、又は千九百七十八年のS T C W条約が適用される承認された記録簿によつて証明される承認された海上航行業務により、代替することを認めることができる。	第二一五—一規則 三千キロワット以上の推進出力の主推進機関を備えた漁船の機関長及び一等機関士の資格証明のための最小限の要件 1 三千キロワット以上の推進出力の主推進機関を備えた海上航行漁船の機関長及び一等機関士は、資格証明書を受有していなければならない。 2 資格証明書を得ようとする者は、次の要件を満たさなければならない。 2.1 七百五十キロワット以上の推進出力の主推進機関を備えた漁船において機関部の当直を担当する職員の資格証明のための要件を満たしており、かつ、当該職員の職務区分において、次の期間承認された海上航行業務を行ったことがあること。 2.1.1 一等機関士の資格証明の場合には、資格を有する機関部職員として十二箇月以上の期間 2.1.2 機関長の資格証明の場合には、三十六箇月以上の期間。ただし、資格証明書を得ようとする者が一等機関士として十二箇月以上の期間承認された海上航行業務を行ったことがある場合には、この三十六箇月以上の期間を二十四箇月以上の期間に短縮することができる。 2.2 承認された教育及び訓練を修了し、かつ、S T C W—FコードA部第二章第五—一規則に定める能力に係る基準を満たすこと。	第二一五—二規則 七百五十キロワット以上三千キロワット未満の推進出力の主推進機関を備えた漁船の機関長及び一等機関士の資格証明のための最小限の要件 1 七百五十キロワット以上三千キロワット未満の推進出力の主推進機関を備えた海上航行漁船の機関長及び一等機関士は、資格証明書を受有していなければならない。 2 資格証明書を得ようとする者は、次の要件を満たさなければならない。 2.1 七百五十キロワット以上の推進出力の主推進機関を備えた漁船において機関部の当直を担当する職員の資格証明のための要件及び次の要件を満たしていること。 2.1.1 一等機関士の資格証明の場合には、機関士補又は機関部職員として十二箇月以上の期間承認された海上航行業務を行ったことがあること。 2.1.2 機関長の資格証明の場合には、二十四箇月以上の期間承認された海上航行業務を行ったことがあること。ただし、当該期間のうち十二箇月以上の期間については、一等機関士として業務を行う資格を有し、かつ、機関部職員として業務を行ったものでなければならない。 2.2 承認された教育及び訓練を修了し、かつ、S T C W—FコードA部第二章第五—一二規則に定める能力に係る基準を満たすこと。
1 限定水域において運航する長さ二十四メートル以上の漁船において甲板部の当直を担当する職員は、第二二規則の規定により発給された証明書又は少なくともこの第二二四規則の規定により発給された資格証明書のいずれかを受有していなければならない。 2 資格証明書を得ようとする者は、次の要件を満たさなければならない。 2.1 十八歳以上であること。 2.2 次のいずれかの期間承認された海上航行業	3 資格証明書を得ようとする者であつて、千九百七十八年のS T C W条約に従つて発給された有効な資格証明書を受有しているものは、S T C W—FコードA部第二章第四節に定める能力に係る基準であつて、相当する千九百七十八年のS T C W条約の証明書の発給のために同等以上の水準が要求されたものについて、再評価されることを要しない。	2.1 機関長の資格証明の場合には、三十六箇月以上の期間。ただし、資格証明書を得ようとする者が一等機関士として十二箇月以上の期間承認された海上航行業務を行ったことがある場合には、この三十六箇月以上の期間を二十四箇月以上の期間に短縮することができる。 2.2 承認された教育及び訓練を修了し、かつ、S T C W—FコードA部第二章第五—一規則に定める能力に係る基準を満たすこと。	2.1 機関長の資格証明の場合には、二十四箇月以上の期間承認された海上航行業務を行ったことがあること。ただし、当該期間のうち十二箇月以上の期間については、一等機関士として業務を行う資格を有し、かつ、機関部職員として業務を行ったものでなければならない。 2.2 承認された教育及び訓練を修了し、かつ、S T C W—FコードA部第二章第五—一二規則に定める能力に係る基準を満たすこと。
2.1 十八歳以上であること。 2.2 次のいずれかの期間承認された海上航行業	2.1 十八歳以上であること。 2.2 次のいずれかの期間承認された海上航行業	2.1 機関長の資格証明の場合には、三十六箇月以上の期間。ただし、資格証明書を得ようとする者が一等機関士として十二箇月以上の期間承認された海上航行業務を行ったことがある場合には、この三十六箇月以上の期間を二十四箇月以上の期間に短縮することができる。 2.2 承認された教育及び訓練を修了し、かつ、S T C W—FコードA部第二章第五—一規則に定める能力に係る基準を満たすこと。	2.1 機関長の資格証明の場合には、二十四箇月以上の期間承認された海上航行業務を行ったことがあること。ただし、当該期間のうち十二箇月以上の期間については、一等機関士として業務を行う資格を有し、かつ、機関部職員として業務を行ったものでなければならない。 2.2 承認された教育及び訓練を修了し、かつ、S T C W—FコードA部第二章第五—一二規則に定める能力に係る基準を満たすこと。
2.1 十八歳以上であること。 2.2 次のいずれかの期間承認された海上航行業	2.1 十八歳以上であること。 2.2 次のいずれかの期間承認された海上航行業	2.1 機関長の資格証明の場合には、三十六箇月以上の期間。ただし、資格証明書を得ようとする者が一等機関士として十二箇月以上の期間承認された海上航行業務を行ったことがある場合には、この三十六箇月以上の期間を二十四箇月以上の期間に短縮することができる。 2.2 承認された教育及び訓練を修了し、かつ、S T C W—FコードA部第二章第五—一規則に定める能力に係る基準を満たすこと。	2.1 機関長の資格証明の場合には、二十四箇月以上の期間承認された海上航行業務を行ったことがあること。ただし、当該期間のうち十二箇月以上の期間については、一等機関士として業務を行う資格を有し、かつ、機関部職員として業務を行ったものでなければならない。 2.2 承認された教育及び訓練を修了し、かつ、S T C W—FコードA部第二章第五—一二規則に定める能力に係る基準を満たすこと。

3 三千キロワット以上の推進出力の主推進機関を備えた漁船の一等機関士として業務を行う資格を有する機関部職員は、三千キロワット未満の推進出力の主推進機関を備えた漁船の機関長として業務を行うことができる旨が証明書に裏書されている場合には、当該業務を行うことができる。	C W―FコードA部第二章第五―二節に定める要件を満たす船上訓練であつて、承認された訓練記録簿に記載されるものを含む。の一部として、漁船又は漁業練習船において行つたものでなければならない。	4 必要な理論的知識及び実際の経験を与えるための訓練は、関連のある国際的な規則及び勧告を考慮して行わなければならない。 第二―六規則 漁船におけるG M D S S無線通信士の資格証明のための最小限の要件	2 さらに、二十二年のケーブタウン協定が効力を生じたときに、千九百九十三年のトレモリノス議定書又は同協定により無線設備を設置することが要求される漁船における業務に関する資格証明書であつて、この第二―六規則の規定に基づくものを得ようとする者は、次の要件を満たさなければならない。 2.1 十八歳以上であること。 2.2 承認された教育及び訓練を修了し、かつ、S T C W―FコードA部第二章第六節に定める能力に係る基準を満たすこと。 3 無線通信規則の定めるところにより発給される全ての種類の証明書について、この条約の要件を満たしている旨が裏書されるために要求される知識、理解及び技能は、S T C W―FコードA部第二章第六節に定める。締約国は、知識及び訓練の適当な水準の決定に当たっては、S T C W―FコードB部第二章第六節の関連する勧告についても考慮する。 第二―七規則 船長及び職員の証明書の更新
第二―五―二規則 七百五十キロワット以上の推進出力の主推進機関を備えた漁船において人員の配置がされる機関区域の機関部の当直を担当する職員又は定期的に無人の状態に置かれる無人の状態に置かれる機関区域の当番に指名される機関部職員の資格証明のための最小限の要件	2.3 工作技能訓練と承認された海上航行業務とを合わせて十二箇月の期間行つたことがあること。ただし、当該期間のうち六箇月以上の期間については、承認された訓練計画(S T C W―FコードA部第二章第五―二節に定める要件を満たす船上訓練であつて、承認された訓練記録簿に記載されるものを含む。)の一部として、千九百七十八年のS T C W条約に従つて運航する船舶又は練習船において行つたものでなければならない。	1 この第二―六規則の規定は、2に規定する場合を除くほか、国際条約に定めるところに従い、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度(G M D S S)の下で運航する漁船の無線通信士について適用する。 2 G M D S Sの規定に従うことを要求されない漁船の無線通信士は、この第二―六規則の規定に従うことを要しないが、無線通信規則に従うことを要求される。主管庁は、当該無線通信士について、無線通信規則に定める適当な証明書が発給され、又は承認されることを確保する。 G M D S S無線通信士の資格証明のための最小限の要件 1 G M D S Sの下で運航する漁船において無線通信の任務を担当し、又は遂行する者は、無線通信規則の定めるところにより主管庁が発給し、又は承認するG M D S Sに係る適当な証明	1 この章の規定により発給され、又は承認された証明書を受有している船長及び職員であつて、海上において業務を行つてゐるもの及び海上における業務に復帰する意思を有するものは、海上航行業務に対する適性を維持するため、五年を超えない期間ごとに、次のことを要求される。 1.1 第一―十二規則に規定する身体適性の基準を満たすこと。 1.2 S T C W―FコードA部第二章第七節の規定に従つて専門的能力の維持を確立すること。
1 七百五十キロワット以上の推進出力の主推進機関を備えた海上航行漁船において、人員の配置がされる機関区域の機関部の当直を担当する職員又は定期的に無人の状態に置かれる機関区域の当番に指名される機関部職員は、資格証明書を受有していなければならない。 2 資格証明書を得ようとする者は、次の2.1及び2.5並びに2.2から2.4までのいずれかの要件を満たさなければならない。 2.1 十八歳以上であること。 2.2 工作技能訓練と承認された海上航行業務とを合わせて十二箇月の期間行つたことがあること。ただし、当該期間のうち六箇月以上の期間については、承認された訓練計画(S T	2.4 機関室において、十二箇月以上の期間承認された海上航行業務を行つたことがあること。ただし、当該期間のうち六箇月を超えない期間については、主管庁は、必要と認める場合には、当該海上航行業務を工作技能訓練等の特別の訓練により代替することを認めることができる。この場合において、当該特別の訓練の計画が、これにより代替される、要求される海上航行業務と同等のものであることを条件とする。 2.5 S T C W―FコードA部第二章第五―二節に定める能力に係る基準を満たすこと。 3 締約国は、推進機関の出力及び同一の限定水域において運航する全ての漁船の安全に及ぼす影響に留意した上、限定水域における航海に従事する漁船の機関部職員に対する能力に係る基準の要件及び海上航行業務の要件を変更することができ。	1 この第二―六規則の規定は、2に規定する場合を除くほか、国際条約に定めるところに従い、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度(G M D S S)の下で運航する漁船の無線通信士について適用する。 2 G M D S Sの規定に従うことを要求されない漁船の無線通信士は、この第二―六規則の規定に従うことを要しないが、無線通信規則に従うことを要求される。主管庁は、当該無線通信士について、無線通信規則に定める適当な証明書が発給され、又は承認されることを確保する。 G M D S S無線通信士の資格証明のための最小限の要件 1 G M D S Sの下で運航する漁船において無線通信の任務を担当し、又は遂行する者は、無線通信規則の定めるところにより主管庁が発給し、又は承認するG M D S Sに係る適当な証明	1 この章の規定により発給され、又は承認された証明書を受有している船長及び職員であつて、海上において業務を行つてゐるもの及び海上における業務に復帰する意思を有するものは、海上航行業務に対する適性を維持するため、五年を超えない期間ごとに、次のことを要求される。 1.1 第一―十二規則に規定する身体適性の基準を満たすこと。 1.2 S T C W―FコードA部第二章第七節の規定に従つて専門的能力の維持を確立すること。

2 各締約国は、二千三十一年一月一日前に発給される証明書を得ようとする者に要求した能力に係る基準をSTCW—FコードA部に規定する適当な証明書のための能力に係る基準と比較して、これらの証明書の受有者に対し、再教育のための及び最新の知識の習得のための適当な訓練又は評価を受けるよう要求する必要性を判断する。 3 締約国は、関係者と協議の上、STCW—FコードA部第二章第七節に規定する再教育のための及び最新の知識の習得のための課程を制度化し、又はその制度化を促進する。 4 各主管庁は、船長及び職員が最新の知識を習得するため、自国を旗国とする漁船が海上における人命の安全及び海洋環境の保護に関する国内法令及び国際規則の最新の改正文書を手に入れることができるようにする。	2 各締約国は、二千三十一年一月一日前に発給される証明書を得ようとする者に要求した能力に係る基準をSTCW—FコードA部に規定する適当な証明書のための能力に係る基準と比較して、これらの証明書の受有者に対し、再教育のための及び最新の知識の習得のための適当な訓練又は評価を受けるよう要求する必要性を判断する。 3 締約国は、関係者と協議の上、STCW—FコードA部第二章第八節に規定する再教育のための及び最新の知識の習得のための課程を制度化し、又はその制度化を促進する。 4 各主管庁は、GMDSS無線通信士が最新の知識を習得するため、自国を旗国とする漁船が無線通信及び海上における人命の安全に関する国内法令及び国際規則の最新の改正文書を手に入れることができるようにする。 第三章 全ての漁船員に対する基本的な訓練及び船上の安全について精通するための訓練 第三一規則 全ての漁船員に対する基本的な訓練及び船上の安全について精通するための訓練に関する最小限の要件 1 漁船員は、船内におけるいずれかの任務を割り当てられる前に、STCW—FコードA部第三章第一節の規定に従って次の要件を満たさなければならない。 1.1 主管庁により承認された基本的な訓練及び船上の安全について精通するための訓練を受けること。 1.2 適当な能力に係る基準を満たすこと。 2 証明書が発給されるために必要な資格に基本的な訓練が含まれない場合には、当該証明書の受有者が基本的な訓練の課程を良好に修了したことを示す技能証明書が発給される。	3 証明書を得ようとする者であつて、千九百七十八年のSTCW条約に従つて発給された有効な技能証明書を受有しているものは、STCW—FコードA部第三章第一節の表A—三—一—一から表A—三—一—四までに定める能力に係る基準であつて、相当する千九百七十八年のSTCW条約の証明書の発給のために同等以上の水準が要求されたものについて、再評価されることを要しない。 第四章 当直 第四一規則 任務への適合 当直体制は、当直を担当する乗組員の能力が疲労によつて損なわれることのないようなものでなければならない。当直体制は、航海を開始する際の最初の当直を担当する者及びその後当直を担当する者が十分な休養をとつており、及びその任務の遂行に適している状態にあるように編成する。 第四二規則 漁船において遵守すべき基本的な当直の原則 1 主管庁は、安全な当直が常に維持されることを確保するために遵守すべきSTCW—Fコードに定める要件、原則及び指針につき、漁船の所有者及び運航者、船長、機関長並びに全ての当直を担当する乗組員の注意を喚起する。 2 全ての漁船の船長は、その時の状況を考慮して、当直体制が安全な当直の維持に十分なものであること及び船長の全般的な指揮の下に次のことを確保する。 2.1 甲板部の当直を担当する職員が、任務の遂行中、漁船を安全に航行させる責任を有し、かつ、いかなる時にも船橋又は海図室若しくは船橋制御室のような任務に直接関連する場所を離れないこと。	2.2 無線通信士が、任務の遂行中、適当な周波数で継続的な無線部の当直を維持する責任を有すること。 2.3 機関部の当直を担当する職員が、STCW—Fコードに定めるところに従つて、機関長の指揮の下に、警報があり次第機関区域に行くことのできるようしておくものとし、要求されるときは、当直の責任を有している期間、機関区域を離れないこと。 2.4 漁船の安全のために適切かつ効果的な当直が常に維持されること。 3 いかなる漁船も、少なくともSTCW—Fコードに定める基本的な当直の原則を考慮するものとする。ただし、締約国は、限定水域において運航する極めて小さい漁船については、基本的な原則の完全な遵守を免除することができる。	1 この章の規定により発給され、又は承認された証明書を受有しているGMDSS無線通信士であつて、海上において業務を行つているもの及び海上における業務に復帰する意思を有するものは、海上航行業務に対する適性を維持するため、五年を超えない期間ごとに、次のことを要求される。 1.1 第一—十二規則に規定する身体適性の基準を満たすこと。 1.2 STCW—FコードA部第二章第八節の規定に従つて専門的能力の維持を確立すること。 2 各締約国は、二千三十一年一月一日前に発給される証明書を得ようとする者に要求した能力に係る基準をSTCW—FコードA部に規定す	1 この章の規定により発給され、又は承認された証明書を受有しているGMDSS無線通信士であつて、海上において業務を行つているもの及び海上における業務に復帰する意思を有するものは、海上航行業務に対する適性を維持するため、五年を超えない期間ごとに、次のことを要求される。 1.1 第一—十二規則に規定する身体適性の基準を満たすこと。 1.2 STCW—FコードA部第二章第八節の規定に従つて専門的能力の維持を確立すること。 2 各締約国は、二千三十一年一月一日前に発給される証明書を得ようとする者に要求した能力に係る基準をSTCW—FコードA部に規定す	1 この章の規定により発給され、又は承認された証明書を受有しているGMDSS無線通信士であつて、海上において業務を行つているもの及び海上における業務に復帰する意思を有するものは、海上航行業務に対する適性を維持するため、五年を超えない期間ごとに、次のことを要求される。 1.1 第一—十二規則に規定する身体適性の基準を満たすこと。 1.2 STCW—FコードA部第二章第八節の規定に従つて専門的能力の維持を確立すること。 2 各締約国は、二千三十一年一月一日前に発給される証明書を得ようとする者に要求した能力に係る基準をSTCW—FコードA部に規定す	一 本件の目的及び要旨 平成七年七月七日、国際海事機関(以下「IMO」という。)は、漁船員の資格要件等を定める千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約を採択し、同条約は平成二十四年九月二十九日に発効した。しかし、我が国は、同条約の内容が我が国の漁船にとつて不利なものとなつてゐること等の理由から同条約を締結せず、漁業の現状を踏まえ時代に即した形で漁船員の安全を確保するべく、同条約の包括的見直しの必要性を提起した。これを契機に同条約の改正の検討が行わ
--	---	---	---	--	--	--	---

れ、令和六年五月二十三日、I M Oにおいて本条約の不可分の一部を成す附属書の改正が採択された。

本条約は、漁船員が任務の遂行に必要な能力を備えること等を確保するため、漁船員の訓練及び資格証明並びに当直に関する国際基準を設定することを目的とするものであり、その附属書の改正発効後の主な内容は次のとおりである。

1 条約の規定

(一) 締約国は、本条約及び本条約の不可分の一部を成す附属書を実施することを約束すること。

(二) 締約国は、海上航行漁船の乗組員が任務を遂行するのに必要な能力及び適正を備えることを確保するため、本条約の十分かつ完全な実施に必要な法令の制定その他の措置をとることを約束すること。

(三) 本条約は、締約国を旗国とする海上航行漁船において業務を行う乗組員に適用すること。

(四) 漁船員は、本条約の附属書の規定に従って証明書を与えられること。

(五) 締約国は、自国を旗国とする漁船又は自国が正当に証明書を与えた漁船員に関し、本条約を実施するための国内法令が遵守されていない場合における罰又は懲戒処分について定め、及び執行すること。

(六) 外国漁船の寄港国として監督を行う締約国は、人命・財産又は環境に対する危険をもたらし要件の不備が是正されるまでの間、漁船を航行させないための措置をとること。

2 条約の附属書

(一) 本条約の適用上、締約国の主管庁は、全

ての章について、漁船の長さに代えて対応する総トン数を測定的基础として使用することを決定できること。

(二) 漁船員の資格証明書は、附属書の規則に定めるところにより業務、年齢、身体適性、訓練、能力及び試験に関する要件を満たしている場合にのみ、主管庁が発給すること。

(三) 締約国の監督官は、本条約により証明書を与えられることを要求されている全ての漁船員が、当該証明書を与えられていること等を確認するとともに、漁船において要件の不備を発見した場合には、適当な措置がとられるようにするため、当該漁船の船長及び主管庁に対し、直ちに文書で通報すること。

(四) 漁船員は、船内におけるいずれかの任務を割り当てられる前に、主管庁により承認された基本的な訓練及び船上の安全について精通するための訓練を受け、適当な能力に係る基準を満たすこと。

(五) 安全な当直が常に維持されることを確保するために遵守すべき要件、原則及び指針を踏まえ、全ての漁船の船長が漁船の安全のために適切かつ効果的な当直が常に維持されていること等を確保すること。

なお、本条約の附属書の改正については、令和七年七月一日前に締約国の三分の一以上の国が改正への異議通告を行わない場合には、同日に改正は受諾されたものとみなされ、令和八年一月一日に効力を生ずることになっている。我が国については、本条約は批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後三箇月で効力を生ずることになっている。

よって政府は、本条約の締結について、日本

国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、海上における人命及び財産の安全の確保並びに海洋環境の保護の見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

事業者の認定(重要経済安保情報保護活用法第十八条第一項に規定する適合事業者の認定をいう。)の状況についてを、「による特定秘密」の下に「又は重要経済安保情報」を、「規定する行政機関の長の下に」及び重要経済安保情報保護活用法第二条第二項に規定する行政機関の長を加える。

令和七年四月二十三日
外務委員長 堀内 詔子
衆議院議長 額賀福志郎殿

国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

提出者
令和七年四月二十四日
議院運営委員長 浜田 靖一

国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律
(国会法の一部改正)

第一条 国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二百二条の十三中「状況について」の下に「調査するとともに、行政における重要経済安保情報(重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律(令和六年法律第二十七号。以下「重要経済安保情報保護活用法」という。)第三条第一項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。)の保護及び活用に関する制度の運用を常時監視するため重要経済安保情報の指定(同項の規定による指定をいう。)及びその解除、適性評価(重要経済安保情報保護活用法第十二条第一項に規定する適性評価をいう。)の実施並びに適合

第二百二条の十四中「報告」の下に「及び重要経済安保情報保護活用法第十九条の規定による報告」を加える。

第二百二条の十五第一項中「特定秘密」の下に「又は重要経済安保情報」を加え、同条第二項中「第十条第一項及び第二十三条第二項」を「及び重要経済安保情報保護活用法」に、「第十条」を「、第十条」に改め、「含む。」の下に「と、重要経済安保情報保護活用法第九条第一項第一号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第四百四条第一項(同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。)又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)第一条」とあるのは「第二百二条の十五第一項」と、「審査又は調査であつて、国会法第五十二条第二項(同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。)又は第六十二条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「調査(公開しないで行われるものに限る。)」と、重要経済安保情報保護活用法第二十三条第二項中「第九条」とあるのは「、第九条(国会法第二百二条の十五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同条第三項から第五項までの規定中「特定秘密」の下に「又は重要経済安保情報」を加える。

令和七年四月二十四日 衆議院会議録第二十三号

国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案 衆議院規則の一部を改正する規則案 衆議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程案

七六

第二百二条の十六第一項中「制度」の下に「又は重要経済安保情報」の保護及び活用に関する制度」を加える。

第二百二条の十七第二項中「特定秘密」の下に「又は重要経済安保情報」を加え、同条第三項中「第十条第一項及び第二十三条第二項」を「及び重要経済安保情報保護活用法に」、「第十条」を「、第十条」に改め、「含む。」の下に「と、重要経済安保情報保護活用法第九条第一項第一号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第四百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条」とあるのは「第二百二条の十七第二項」と、「審査又は調査であつて、国会法第五十二条第二項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は第六十二条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査（公開しないで行われるものに限る。）と、重要経済安保情報保護活用法第二十三条第二項中「、第九条」とあるのは「、第九条（国会法第二百二条の十七第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第六項中「特定秘密」の下に「又は重要経済安保情報」を加える。

第二百二条の十九、第四百四条の二及び第四百四条の三中「特定秘密」の下に「又は重要経済安保情報」を加える。

（議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部改正）

第二条 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）の

一部を次のように改正する。

第五条の二（以下同じ。）の下に「若しくは重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号。以下「重要経済安保情報保護活用法」という。）第三条第一項に規定する重要経済安保情報という。以下同じ。）を、「又は特定秘密」の下に「若しくは重要経済安保情報」を加え、「同項の」を「特定秘密保護法第三条第一項の」に改め、「をいう。」の下に「又は重要経済安保情報の指定（重要経済安保情報保護活用法第三条第一項の規定による指定をいう。）を加え、「同項に」を「特定秘密保護法第三条第一項に規定する行政機関の長又は重要経済安保情報保護活用法第二条第二項に」に改める。

第五条の三第二項中「特定秘密」の下に「又は重要経済安保情報」を加え、同条第三項中「第十条第一項及び第二十三条第二項」を「及び重要経済安保情報保護活用法に」、「第十条」を「、第十条」に改め、「含む。」の下に「と、重要経済安保情報保護活用法第九条第一項第一号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第四百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条」とあるのは「議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第五条の三第二項」と、「審査又は調査であつて、国会法第五十二条第二項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は第六十二条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査（公開しないで行われるものに限る）」

る。」と、重要経済安保情報保護活用法第二十三

条第二項中「、第九条」とあるのは「、第九条（議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第五条の三第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第四項から第六項までの規定及び第八項中「特定秘密」の下に「又は重要経済安保情報」を加える。

第五条の四中「特定秘密」の下に「又は重要経済安保情報」を加える。

第五条の五中「特定秘密」の下に「若しくは重要経済安保情報」を加える。

附 則

この法律は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）の施行の日から施行する。

理 由

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律附則第十条の規定に基づく検討を踏まえ、国会において重要経済安保情報の提出を受ける際の手続その他国会における重要経済安保情報の保護措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院規則の一部を改正する規則案

右の議案を提出する。

令和七年四月二十四日

提出者

議院運営委員長 浜田 靖一

衆議院規則の一部を改正する規則

衆議院規則の一部を次のように改正する。

第五十六条の五第一項中「同じ。」の下に「又は重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）第三

条第一項に規定する重要経済安保情報という。以下同じ。）」を加える。

第二百三十四条の二中「特定秘密」の下に「若しくは重要経済安保情報」を加える。

第二百五十六条の二第一項中「特定秘密」の下に「又は重要経済安保情報」を加える。

附 則

この規則は、国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第 号）の施行の日から施行する。

理 由

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律附則第十条の規定に基づく検討を踏まえ、議院又は委員会に提出され、保管されている重要経済安保情報の閲覧手続を定めるとともに、議員が議院又は委員会に提出された重要経済安保情報を漏らした場合の取扱いを明確化する必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

衆議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程案

右の議案を提出する。

令和七年四月二十四日

提出者

議院運営委員長 浜田 靖一

衆議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程

衆議院情報監視審査会規程（平成二十六年六月十三日議決）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十五年法律第八号」の下に「。以下この条において「特定秘密保護法」という。」を加え、「同法」を「特定秘密保護法」に改め、

「状況について」の下に「調査するとともに、行政における重要経済安保情報(重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律(令和六年法律第二十七号。以下この条において「重要経済安保情報保護法」という。))第三条第一項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。の保護及び活用に関する制度の運用を常時監視するため重要経済安保情報の指定(同項の規定による指定をいう。及びその解除、適性評価(重要経済安保情報保護法第十二条第一項に規定する適性評価をいう。))の実施並びに適合事業者の認定(重要経済安保情報保護法第十八条第一項に規定する適合事業者の認定をいう。))の状況について」を、「からの特定秘密の下に」又は重要経済安保情報を、「規定する行政機関の長」の下に「及び重要経済安保情報保護法第二条第二項に規定する行政機関の長を加える。

第四条第一項中「及び」を「並びに」に改め、「特定秘密」の下に「及び重要経済安保情報」を加え、同条第二項中「部分及び」を「部分並びに」に改め、「特定秘密」の下に「及び重要経済安保情報」を加える。

第五条第三項中「特定秘密」の下に「若しくは重要経済安保情報」を加える。

第十一条中「特定秘密」の下に「及び重要経済安保情報」を加える。

第十八条の見出し、第二十条(見出しを含む。)、第二十七条(見出しを含む。))並びに第二十八条の見出し及び同条第一項中「特定秘密」の下に「又は重要経済安保情報」を加える。

第三十一条の見出し中「特定秘密」の下に「又は重要経済安保情報」を加え、同条第一項中「特定秘密」の下に「若しくは重要経済安保情報」を加える。

附 則

この規程は、国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律(令和七年法律第 号)の施行の日から施行する。

理 由

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律附則第十条の規定に基づく検討を踏まえ、衆議院情報監視審査会における重要経済安保情報の保護措置等を定める必要がある。これが、この規程案を提出する理由である。

公益通報者保護法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。
令和七年三月四日

内閣総理大臣 石 破 茂

公益通報者保護法の一部を改正する法律

公益通報者保護法(平成十六年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「公益通報者の解雇の無効及び」を削り、「第二十二条」を「第二十四条」に改める。

第一条中「公益通報者の解雇の無効及び」を削る。

第二条第一項中「次条第二号及び第六条第二号」を「次条第一項第二号及び第六条第一項第二号」に、「次条第三号及び第六条第三号」を「次条第一項第三号及び第六条第一項第三号」に改め、同項第二号中「第四条」を「第四条第一項第一号」に、「第四条及び第五条第二項」を「第四条第一項」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「前二号」を「前三号」に、「労働者であった者又は派遣労働者若しくは派遣労働者を」派遣労働

者(以下この号及び第十一条第二項において「労働者等」という。))若しくは労働者等であった者又は特定受託業務従事者若しくは特定受託業務従事者」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 特定受託業務従事者(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和五年法律第二十五号)第二条第二項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下同じ。))又は特定受託業務従事者であった者 当該特定受託業務従事者に係る特定受託事業者(同条第一項に規定する特定受託事業者をいう。以下同じ。))又は特定受託事業者であった者に業務委託(同条第三項に規定する業務委託をいう。以下この号及び第五条において同じ。))をし、又は当該通報の日前一年以内に業務委託をしていた事業者

第二条第三項第二号中「別表」を「この法律及び別表」に、「同表」を「この法律及び同表」に改める。

第二章の章名中「公益通報者の解雇の無効及び」を削る。

第三条の見出しを「労働者に対する不利益取扱いの禁止等」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

前条第一項第一号に定める事業者は、その使用し、又は使用していた公益通報者が次の各号に掲げる場合においてそれぞれ当該各号に定める公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第三条第三号へ中「第六条第二号ロ」を「第六条第一項第二号ロ」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定に違反して前条第一項第一号に定

める事業者が行った解雇その他不利益な取扱い(解雇以外の不利益な取扱いにあつては、懲戒(労働基準法第八十九条(第九号に係る部分に限る。))の規定に基づき事業者が就業規則に定めた制裁又は事業者と労働者との間の労働契約に定めた制裁をいう。))としてされたものに限る。次項及び第二十一条第一項において「解雇等特定不利益取扱い」という。は、無効とする。

3 公益通報者に対する解雇等特定不利益取扱いが第一項各号に定める公益通報をした日(前条第一項第一号に定める事業者が第一項第二号又は第三号に定める公益通報がされたことを知つて当該解雇等特定不利益取扱いをした場合にあっては、当該事業者が当該公益通報を知つた日)から一年以内(以下「当該公益通報の適用期間」という。))に於いては、当該公益通報をしたことを理由としてされたものと推定する。

第四条及び第五条を次のように改める。

第四条 第二条第一項第二号に定める事業者(当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けるものに限る。次項において同じ。))は、その指揮命令の下に労働する派遣労働者である公益通報者が前条第一項各号に定める公益通報をしたことを理由として、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該公益通報者に係る労働者派遣契約(労働者派遣法第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約をいう。次項において同じ。))を解除すること。

二 前号に掲げるもののほか、当該公益通報者に対して、当該公益通報者に係る労働者派遣をする事業者に派遣労働者の交代を求めることその他の不利益な取扱いをすること。

2 前項(第一号に係る部分に限る。)の規定に違反して第二条第一項第二号に定める事業者が行った労働者派遣契約の解除は、無効とする。 (特定受託事業者に対する不利益取扱いの禁止) 第五条 第二条第一項第三号に定める事業者は、その業務委託をし、又は業務委託をしていた特定受託事業者に係る特定受託業務従事者である公益通報者が第三条第一項各号に定める公益通報をしたことを理由として、当該特定受託事業者に対して、業務委託に係る契約の解除、取引の数量の削減、取引の停止、報酬の減額その他不利益な取扱いをしてはならない。 第六条の見出しを「役員に対する不利益取扱いの禁止等」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。	の適正化等に関する法律第五条及び第六条第三項(同法第十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用を妨げるものではない。 第八条第四項中「第六条を」第六條第二項に、「第二条第一項第四号」を「第二条第一項第五号」に改める。 第九条中「第三条各号に定める公益通報をしたことを理由とする」を削り、「(以下この条において「一般職の国家公務員等」という。)に対する免職その他不利益な取扱いの禁止については、第三条から第五条までの規定にかかわらず、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号。裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。)、国会職員法、自衛隊法及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の定めるところによる」を「については、第三条第二項及び第三項の規定は適用せず、同条第一項及び第二十一条第一項の規定の適用については、第三条第一項中「解雇」とあるのは「懲戒免職、分限免職」と、第二十一条第一項中「解雇等特定不利益取扱い」とあるのは「分限免職又は懲戒処分」とする」に改め、同条後段を削る。	を求めること、公益通報をした場合に不利益な取扱いをすることを告げることその他の行為によつて、公益通報を妨げてはならない。 2 前項の規定に違反してされた合意その他の法律行為は、無効とする。 (通報者探索の禁止) 第十一条の三 第二条第一項各号に定める事業者は、正当な理由がなく、公益通報者である旨を明らかにすることを要求することその他の公益通報者を特定することを目的とする行為をしてはならない。 第十三条第一項及び第二項中「第三条第二号及び第六条第二号」を「第三条第一項第二号及び第六条第一項第二号」に改める。 第十五条の見出しを「(助言及び指導)」に改め、同条中「報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告」を「助言又は指導」に改め、同条の次に次の一条を加える。 (勧告及び命令等) 第十五条の二 内閣総理大臣は、第十一条第一項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定に違反していると認めるときは、事業者に対して、その違反を是正するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。	替えて適用する場合を含む。)の規定の施行に關し必要があると認めるときは、事業者に対して、勧告をすることができる。 5 内閣総理大臣は、第十一条第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定に違反している事業者に対し、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、その旨を公表することができる。 第十六条を次のように改める。 (報告及び検査) 第十六条 内閣総理大臣は、第十一条第一項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告をさせ、又はその職員に、事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2 内閣総理大臣は、第十一条第一項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合に限る。)及び第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告を求めることができる。 3 第一項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第二十条中「及び第十六条を」から第十六条まで「に」、「に適用しない」を「には、適用しない」に改める。 第二十二条中「第十五条を」第十六条第二項に
3 第五条の規定は、特定受託事業者に係る取引	がなく、公益通報をしない旨の合意をすること	4 項の規定により読み替えて適用する場合に限る。」及び第二項(同条第三項の規定により読み	改める。

改め、同条を第二十四条とし、同条の前に次の一条を加える。

第二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本項の罰金刑を科する。

一 第二十一条第一項 三千万円以下の罰金刑
二 第二十一条第二項 同項の罰金刑

2 前項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、国及び地方公共団体には、適用しない。
第二十一条を第二十二条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

第二十一条 第三条第一項の規定に違反して解雇等特定不利益取扱いをしたときは、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の二第二項の規定による命令に違反したとき。

二 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 この法律による改正後の公益通報者保護

法(以下「新法」という。)の規定(罰則を除く。)は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされたこの法律による改正前の公益通報者保護法(附則第六条において「旧法」という。)第二条第一項に規定する公益通報にも適用する。

(労働者に対する不利益取扱いに関する経過措置)
第三条 新法第三条第一項及び第二項の規定は、この法律の施行後にされた解雇その他不利益な取扱いについて適用し、この法律の施行前にされた解雇その他不利益な取扱いについては、なお従前の例による。

2 新法第三条第三項の規定は、解雇以外の不利益な取扱いについては、この法律の施行後に懲戒(同条第二項に規定する懲戒をいう。)としてされたものについて適用する。

3 この法律の施行前にされた解雇に係る新法第三条第三項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「公益通報者保護法の一部を改正する法律(令和七年法律第 号)による改正前の第三条」とする。

(派遣労働者に対する不利益取扱いに関する経過措置)
第四条 新法第四条第一項第一号に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後にされた同号に掲げる行為について適用し、この法律の施行前にされた同号に掲げる行為に相当する行為については、なお従前の例による。

(通報妨害に係る法律行為の無効に関する経過措置)
第五条 新法第十一条の二第二項の規定は、この法律の施行後にされた公益通報をしない旨の合意その他の法律行為について適用し、この法律の施行前にされた当該法律行為については、適

用しない。

(報告及び勧告に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前に旧法第十五条の規定により報告を求められ、かつ、この法律の施行の際現に報告がされていないものについては、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧法第十五条の規定による勧告を受けた事業者が当該勧告に従わなかった場合における公表については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況を勘案し、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理 由

最近における国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令に違反する事実の発生状況等に鑑み、これらの法令の規定の遵守を図るため、公益通報者の範囲を拡大するとともに、公益通報をしたことを理由とする不利益取扱いの禁止等の措置を強化するほか、公益通報に適切に対応

するために事業者がとるべき措置の充実強化を図るための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公益通報者保護法の一部を改正する法律案
(内閣提出に関する報告書)

一 議案の目的及び要旨

本案は、近年の事業者の公益通報への対応状況及び公益通報者の保護を巡る国内外の動向に鑑み、事業者が公益通報に適切に対応するための体制整備の徹底と実効性の向上、公益通報者の範囲拡大、公益通報を阻害する要因への対処及び公益通報を理由とする不利益な取扱いの抑止・救済の強化を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 事業者が公益通報に適切に対応するための体制整備の徹底と実効性の向上

(一) 公益通報対応業務の従事者指定義務に違反する事業者に対し、現行法の指導・助言、勧告権限に加え、勧告に従わない場合の命令権及び命令違反時の刑事罰を新設すること。また、事業者に対する現行法の報告徴収権限に加え、立入検査権限を新設するとともに、報告懈怠、検査拒否等に対する刑事罰を新設すること。

(二) 現行法の体制整備義務の例示として、労働者等に対する事業者の公益通報対応体制の周知義務を明示すること。

2 公益通報者の範囲拡大

公益通報者の範囲に、事業者と業務委託関係にあるフリーランスを追加し、公益通報を理由とする業務委託契約の解除その他不利益な取扱いを禁止すること。

3 公益通報を阻害する要因への対処

(一) 事業者が、労働者等に対し、正当な理由

がなく、公益通報をしない旨の合意をすることを求めること等によって公益通報を妨げる行為をすることを禁止し、これに違反してされた合意等の法律行為を無効とすること。 (二) 事業者が、正当な理由がなく、公益通報者を特定することを目的とする行為をすることを禁止すること。 4 公益通報を理由とする不利益な取扱いの抑止・救済の強化 (一) 公益通報後一年以内の解雇又は懲戒は公益通報を理由としてされたものと推定すること。 (二) 公益通報を理由として解雇又は懲戒をした者に対し、直罰を新設すること。 (三) 公益通報を理由とする一般職の国家公務員等に対する不利益な取扱いを禁止し、これに違反して分限免職又は懲戒処分をした者に対し、直罰を新設すること。 5 施行期日 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 二 議案の修正議決理由 近年の事業者の公益通報への対応状況及び公益通報者の保護を巡る国内外の動向に鑑み、事業者が公益通報に適切に対応するための体制整備の徹底と実効性の向上、公益通報者の範囲拡大、公益通報を阻害する要因への対処及び公益通報を理由とする不利益な取扱いの抑止・救済の強化を講じようとする本案は、おおむね妥当なものと認めるが、検討規定について、検討の目途を「施行後五年」から「施行後三年」とする修正を行う必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。	なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。 右報告する。 令和七年四月二十四日 消費者問題に関する特別委員長 浦野 靖人 衆議院議長 額賀福志郎殿 (別紙) 公益通報者保護法の一部を改正する法律案に対する修正 公益通報者保護法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。 附則第九条中「五年」を「三年」に改める。 (別紙) 公益通報者保護法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。 一 公益通報を理由とした不利益取扱いに関し、解雇・懲戒に加え、通報に対する報復を目的とした配置転換についても無効とした上で、民事裁判において事業者側に立証責任を負わせること及び当該配置転換を行った者に対する刑事罰の適用についての検討を行うこと。 二 公益通報を行う者とする者が躊躇することのないよう、資料の持ち出し等のいわゆる「公益通報に付随する行為」に関しても、公益通報を理由とした不利益取扱いと同様に解雇・懲戒について禁止するとともに、これを無効とした上で、民事裁判において事業者側に立証責任を負わせること及び「公益通報に付随する行為」を理由に解雇・懲戒を行った者に対する刑事罰の適用についての検討を行うこと。 三 公益通報の通報先である内部通報窓口の充実を図るため、公益通報対応体制整備義務の対象	事業者の拡大についての検討を行うこと。 四 事業者における通報の妨害及び通報者探索の禁止対象とならない「正当な理由」について、考え方を明らかにするとともに、内閣総理大臣が定める指針等において、潜脱的な行為を防ぐため、その範囲を限定して規定した上で適切な周知を行うこと。 五 昨今の地方公共団体における公益通報制度に係る事案を念頭に、消費者庁は地方公共団体に対する地方自治法に基づく技術的助言を行うとともに、地方自治の本旨を踏まえ、本法第二十条にある国及び地方公共団体への除外規定の在り方についての検討を行うこと。 六 濫用的通報が公益通報対応業務従事者等の内部通報担当者の負担となることに鑑み、消費者庁は法が適正に運用されることを目的として濫用的通報の実態を調査し、その結果を踏まえ必要な措置を検討すること。 七 消費者庁は、内部通報体制整備義務の履行を徹底し、新設された立入検査権を実効性あるものとするため、同庁内部の人材育成・人員増強・必要な予算の確保を行うとともに、将来的に本法の規定に違反した事業者に対する行政措置を十分に担うことのできる体制を整えるための組織的基盤の強化を図ること。 八 本法附則第九条に基づく本法の見直しは、本委員会での審議を踏まえ、「公益通報者保護制度検討会報告書」に挙げられた検討項目等の諸課題について、速やかに随時立法事実の収集に努め、必要に応じて改正についての具体的な検討を行うこと。 九 本法附則第九条に基づく検討に当たっては前述したものに加え、正当な理由のない通報者探索に対する規制の在り方、保護される者の範囲の更なる拡大、公益通報に該当する行為に係る	刑事上の責任の免除、公益通報に関する紛争の迅速かつ適正な解決に資する制度の在り方、通報対象事実の範囲の抜本的な見直し、事業者の内部通報窓口の設置に係る負担軽減等についても検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
---	--	---	---